

ナマステ・インド

インドへの投資家のための
包括的ガイド



免責事項

- 本免責事項は、本文書の使用について規定するものです。本文書を使用することにより、あなたは本免責事項を完全に承諾することになります。
- 本文書は、インドで利用可能な投資選択肢、規制順守、その他の関連情報に関する一般的概要を提供するものであり、いかなる形でも、投資に関する財務アドバイスを提供するものではありません。本文書に記載されている情報に依拠する前に、ご自身の顧問弁護士やファイナンシャルアドバイザーにご相談ください。
- ドイツ銀行 AG（当行）は、いかなる事業の損失に関しても、皆様に責任を負うことはありません。これは、利益、収益、売上高、使用、生産物、予想される預金、事業、契約、商業機会、のれんに関する損失または損害を含みますが、これに限定されるものではありません。
- 本文書に記載されている情報は、私的使用だけを目的としたものであり、当行も、当校の職員もこれに責任を負わないという明示的な理解を信頼したうえで提供されております。
- 本文書に記載されている情報は、2016年8月31日時点の最新情報です。それ以降の更新につきましては、読者ご自身で、投資アドバイザーや税務コンサルタントにご相談されるか、規制機関のウェブサイトをご参照ください。

PRAVEEN GARG, IAS
Joint Secretary



भारत सरकार
GOVERNMENT OF INDIA
वित्त मंत्रालय
MINISTRY OF FINANCE
आर्थिक कार्य विभाग
DEPARTMENT OF ECONOMIC AFFAIRS
नॉर्थ ब्लॉक, नई दिल्ली – 110001
NORTH BLOCK, NEW DELHI - 110001

September 10, 2016

Preface

Against a background of weak global growth, India has stood out as the best performing major economy in the world. Consistent policies, stable currency and investment friendly environment has ensured that India remains the top pick among its peers for global investment community.

2. Foreign Portfolio Investors (FPI) Regulations which introduced a universal entry model for portfolio investments into India in 2014, has contributed towards the goal of attracting investments in Indian capital markets by adding process efficiency and a harmonized framework to international investors.

3. The reference guide Namaste India, first published in 2014, is a comprehensive handbook on accessing Indian capital markets. Congratulations to the Deutsche Bank team for their efforts in publishing this Third Edition 2016.

(Praveen Garg)



राजीव कुमार अग्रवाल
पूर्णकालिक सदस्य
Rajeev K. Agarwal
Whole Time Member

भारतीय प्रतिभूति और विनियम बोर्ड
Securities and Exchange Board of India

September 16, 2016

Preface

Foreign Portfolio Investors (FPI) Regulations 2014, designed to usher in a harmonized and universal entry model for foreign portfolio investments into India, has proved to be an important milestone in the development of Indian capital markets. As India, being the fastest growing economy at this point of time, continues to be the preferred destination for foreign investors, a stable and investor friendly framework of FPI Regulations will play a critical role in facilitating capital inflow in the country.

Deutsche Bank team has been making commendable efforts in providing clarity and insights to global investment community, and supporting the overall policy focus on ease of doing business. The Namaste India publication is making an important and informative contribution by providing an annual comprehensive update to this guide for FPI investors.

Best wishes to the Deutsche Bank team publishing the 2016 Edition of "Namaste India: The comprehensive guide for professionals investing in India".



RAJEEV KUMAR AGARWAL



भारतीय रिज़र्व बैंक
RESERVE BANK OF INDIA

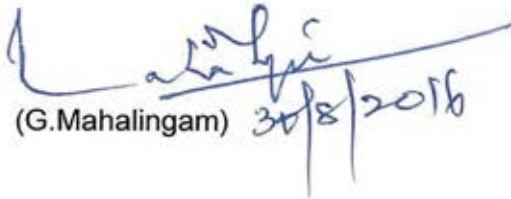
www.rbi.org.in

कार्यपालक निदेशक
Executive Director

As the fastest growing major economy in the world, India remains an outperformer among its peers in emerging markets. As the opportunities in the Indian economy continue to attract global capital, Foreign Direct Investments (FDI) and Foreign Portfolio Investments (FPI) have shown record inflows in recent months.

As we become a significant participant in the global investment flows, the regulatory framework in India has evolved rigorously and is able to address a wide range of asset classes, investor categories and product requirements, "Namaste India" publication is an excellent effort in making available a definitive access guide to Indian capital markets for global investors.

I congratulate the Deutsche Bank team in bringing out this Third Edition of the Namaste India guidebook which, I am sure, will prove to be a popular and useful tool for foreign portfolio investors as the earlier editions.


(G.Mahalingam) 30/8/2016

केन्द्रीय कार्यालय भवन, शाहीद भगतसिंह मार्ग, मुम्बई - 400 001. भारत
फ़ोन : (91) 22-2270 4222 फ़ैक्स : (91) 22-2270 4221 ई-मेल : gmahalingam@rbi.org.in

Central Office Building, Shahid Bhagat Singh Marg, Mumbai - 400 001. INDIA
Tel : (91) 22-2270 4222 Fax: (91) 22-2270 4221 E-mail : gmahalingam@rbi.org.in

हिंदी आसान है, इसका प्रयोग बढ़ाइए

目次

1. 序文	01
1.1. 背景 - FPI	03
1.2. 2016年版の新着情報	03
1.3. 本ガイド全体のナビゲーション	04
2. インドの証券市場 - 概要	05
2.1. 市場：参加者と構成	05
2.2. 法的枠組み	06
2.3. 規制構造	08
2.4. 最近の市場の動向	11
2.4.1. 事業展開の容易さ	11
2.4.2. 破産・倒産法	12
2.5. 資本市場概要	12
2.6. 取引ガイドラインの概要	14
2.7. 資産クラス	14
2.7.1. 証券識別	14
2.7.2. 株式	15
2.7.3. 債券	15
2.7.4. デリバティブ	18
2.7.5. インド預託証券（IDR）	18
2.7.6. その他の商品	18
2.8. 外国為替	19
3. インドへの投資ルート	21
3.1. 外国投資の手段	21
3.2. 外国ポートフォリオ投資家（FPI）	22
3.3. FDI概要	24
3.3.1. 一般的条件	25
3.3.2. 総合上限	25
3.3.3. FDIが禁止されているセクター	26
3.3.4. FDIが許可されているセクター	26
3.4. FVCI概要	28
3.4.1. 市場参入	28
3.4.2. 投資制限	29
3.4.3. FPIとしてのFVCI	29
3.4.4. アクセス商品	30
4. 外国ポートフォリオ投資家（FPI） - 市場参入	31
4.1. 序文	31
4.2. 適格基準	32
4.3. カテゴリー分類	33
4.4. 登録プロセスと必要書類	34
4.5. 指定預託機関参加者（DDP）の役割	34
4.6. 登録有効期間と手数料	34
4.6.1. 条件付登録	35
4.6.2. 投資顧問会社に基づくカテゴリー分類	35
4.6.3. 登録放棄	35
4.6.4. 登録期限終了後の証券売却手続（FII/FPI）	35

4.7. その他の適用される規範	36
4.7.1. 自国管轄区域での遵守 – ステータスの変更	36
4.7.2. 重要情報の変更	36
4.7.3. 名称の変更	36
4.8. FII/サブ・アカウントからFPIへの移行	37
4.9. PAN (Permanent Account Number : 税務番号) に関する要件	37
4.10. 外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任	39
4.11. 行動規範	39
4.12. インドに投資を行う外国投資家のためのアカウント構造	40
5. 比較表	41
5.1. 以前のFIIモデルとの比較	41
5.2. カテゴリー分類の効果	42
5.3. 外国投資家に許可されている投資	44
6. 顧客確認 (KYC) フレームワーク	47
7. 投資ガイドライン	51
7.1. 株式	51
7.1.1. 外国人保有比率の上限	51
7.1.2. 投資上限額のモニタリング	52
7.2. 債券投資	53
7.2.1. 国債限度額のオークション	53
7.2.2. 社債 (インドの企業がオンショアとオフショアで発行した、インドルピー建ての債券)	56
7.3. その他の許可されている商品	58
7.4. 一般的な投資制限	59
7.5. デリバティブ	60
7.5.1. 金利先物 (IRF)	60
7.5.2. 通貨デリバティブ	61
7.6. 証券貸借	61
7.7. 報告要件	63
8. オフショアデリバティブ商品 - ODI	65
9. 銀行取引通貨のヘッジングガイドライン	69
9.1. 許容される金融機関	69
9.2. 通貨のヘッジング	69
9.2.1. 外国ポートフォリオ投資家に許容されている枠	69
9.3. ASBAに基づく新規株式公開 (IPO) 関連フローに認められる外国通貨-ルピースワップ	71
9.4. 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加	71
9.5. FPIの責務	74
9.6. ポジションのモニタリング	74
9.7. 通貨トレンド	75
10. 清算と決済の環境	77
10.1. 序文	77
10.2. 株式	78
10.3. 債券	81
10.4. デリバティブセグメント	86
10.5. 証券貸借	86

10.6. リスク管理 - 概要	88
10.7. 証拠金	91
10.7.1 現金市場における証拠金	91
10.7.2 SLBセグメントにおける証拠金	92
10.7.3 取引所の債券セグメントの証拠金	92
10.7.4 国債市場における証拠金	93
10.7.5 デリバティブセグメントにおける証拠金	93
10.8. 投資の手段	95
10.8.1 プライマリー市場	95
10.8.2 セカンダリー市場	96
10.8.3 国債	96
10.9. 資産サービス（コーポレート・アクション概要）	97
10.9.1 コーポレート・アクションの種類	97
10.9.2 通知	98
10.9.3 ライフサイクル – 必須のコーポレート・アクション	99
10.9.4 ライフサイクル – 任意のコーポレート・アクション	99
10.9.5 コーポレート・ガバナンス（議決権行使／電子議決）	100
11. 税金面	103
11.1. 源泉課税（WHT）	103
11.1.1. 利子への課税	104
11.1.2. 配当金への課税	104
11.2. キャピタル・ゲイン課税	104
11.3. 有価証券取引税（STT）	104
11.4. 税率	105
11.5. 予納税	106
11.6. 課税フロー	107
11.7. 二重課税回避	108
11.7.1. インド・モーリシャス条約機構	108
11.7.2. インド・キプロス条約機構	109
11.8. 最低代替税（MAT）	109
11.9. 一般的租税回避防止規定（GAAR）	109
11.10. 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）／共通報告基準（CRS）	110
11.10.1. FATCA	110
11.10.2. CRS	110
11.10.3. FATCAとCRSに関する重要なタイムライン	110
11.10.4. 報告金融機関（RFI）のための報告要件	110
11.11. 物品サービス税	111
12. 報告要件	113
13. 業界見通し	117
添付	129
添付1：FPI登録用申請書フォーマット	129
添付2：FPI登録に必要な書類	137
添付3：役立つ参照リンク一覧	154
添付4：インドの主要連絡先	155
添付5：略語の一覧	158

序文

『ナマステ・インド』の初版と第2版（2014年、2015年）は、顧客の皆様から素晴らしいフィードバックを受け、当行の期待を大きく上回りました。この素晴らしい成功を元に、当行のチームは、第3版の作成にあたって、さらに懸命に意欲的に取り組みました。第3版はいくつかの面で第2版よりも改善されています。

当行は、現在まで、市場をリードするプロバイダーとしての役割を含め、インドにおけるカストディアンとして輝かしい22年間を過ごして参りました。インド投資のための包括的ガイドとして認識されるようになった『ナマステ・インド』の第3版を出版することに計り知れない喜びを覚えます。今回の第3版は、外国投資家がインドへのポートフォリオ投資を開始するにあたっての全ての手順に関するガイドの面で最新であるだけでなく、「業界見通し」というエキサイティングな新しいセクションが加えています。ここでは、インド一流の税理士や弁護士事務所が寄稿した記事が記載されています。また、ユーザーエクスペリエンスを高めるため、グラフやチャートの形で新しいデータポイントもいくつか紹介しています。

その他多くの新興国との比較で見た場合に、資金流入額が非常に多いことから分かるように、インドは、外国投資家にとって引き続き魅力的な市場となっています。過去数年間に見られた政策の勢いにより、自らの成長ストーリーを強化するため、インドへのエクスポージャーを追加または増加するグローバル投資家が増えてきています。

本書の内容および発行に関し、貴重なフィードバックや支援を下された当行のクライアント、パートナー、他の仲介機関の皆様には感謝の意を申し上げます。



Anjali Mohanty

マネージングディレクター
グローバル・トランザクション・バンキング インド・グローバル証券サービス 投資家サービス責任者
ドイツ銀行 AG
電話: +91-22-7180-4041
Eメール: anjali.mohantv@db.com



Sriram Krishnan

ディレクター
ドイツ銀行 AG グローバル・トランザクション・バンキング インド・グローバル証券サービス 投資家サービス責任者
電話: +91-22-7180-3579
Eメール: sriram-a.krishnan@db.com

序文

インドは、過去20年以上にわたって、外国投資家が好む投資先の一つとなっています。現在、成長と開発に向けた、明確に特定されたテーマを背景に、勢いがある政策という形で大きなプラスの要因があることから、インドが特に際立っています。ますます多くの外国投資家が、インドの成長ストーリーに参加することを求めています。外国ポートフォリオ投資家（FPI）のための市場参入制度はかなり安定しており、オンショアアクセス（FPIルート）とオフショアアクセス（ODIルート）全般にわたって、広範に均等な機会が存在しています。

インドへの投資家は、長きにわたり、特にポートフォリオ投資を通じたオンショアアクセスに関する規則についての包括的ハンドブックの必要性を感じていました。『ナマステ・インド』シリーズを通じて、ドイツ銀行インドが既にこのギャップをかなり埋めてきたとクライアントの皆様が感想を述べて下さる時が、当行にとって誇れる瞬間です。初版と第2版はインドのチームと非常に密接に協力し合ったことから、今回の第3版に至るまで、こういった慣習が続いているのを拝見して非常に嬉しく思います。第3版は、これまでのものよりも多くの情報を提供しています。当チームは、一流の会計事務所や弁護士事務所からの最近のテーマの動向についての記事を記載した「業界見通し」に関する新しいセクションもまとめました。

今回の出版に際し、素晴らしい仕事を成し遂げたインドチームに祝福の意を表します。今回の第3版について、これまでのものと同様、クライアントの皆様役に役立つものと確信しています。



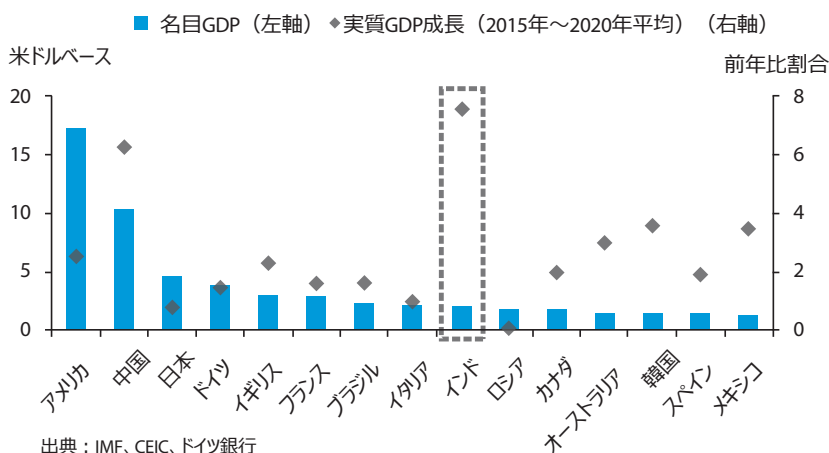
Anand Rengarajan

マネージングディレクター
アジア太平洋 投資家サービス共同責任者
グローバル証券サービス
CIB - グローバル・トランザクション・バンキング
Eメール: anand.rengaraian@db.com

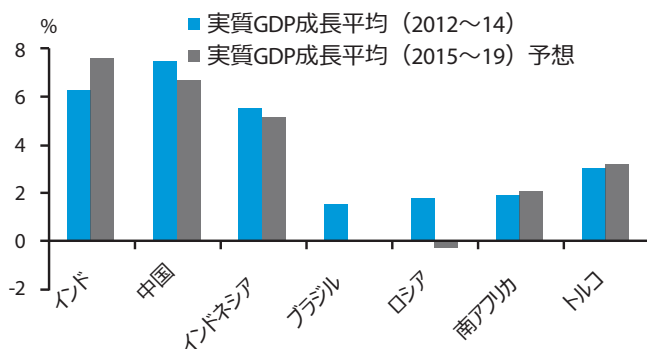
1. 序文

世界成長に対する逆風や市場に広がる不確実性の中においても、インドは、世界で最も成長の速い主要経済国であり続けると期待されています。インドの株式市場と債券市場は、グローバル投資コミュニティにとって、依然として最も魅力的な投資先となっています。外国投資家からの資金流入は、中期的に成長が続くと予想されています。

GDPが1兆米ドルを上回る国で、今後5~6年間にインドほど早い速度で成長する可能性が高い国はありません



当行では、インドがその他の主要新興国よりも速く成長すると予想しています



製造インフラ、起業家精神、開発スキルを奨励するための政府の取り組みは、投資家の関心をさらに高めると予想されています。投資需要の高まりを受け、また、外国投資家がこの経済成長に参入できるよう、政府は外国投資家の参入や投資を緩和し、投資に向けた新しいセクターを開始し、ITや新しいテクノロジーを効率的に活用するためのステップも実施しました。最も顕著な構造改革である物品サービス税（GST）は成功が見込まれ、さらなる経済成長を促すと予想されています。

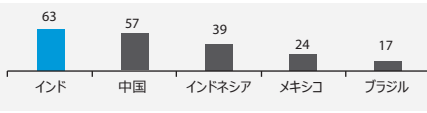
政府：主要な取り組み

主要テーマ

インドで製造	スタートアップ・インド	スキル・インド	Jan Dhan Yojna	デジタル・インド
投資を促進し、イノベーションを育成するため、業界最高レベルの製造インフラを構築する目的	スタートアップ企業の成長を促すエコシステムを作り出すことにより、起業家精神の育成とイノベーションを促進	国民のスキリングのニーズへの対応を目的とした魅力的なエコシステムの提供を助けるため	金融包摂：弱いセクターや低所得者層に対し、様々な金融サービスへのアクセスを確保	デジタル技術の活用により、国家を変革させ、全国国民のために機会を創出
5件の主要セクターで約2兆米ドルの投資の確約を受けました	2020年までに毎年2,000社の新規スタートアップ企業*	職業訓練の人数枠が1億8,500万件（2014年から22%増）	2億1,700万人の銀行口座を持たない人々が銀行口座を持てるように	全ての国民にデジタルサービス、知識、情報へのアクセスを可能にし、力を与える

*NASSCOMの予想

マクロ経済面での業績

GDP成長が最速	<ul style="list-style-type: none"> 2016年度GDP成長率7.56%で、インドは世界の成長率をリードしています 2016年第1四半期のインド経済の成長率は7.9%で、中国の成長率を1.2%上回りました 												
FDI投資先トップ	<ul style="list-style-type: none"> 2016年度、グローバルではFDIは16%縮小した一方、インドのFDI流入額は合計400億米ドルと、前年比29.32%増となりました 												
2015年中 No.1のグリーンフィールド投資 (SB)	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>投資額 (SB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>メキシコ</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>ブラジル</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	国	投資額 (SB)	インド	63	中国	57	インドネシア	39	メキシコ	24	ブラジル	17
国	投資額 (SB)												
インド	63												
中国	57												
インドネシア	39												
メキシコ	24												
ブラジル	17												
事業展開の容易さが改善	ランキング上昇 <ul style="list-style-type: none"> 「事業展開の容易さ」で12ランク（130位） 2016年UNCTAD世界投資レポートで6ランク（9位） 												

予想される将来の成長ドライバー

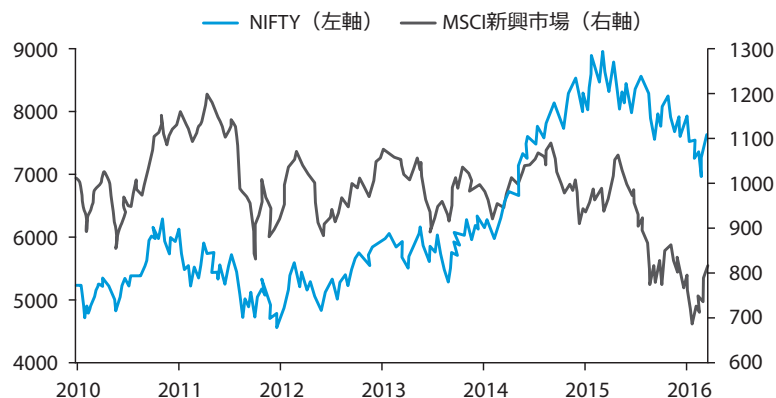
「世界最速の経済成長国」を維持	<ul style="list-style-type: none"> 平均を上回る季節風予想 投資と消費の増加 緩やかなインフレの継続
リベラルで透明性の高いFDIポリシー	<ul style="list-style-type: none"> 20件のサービスを、シングル・ウィンドウ・クリアランスをサポートするeBizポータルと統合 90%のFDIが自動ルートを使用
さらなる構造改革の実施	<ul style="list-style-type: none"> モンスーンセッションにGST法案が通過したことで効率性の改善が見込まれる 土地・労働改革が生産性を高めると予想される
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 石炭や通信スペクトラムなどへのオークションなどの透明性の高いポリシーの導入に対する政府の取り組み 収益漏出を最低限に抑えるための手当直接給付 プロジェクトファイナルの時間限界許可

インドの人口動態は依然としてポジティブです。インドの15歳から64歳の人口は、現在の7億8,100万人から20年後には約10億人に達すると予想されています。つまり、労働人口は30%以上増となります（出典：国連人口データベース）。なかでも、都市化の高まりが、中産階級の消費の急増につながる可能性が高いと思われます。インドは2030年までに米国と中国を追い抜き、今後数十年の間に中産階級の需要をリードする有力な源となる予定です。

インドの消費者にとってポジティブな信頼環境を設計するため、複数の原動力が正しく配置されています。中央政府雇用者に対する一人当たり可処分所得の引き上げが、季節風の恵み（干ばつが2年連続した後）、低金利、流動性緩和が相俟って、短期的な総需要を大きく高めるはずで

企業景況感の高まり、経済成長の加速、財政再建、インフレ後退、安定した通貨、短期的な巨額のインフラ投資により、インドへの投資が魅力的なものになります。労働人口の拡大、対GDP債務比率が低いことといった長期的競争力や、IT／FinTechなど新世代産業における優位性、金融セクター成長の見込みや投資機会など、インドが持つ利点を包括して見ると、限界がないように思われます。

インドの株式市場は市場平均を上回ってきました



出典：Bloomberg Finance L.P.、ドイツ銀行

インドの経済政策立案者は、引き続き対内資金流入や規制フレームワークを奨励していることから、依然として海外からの投資誘致に重点を置くことが主要目的になると予想されます。

1.1. 背景 - FPI

2014年1月、インド証券取引委員会（SEBI）により、2014年外国ポートフォリオ投資家（FPI）規制が発表され、2014年6月1日から運用開始されました。外国投資家向けのFPI市場アクセスモデルは、以前のFII／サブ・アカウント／QFIモデルから統一FPI制度へと進化したもので、現在は、過去2年間で安定しており、今後のさらなる進展に向けて見直しを進めています。

FPIモデルの導入には、市場参入プロセスに効率をもたらすことを目的に、SEBIがインドのカストディアンに委託した指定預託機関参加者（DDP）の役割も含まれています。これは、リスクベースの顧客確認の実装を伴うものです。

本文書は、投資家、投資専門家、仲介機関、市場参加者に対し、FPIモデルに関する包括的ガイドを提供することを目的としています。外国直接投資（FDI）と外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）を含む全ての投資ルートに関する概要が、インドにおける証券市場の構造についての要約とともに記載されています。

1.2. 2016年版の最新情報

この版では、2016年8月31日までに通知されたあらゆる規制や手順の変更だけでなく、外国ポートフォリオ投資家に関連する重要側面についての追加資料についてもカバーしています。

この版での重要な改訂の概要は以下の通りです。

- 最近の市場の動向 - 事業展開の容易さ
- 破産・倒産法
- 債券市場の構成と動向
- FDIポリシーの変更
- 一日PANプロセス
- 国債へのFPI投資について適用されるプロセスの変更
- 社債市場メカニズムの変化
- ODI（海外デリバティブ商品）を管轄する規制の概要
- 資産管理サービスを取扱う追加事項
- 課税に関する章の拡充（関連する最新情報を追加）

1.3. 本ガイド全体のナビゲーション

- 第2章と第3章では、インドの証券市場に関する概要情報やインドへの投資ルートとして普及している様々なものを紹介し、FPIモデルに対するコンテキストを提供しています。
- 第4章では、現存のFII／サブ・アカウントから新しいFPIステータスに移行するためのプロセスを含め、市場参入のプロセスに関する包括的情報を記載しています。
- 第5章では、以前のFIIモデル比較、カテゴリ分類の影響、3つの海外投資ルート全般にわたる投資許可といった重要側面について比較表を掲載しています。
- 第6章では、FPIに適用されるリスクベースの顧客確認（Know-Your-Client、KYC）フレームワークに関する詳細内容を記載しています。
- 第7章では、FPIルートに適用される投資ガイドラインについて詳述しています。ここでは、債券、株式や、その他の許可された金融商品、投資プラットフォーム、制限などに関する情報を記載しています。
- 第8章では、ODIを管轄する規制に関する包括的情報を記載しています。
- 第9章では、銀行業務、送金ルール、通貨のヘッジングに関連したガイドラインを記載しています。
- 第10章では、インドの証券市場における清算や決済の環境に関する概要を記載しています。FPIは、インドの証券市場で国内参加者と同じくらい高度に発達しており、安定した清算・決済構造を経験することになります。重要な側面を伝えるようデザインされた要約情報を提供しています。資産管理サービス環境に関する詳細内容も記載しています。
- 第11章では、適用される税構造について説明しています。記載している情報は目安としてのみ提供しており、実際に適用される税については、様々な要因に応じてケースバイケースで異なります。本章では、課税環境に対する大きな変更に関する最新情報も記載しており、クロスボーダーの条約変更、国際税政などをカバーしています。
- 第12章では、FPI、FDI、FVCIという3つの海外投資ルートに関する報告要件をカバーしています。
- 第13章では、「業界見通し」というタイトルにて、インドの金融市場に関して市場の専門家が重要側面について記事を寄稿しています。（これらの記事に表明されている見解は著者の見解であり、ドイツ銀行の見解を表すものではありません。）
- 添付書類には、役立つ参照リンク、主要連絡先、FPI市場参入に関連するフォームやテンプレートが含まれています。

2. インドの証券市場 – 概要

インドの証券市場は、2000年度から2001年度にかけて改革に取り組みました。改革では、市場の構造を改善し、オペレーションを近代化するとともに、投資家のための投資に関する選択肢を広げました。同時に、効率性や信頼性を改善し、利害関係者全員にとって、市場がより安全なものになるようにしました。

2.1. 市場：参加者と構成

証券市場は基本的に、証券の発行体、証券の投資家、そして仲介機関（ブローカー、商業銀行、カストディアンなど）という3つのカテゴリの参加者からなっています。発行体と投資家は、仲介機関が提供するサービスの消費者です。また、仲介機関は、市場で発行体と投資家が結集しやすくします。

証券は、広義に以下の通り分類されます。

- 株式、債券、無担保社債、転換商品またはその他の市場性証券同等のものや法人・企業の市場性証券
- 国債
- 証券に対する権利または持ち分

証券市場には、プライマリー市場（新規発行）とセカンダリー市場（証券の取引）という2つの相互依存のセグメントがあります。

- プライマリー市場：資本リソースを調達することを目的とした、証券の初回発行です。企業体は債券や持分証券（株式、無担保社債など）を発行し、政府（中央政府や州政府）は債務証券（期限付き証券、短期国債）を発行します。プライマリー市場は「公募債」（全てのカテゴリの投資家がアクセスできるもの）と「私募債」（一部の人々や機関に発行されるもの）を特徴としています。
- セカンダリー市場：ここでは、プライマリー市場で最初に発行された証券および／または証券取引所に上場された証券が取引されます。取引の大半はセカンダリー市場（株式と債券の両方）で行われます。セカンダリー市場にはさらに以下の2つの構成要素があります。
 - 店頭（OTC）市場：証券の交渉が行われ、話がまとまれば即時受渡と決済が行われる非公式な市場
 - 取引所市場：ここでは、証券取引所で取引が執行され、清算機関（ノーションと決済保証を提供）が清算と決済を行います

インドの株式市場は主に取引所主導型ですが、債券市場については、OTCと取引所の両方のモデルが存在します。

先渡市場や先物市場がセカンダリー市場の重要な一部となっており、そこでは、将来の受渡や決済を目的として資産の取引が行われています。非公式な市場での先渡のバージョンが先物およびオプションとなっています。先物市場では、将来の受渡や決済を目的として、標準化された証券が取引されますが、オプションの場合、条件付きの将来の受渡を目的として証券が取引されます。オプションにはプット・オプションとコール・オプションという2種類があります。プット・オプションは、保有者に対して、事前に決定された価格でオプションの売手に証券を売却する権利を与えるものです。一方、コール・オプションは、保有者に対して、事前に決定された価格でオプションの売手から証券を購入する権利を与えるものです。

インドの証券市場には、投資家が利用できる単一の株式や指数に基づいた様々なデリバティブを備えた、活気ある先物市場が存在します。

デリバティブ市場

インドでのデリバティブ取引は、こういった取引契約が、認識された証券取引所で取引されており、OTCデリバティブを排除する場合にのみ、合法かつ有効となっています。

デリバティブの正式な定義は以下の通りです。

- 負債証券、株式、融資（担保付、無担保両方）、リスク商品、差金決済取引（CFD）、または証券のその他のあらゆる形式のものから派生した証券
- 価格の価値、または、価格の指数の価値、または、原資産の証券の価値から派生した取引契約

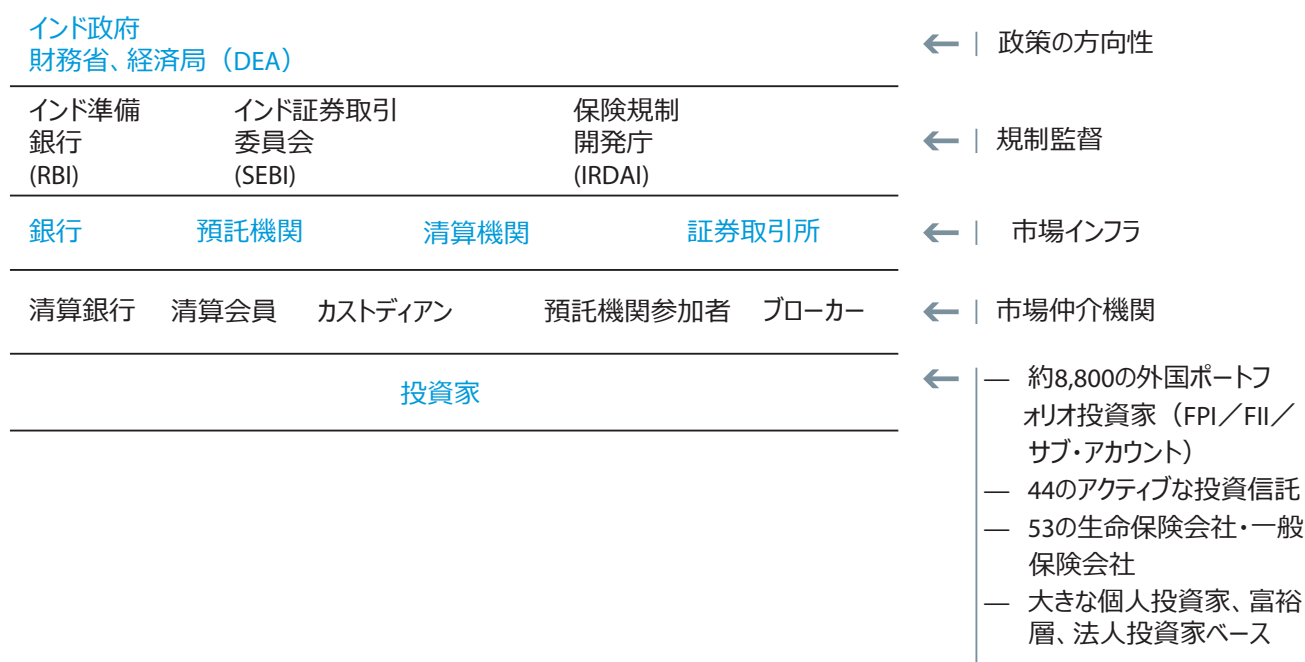
2.2. 法的枠組み

インドの証券市場を管理する重要な法律は次の通りです。

- **1956年会社法および2013年会社法**：枠組みを提供すると同時に、会社の設立および会社、取締役の責任、会社の解散について規制しています。証券の発行、割当、譲渡や公開に際して行うべき開示に関連する、企業部門のための行動規範も記載しています。また、発行に関する引受、プレミアムやディスカウントの使用、株主割当発行増資や無償増資、利息や配当の支払、アニュアルレポートやその他情報の配信に関しても規制しています。
- **1992年インド証券取引委員会法**：投資家の保護と証券市場の発展・規制を目的として、インド証券取引委員会（SEBI）を設立しました。規制管轄権は、証券市場に関連する全ての仲介機関や人物に加え、出資や証券の譲渡にまで及びます。SEBIは、同法に基づき、同法の規定や同法に基づく規則や規制に違反した場合、全ての関係者や裁決について、問い合わせ、監査、調査を行う権限を有しています。
- **1956年証券契約（規制）法（SCRA）**：証券取引所に対するコントロールを通じ、証券に対する取引への規制を行います。次に挙げるものに関して、中央政府に対し、規制管轄権を与えます。
 - 認識と継続的監督を通じた証券取引
 - 証券の契約
 - 証券取引所への証券の上場
- **1996年預託機関法**：証券市場における預託機関の設立について規制するもので、スピード、精度、安全性を備えた証券の自由な譲渡性を確保することを目的としています。証券発行を伴わない（Demat）証券の所有権を電子的に維持・譲渡できるようにするものです。
 - 預託機関に保管されている全ての証券が証券発行を伴わない代替可能な形式になれるようにするものです。
 - 預託機関が、発行体の帳簿内の証券の名義上の証券保有者となるようにするものです。
 - 預託機関が記入帳と実質所有者の索引を維持するものとします。
 - 名義上の証券保有者としての預託機関は、預託機関が保有する証券に関して、いかなる議決権やその他のあらゆる権利を有しません。
 - 実質所有者は、預託機関が保有する実質所有者の証券について、あらゆる権利や負債を受ける権利を有します。
- **インド準備銀行（RBI）の為替管理マニュアル（ECM）および1999年外国為替管理法（FEMA）**：RBIのECMは、2000年5月まで、インドにおける外国為替取引のための規制を定めていたものです。2000年5月に、1999年FEMAの下で規制が施行され、それ以降、外国為替取引に関連する全ての通知がFEMAの下で規定されています。

- 2002年マネーロンダリング防止法（PMLA）：PMLAは、顧客、取引記録、マネーロンダリング防止手段、モニタリング要件や報告要件などの特定に対する基本的な法定フレームワークを提供するものです。PMLAは、KYCや証券市場が成立しているところで適用されるSEBIやRBIからの関連する規制に基づき、広範な構造を定義するものです。
- 証券取引所の規則、規制、定款
- 外国投資家に適用される重要な法令には以下のものも含まれます。
 - 1999年FEMA
 - RBI（インド準備銀行）の為替管理マニュアル
 - 2014年SEBI外国ポートフォリオ投資家規制
 - カストディアン、株式ブローカーといった主要市場仲介機関に適用されるSEBI規制や投資家クラス - 投資信託 / 集合投資ファンド、オルタナティブ投資ファンド、ポートフォリオマネージャーなどを管理する規制

監督枠組み



SEBIは、SEBI法と預託機関法の下、全ての市場仲介機関の登録と規制、不公正な取引慣行やインサイダー取引などの防止を目的に、規制を立案しました。これらの法律に基づき、政府とSEBIは、市場参加者が編纂する必要のある通知、ガイドライン、回状を発行します。証券市場の規制は、以下の機関が共同で担当しています。

- 経済庁（DEA）
- 企業省（MCA）
- インド準備銀行（RBI）
- SEBI

証券法、法令、政策は、インド政府およびSEBIの管理規則が立案します。SCRAに基づくDEAの権限も、SEBIが同時に行使します。証券法に基づくSEBIの命令は、証券上訴法廷（SAT）と裁判所に上訴することができます。

証券の発行・譲渡および無配に関連する会社法に基づく権限については、上場されている公開企業と公開企業が、その証券の上場を提供する場合、SEBIが監督を行います。

国債、金関連証券、短期金融証券、これら証券から派生した証券、負債証券の現金担保債券貸借取引の売却・購入を行うための契約に関する権限は、RBIが同時に行使します。

2.3. 規制構造

市場監督機関

インドには以下の通り、様々な監督機関が存在します。

インド政府 (GoI) 財務省：財務省は、インド政府の財政の管理を担当する最高省庁です。主要責務は次の通りです。

- 開発活動のためのリソースの動員など、国に影響を与えるあらゆる経済・金融に関連する事柄の管理。
- 様々な州のリソースの移転など、中央政府の支出の調整。

財務・企業省は以下の庁から構成されています。

- 経済庁
- 歳出庁
- 歳入庁
- 金融業務庁
- 投資・公的資産管理庁 - DIPAM (旧称政府保有株式売却庁)

経済庁 (DEA) はインド政府の結び目の役割を果たす機関で、インドの銀行、保険、資本市場の機能に関連する政策といったマクロレベルのインドの経済政策やプログラムの立案や監視を行います。

DEA内の資本市場部門が、証券市場の成長・発展やSEBIの秩序ある機能に関連するあらゆる政策課題を主体的に担当します。

連絡先

経済局

North Block, New Delhi

ウェブアドレス <http://www.finmin.nic.in>

インド証券取引委員会（SEBI）：SEBIは、証券市場とつながっている様々な仲介機関や機関投資家（ブローカー、投資信託、FII/FPI、カストディアン、商業銀行など）にとっての規制・登録機関です。1992年インド証券取引委員会法は、議会法により、1992年1月30日に発効されたもので、SEBIに対し、市場仲介機関や投資家を統制する様々な規制を発行する権限を与えるものです。中でも、SEBIは、1995年インド証券取引委員会外国機関投資家規則[現在は2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規則]、1996年インド証券取引委員会カストディアン規則、2000年インド証券取引委員会外国ベンチャーキャピタル投資家規則を発行しました。これらはそれぞれ、インドにおける外国ポートフォリオ投資、カストディサービス、外国ベンチャーキャピタル投資についての規則を規定するものです。

インド証券取引委員会（SEBI）

連絡先

SEBI Bhavan, Plot Number C4-A, G Block,
Bandra Kurla Complex, Bandra (E)
Mumbai - 400 051
+ 91 22 26449000

ウェブアドレス <http://www.sebi.gov.in>

インド準備銀行（RBI）：RBIはインドの中央銀行で、様々な機能を果たしています。

- 物価の安定性維持、生産性の高いセクターへの十分な信用の流入の確保を目的として、金融政策の策定、実装、モニタリングを行っています。
- インドの銀行・金融システムが機能する範囲内での銀行のオペレーションのパラメータを規定します。
- 外国為替準備のカストディアンとなることで、外国投資の流入と流出を規制します。
- FII/FPIに承認を行い、現金勘定と外国為替勘定を開設・作動できるようにします。
- プライマリーディーラーを通じて債券市場を監督し、市場参加者に流動性サポートを提供します。

インド準備銀行（RBI）

連絡先

Foreign Exchange Department
Central Office Building, 11th Floor
Mumbai - 400 023
+ 91 22 2260 1000

ウェブアドレス <http://www.rbi.org.in>

インド政府直接税中央委員会：財務省の下で歳入庁の一部となっており、所得税庁を含む直接税を管轄しています。二重課税回避合意、FATCAおよびCRSに基づく情報交換の責任も負っています。

証券取引所の監督：インドの証券取引所は、SEBIの全体的な規制下にあります。取締役会が監督する独自のルール、規制、定款に基づく自主規制機関となっています。継続的な管理とは別に、整然とした、透明性の高い公正な取引慣行の確保、会員の入会と退会の管理、投資家保護基金の維持、投資家の苦情への対処を行う責任を負っています。

取引が執行される主要取引所は2つあり、インド国立証券取引所（NSE）とボンベイ証券取引所（BSE）です。これらの取引所で上場・売買されている証券を以下に挙げます。以下に挙げている金融商品は全てインドの株式市場で取引可能で、無券面化の資格を満たしています。

債券	国債、社債、無担保社債、公営企業（PSU）債券、国債のSTRIPS
株式	株式、優先株、ワラント、ADR・GDR転換株式
短期金融市場*	短期国債、キャッシュ・マネジメント・ビル、定期預金、コマーシャル・ペーパーなどの流動性が高い短期金融商品、流動性が高い短期金融市場投資信託
デリバティブ	指数先物、指数オプション、個別株式オプション、株式先物、金利デリバティブ、為替デリバティブ
その他	投資信託ユニット、上場投資信託（ETF）、銀行が発行したティア1およびティア2の複合資本調達商品、外貨建て他社株転換社債（FCEB）、インド預託証券（IDR）

*FII/FPIは、短期国債、定期預金、コマーシャル・ペーパー、及び、残余期間3年未満のその他の短期金融商品への投資ができません。流動性が高い短期金融市場投資信託も、FPIは投資できません。

インドの証券取引所では、外国の証券を取引することはできません。但し、SEBIは、外国企業がインドの証券取引所で取引できるよう、IDRを発行することは許可しています。FII/FPIは、IDRへの投資を行う場合、RBIからの特別許可を取得する必要があります。

2.4. 最近の市場の動向

2.4.1. 事業展開の容易さ

投資を引き付け、推奨するうえで、事業展開を容易にすることは、インド政府の重要な取り組みとなっています。この取り組みの一環として、政府は規制、市場参入、投資規範などの簡略化に着手しました。

取り組みに基づく重要な変更の一部を以下にハイライトしています。

規制の変更

市場と顧客に対するインパクト

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">- 適格な投資ファンドによって、インドにおける適格なファンドマネージャーを通じて実行されたファンド管理活動は、ファンドのインドにおける取引関係とはみなされず、インドにおけるファンド所在にもつながりません | <ul style="list-style-type: none">- インドに投資している外国ファンドのファンド管理は、インドにおけるこういったファンドの納税義務を生じさせることなく、インドに所在させることができます |
| <ul style="list-style-type: none">- SEBIは、FVCIとしての登録を保持している申請者に対し、DDPがFPIとしての登録を付与することを許可しています | <ul style="list-style-type: none">- ポートフォリオ投資スキーム（PIS）ルートを通じた市場へのアクセスに関心を持つFVCIは、FPIとしての登録を求めることができます |
| <ul style="list-style-type: none">- インド政府は、3年間のうちに、世界銀行の「事業展開の容易さ」ランキングでトップ30にランクインするという目標を定めました（直近の世界銀行調査では12ランクアップして130位になりました） | <ul style="list-style-type: none">- この附則に基づく、投資を行う際のRBIからの事前承認の取得に関する現在の要件は廃止されました |
| <ul style="list-style-type: none">- 2016年5月、RBIは2000年FEMA（インド国外に在住する人物による証券の送金または発行）規則通知番号20番に対する附則6に基づき、FVCIによる投資を管轄する規範を改訂したことを通知しました | <ul style="list-style-type: none">- この附則に基づく、投資を行う際のRBIからの事前承認の取得に関する現在の要件は廃止されました |

SEBIによる追加措置

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">- テクノロジーのスタートアップ企業や機関取引プラットフォーム（ITP）のその他企業による資金調達向けに通知された簡略化フレームワーク- 公募および権利発行についての迅速発行処理- 証券取引所機構を通じた売出發行（OFS）の見直し- 公募債について全ての投資家に必須となったブロックされた金額でサポートされているアプリケーション（ASBA）- 公募上場の時間枠が、発行閉鎖後6日間に短縮- 証券取引所は、投資家がウェブサイト上で公募申込の状況を確認できるよう、投資家を促進するシステムを開発する予定です- RBIにより、FDI関連のフォームのオンライン入力が必要になりました | <ul style="list-style-type: none">- これらの措置により、企業がより早く、より効率的に新規資金や追加資金を調達しやすくなります |
|---|--|

2.4.2. 破産・倒産法

2016年破産・倒産法は大統領が通過させ、承認しました。

	2016年の新法	旧枠組み
決定	- 破産を決定するための通商条件	- 決定済み破産の司法条件
所要時間	- 手続が最長14日間まで + 清算のための決議プランまたは決定の受諾が180日間まで（最長270日まで延長可能）	- 手続に約2～3年 + 清算のための最終決定に約6年
債務証明	- 情報の公共施設が維持する情報が債務証明となります	- 債務を証明することは長くかかるプロセスでした
資産売却	- 企業は、資産売却について、180/270日間制限されています	- 資産売却を制限するには裁判所からの特別命令が必要でした
債権者	- 債権者全員が検討されます - 回復プランも業務上の債務の支払いに提供します	- 債務の支払いに対してJLF、CDR、SDRは提供しませんでした
清算ウォーターフォール	- 清算ウォーターフォールが定義されました	- 提供されていませんでした

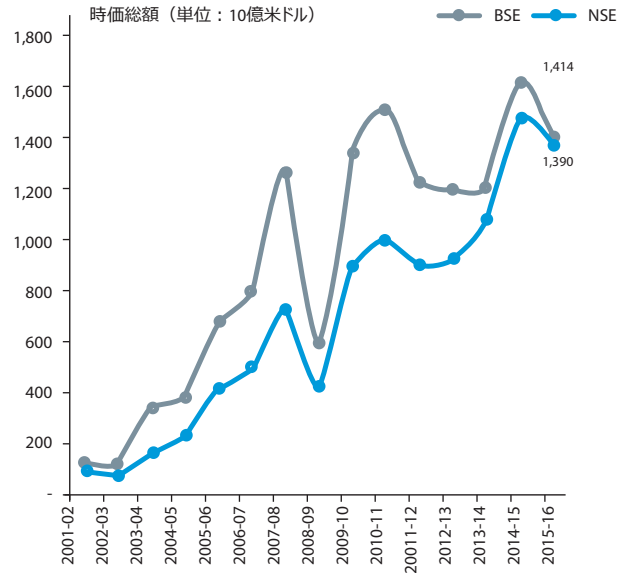
2.5. 資本市場概要

監督機関	- インド準備銀行（RBI） - インド証券取引委員会（SEBI）
証券取引所 & CCP	- インド国立証券取引所（NSE） & National Securities Clearing Corp.Limited（NSCCL） - ボンベイ証券取引所（BSE） & Indian Clearing Corp.Limited.（ICCL） - インド・メトロポリタン証券取引所（MSEI） & Metropolitan Clearing Corporation of India Limited（MCCIL）
国債市場	- 取引、報告のためのNegotiated Dealing System- Order Matching（NDS-OM） - Clearing Corporation of India Ltd.（CCIL）（清算 & 決済向け）
預託機関	- National Securities Depository Limited（NSDL） - Central Depository Services (India) Limited（CDSL） - インド準備銀行
市場参加者	ブローカー、カストディアン、外国ポートフォリオ投資家、国内資産運用会社、保険会社、銀行、金融機関、現地企業 & 個人投資家
市場の商品	- 株式 - 優先株 - 社債および国債 - 無担保社債および証券化債券商品 - 投資信託/ETF - デリバティブ

- インド預託証券
- 流動性が高い短期金融商品
- 短期国債
- コマーシャル・ペーパー
- 定期預金

市場の統計

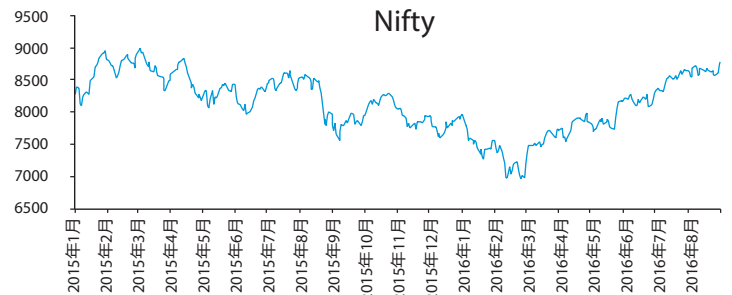
- 時価総額
 - BSE : 1兆5,810億米ドル (2016年7月)
 - NSE : 1兆4,960億米ドル (2016年6月)



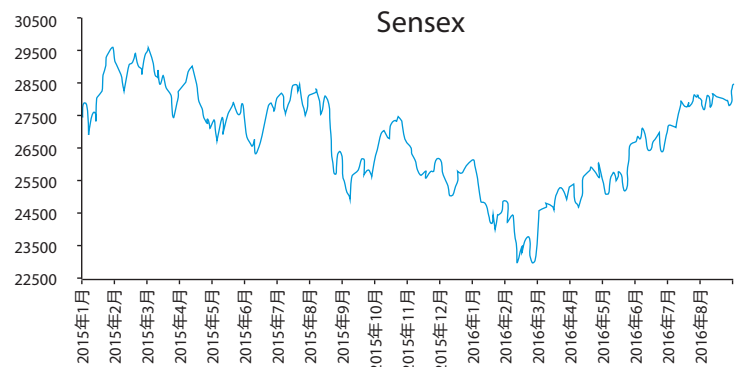
出典：取引所

- 外貨準備高総額 : 3,630億米ドル (2016年7月)
- 外国ポートフォリオ投資家向け債務残高の上限
 - 国債 : 2兆1,400億インドルピー
 - 社債 : 2兆4,430億インドルピー

株価指数



出典：NSE



出典：BSE

2.6. 取引ガイドラインの概要

決済用通貨	インド・ルピー (INR) - 転換可能 (オンショア)
取引時間	<ul style="list-style-type: none"> - 株式市場の開場時間は月曜日から金曜日 : 9:15 am~3:30 pm (プレオープン・セッション - 9:00 am~9:15 am) - 証券貸借のためのSLBセグメントと社債のための債券セグメントも同じスケジュールに従います - F&Oセグメントの開場時間は9:15 am~3:30 pm - 通貨デリバティブセグメントの開場時間は9:00 am~5:00 pm - NDS-OM : 国債市場 - 9:00 am~5:00 pm
決済サイクル	株式はT+2 デリバティブはT+1 SLBはT+1 国債はT+1 (国内投資家全員) T+2 (取引の一方または両方の当事者が外国ポートフォリオ投資家の場合の全ての取引) 社債はT~T+2
口座の構造	分離証券口座 分離現金口座
空売り	許可されています - SLB (証券貸借) セグメントにおける借りポジションに対してFPIにのみ
ロックイン期間	株式の場合はなし。特定の債券の場合、ロックインがある場合あり
取引の事前マッチング	利用可
取引の失敗	取引所が強制買収を実行します。違約金が課されます
証券貸出	取引所ベースのメカニズムとして利用可 外国投資家は証券の貸与ができます 外国投資家の場合、空売り受渡のみ証券の借入ができます

2.7. 資産クラス

外国投資家が利用できる資産クラスは以下の通りです。

- 株式
- 債券
- デリバティブ
- IDR

2.7.1 証券識別

インドにおける証券は、ISIN (国際証券識別コード) と呼ばれる標準コードを使って識別されます。National Securities Depository Limited (NSDL) は、ISIN発行に際する、インドにおける国立付番機関に任命されています。取引の観点から言うと、証券取引所における取引は、証券取引所が発行する個別コードでも識別できます。

2.7.2 株式

- 普通株
- 優先株
- フラント

株式は、現物、または、無券面化された形式で保有できます。証券取引所で上場・取引されている全ての株式は、無券面化された形式で、T+2のローリング決済サイクルをベースに決済されます。

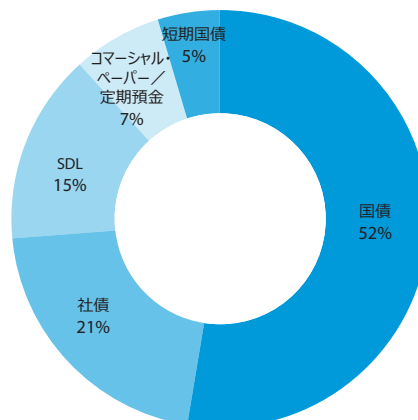
SEBIは、外国投資家による取引決済は無券面化された形式で行うべきという命令を下しています。また、全てのIPOは、無券面化された形式での取引が必須という命令も下しています。

2.7.3 債券

債券は、証券の発行体の特徴をベースに以下のセグメントに分類されます。

市場セグメント	発行体	商品
インド国債	中央政府	短期国債／ゼロクーポン債、クーポン債、国債のSTRIPS
	州政府	クーポン債
公共セクター債	政府機関／ 制定法上の機関	政府保証債、無担保社債
	公共セクターユニット	PSU債券、無担保社債
民間セクター債	企業	無担保社債、債券、変動利付債、ゼロクーポン債、コマーシャル ・ペーパー、インター ・コーポレート ・デポジット、外貨建て他社株転換社債（FCEB）、外貨建て転換社債（FCCB）
	銀行	無担保社債、定期預金
	金融機関	債券

債券市場の構成と動向をここに図示します



インド市場では、国債は法定流動性準備率規制（SLR）証券とも呼ばれています。これは、銀行がSLR比率を維持するうえで、国債を使用しているからです。国債以外の全ての証券は非SLR証券と呼ばれています。

様々な債券の主要な特徴は以下の通りです。

国債

- 国債とは、インドの財政赤字に資金を調達する目的で、インド準備銀行（RBI）がインド政府（GoI）に代わって発行する中長期の金融商品です。
- 無記名式で発行されますが、保有者には、登記を行うという選択肢もあります。
- 証券はRBIに振替形式で保有されます。
- 預託機関（NSDLやCDSL）で電子形式で保有するという選択肢もあります。
- FPIは、残余期間3年未満の短期国債、や国債への投資ができません。

国債市場における構成と動向

パラメータ	国債 指標銘柄	国債 周辺銘柄	短期国債	SDL
発行済債券（単位： 10億インドルピー）	43,010		4,014	14,046
参考利回り	5年、10年、15年 7.75% – 7.95% s.a.	2年～40年 7.40% – 8.10% s.a.	3カ月～1年 年率7.15% – 7.25%	5年～10年 8.12% – 8.25% s.a.
一日平均 出来高	3,000億インドルピー	320億インドルピー	360億インドルピー	70億インドル ピー
平均Bid-Ask	0.25 - 0.50 bps	2 – 4 bps	3 – 5 bps	4 – 5 bps
平均取引規模	9,400万インドルピー	9,600万インドル ピー	4億6,400万イン ドルピー	8,900万インドル ピー
一日に取引される 証券数	3-5	20-23	18-20	25-27

社債と無担保社債

- 社債は様々な特徴を持った形式で発行されます。
- 償還期限が18カ月の有担保、無担保の社債の場合、承認された信用格付機関からの特定の信用格付を有していることが求められます。
- 社債は、現物、または、無券面化された形式で入手可能です。FII/FPIは、無券面化された形式でのみ社債の取引が可能です。
- 社債は、株式と同様の登記プロセスを経て譲渡可能です。
- 現物の形式で社債所有権の移転を行う場合、譲渡証書と証明書を発行体に登記する必要があります。
- 公募の無担保社債は全て取引所に上場されています。
- FPIは、残余期間3年未満の社債への投資ができません。

社債市場における構成と動向

パラメータ	PSU / FI (政府機関)	銀行	Pvt.企業	NBFC / HFC
上位発行体	REC, PFC, NABARD, PGC, Exim Bank, IOC	SBI, PNB, IDBI, ICICI	Reliance Group, Tata Group, L&T Group	HDFC, LIC Hsg, Tata Fin, Sundaram Fin, L&T Fin, Bajaj Fin
多数株式保有	67%~100% 政府	政府銀行の場合 55%~75%政府	Pvt.促進グループ & 機関	
発行済債券 (単位： 10億インドルピー)	8,661	4,034	5,965	
参考AAA利回り	2年~10年 8.20% - 8.33%	5年~10年 8.30% - 8.50%	5年~10年 8.45% - 8.50%	2年~3年 AA+ 8.75% - 8.85%
一日平均出来高	80~150億イン ドルピー	5~15億インドル ピー	40~60億インドルピー	
平均Bid-Ask (指標/周辺銘柄)	3-5 bps / 5-10 bps	3-6 bps / 7-10 bps	3-7 bps (発行体により異なる) / 10-20 bps	
平均取引規模	1,800万インドルピー		1,800万インドルピー	
一日に取引される 証券数	10 - 12	1 - 2	6 - 8	

コマーシャル・ペーパー

- コマーシャル・ペーパー (CP) とは、短期のルピー建ての無担保の交渉可能な約束手形で、インド企業、プライマリー・ディーラー (PD)、金融機関 (FI) が発行するものです。

- 2001年6月以降、金融機関は、無券面化された形式でのみ、CPの新規発行と保有ができるようになりました。
- FPI/FII/サブ・アカウントは、コマーシャル・ペーパーへの投資ができません。

定期預金

- 定期預金とは、短期のルピー建ての預金で、インドの商業銀行及びインドの開発金融機関（DFI）が発行するものです。
- FII/FPIは、定期預金への投資はできません。

2.7.4 デリバティブ

- 指数先物
- 指数オプション
- 個別株の先物とオプション
- 金利デリバティブ
- クロスレンジ先物 & オプションを含む通貨デリバティブ

2.7.5 インド預託証券（IDR）

外国企業の場合、IDR発行を通じて資金調達目的でインドの証券市場にアクセスできます。IDRとは、インド・ルピー建ての金融商品で、預託証券の形式を取っており、国内預託機関（SEBIに登録している証券のカストディアン）が作成します。発行会社の原資産の株式に対して発行するもので、外国企業がインドの証券市場から資金を調達できるようにします。

2.7.6 その他の商品

- 投資信託ユニット（MF） - （流動性／短期金融市場、FPIは利用不可）
- パス・スルー証券（PTC）
- 上場投資信託（ETF）
- 米国預託証券／国際預託証券（ADR／GDR）
- 2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保強制執行法に基づき、証券化会社や資産再建会社が発行する預託証券
- 銀行が発行したティア1およびティア2の複合資本調達商品
- 集合投資ファンド（CIS）が発行したユニット
- 外貨建て他社株転換社債（FCEB）、外貨建て転換社債（FCCB）

2.8. 外国為替

インドの通貨であるルピー（INR）は、インドの転換不可能な通貨と外国為替（FX）の環境ではインド準備銀行（RBI）より厳しく規制・監督されています。

FX取引は、RBIの承認取引者を通じて予約できます。登録済み外国投資家（FII/FPI）の場合、証券取引を目的とする場合のみ、外国為替の転換が許可されています。

契約の種類	説明	FX決済
直物	直物FXは、外国為替取引で最も一般的なものです。直物取引は2営業日以内に決済される必要があります。	Tに予約されたFXはT+2の受渡日に決済されます
トムネ	トムネFXは翌日物とも呼ばれています。翌日に決済されます。	Tに予約されたFXはT+1の受渡日に決済されます
現金／当日物	現金FXは、取引が行われたその日に満期となります。	Tに予約されたFXはTの受渡日に決済されます
先物	RBIは、株式と債券について、FPIがインドの資本市場で最高100%までのエクスポージャーをカバーする先物を予約することを許可しています。FII/FPIが予約した先物契約は、キャンセルされた場合、キャンセルした額の最高10%まで再度予約できます。先物予約は、満期日まで（当日を含む）ロールオーバーすることも可能です。 RBIは、FPIがそれから12か月以内に満期になるインドの債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすることも許可しています。ヘッジ契約は、キャンセルしたものの再予約には使用できません。クーポンの金額をまだ受け取っていない場合は、契約は満期までロールオーバーできます。	先物契約の満期までの期間は通常1年まで延長されます
外国為替－ルピー・スワップ	FPIは、ASBA（ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション）メカニズムに基づくIPOに関連したフローのヘッジングを目的とする場合のみ、外国為替ルピー・スワップを実行できます。	スワップの満期までの期間は30日以内とする必要があります

3. インドへの投資ルート

3.1. 外国投資の手段

インド政府が「外国機関投資のためのガイドライン」を発行した1992年以降、外国投資家によるインド株式市場への投資が許可されています。その後、1995年11月、1995年SEBI（外国機関投資家）規則が発表されました。これは主に以前のガイドラインに基づいています。

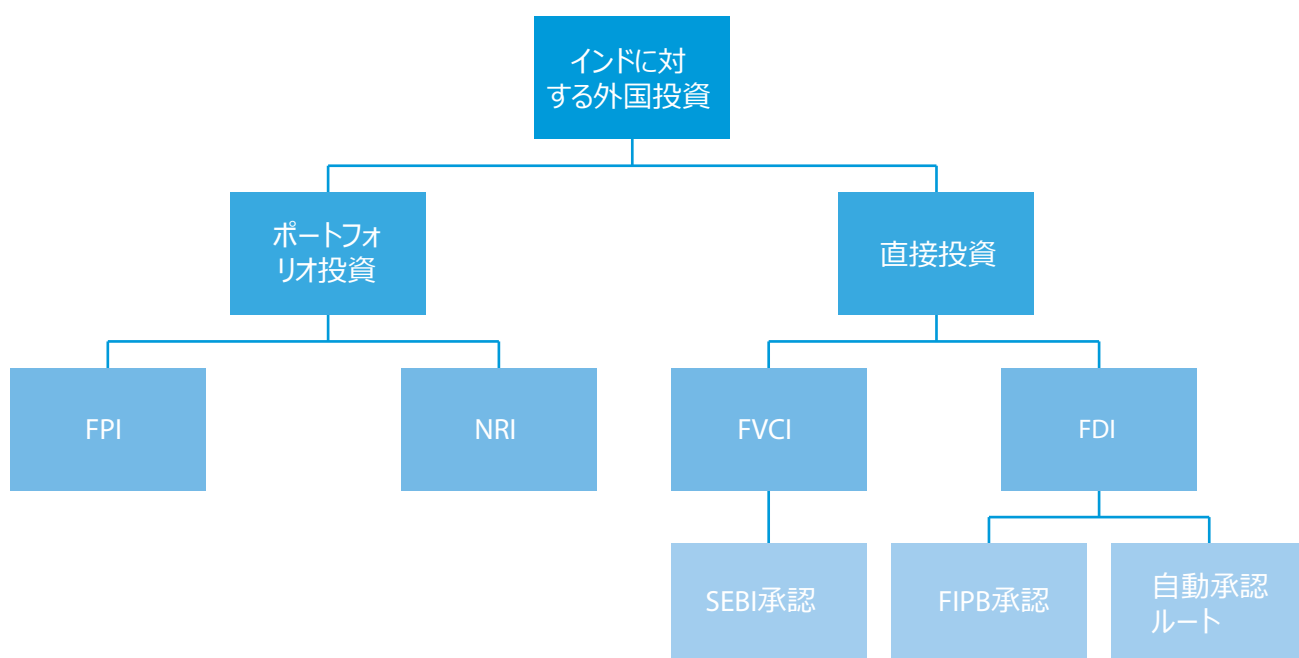
2014年、SEBIは、外国ポートフォリオ投資家（FPI）と呼ばれるインドにおける外国投資のための新しい統一されたフレームワークを確立しました。FPIの主な特徴は、このセクションの次の部分に詳述されています。

外国投資家がインドにおいて資金を投資するうえで、以下のルートが現在利用可能となっています。

- 外国ポートフォリオ投資家（FPI）：インドの上場証券への投資が許可されており、かつ、インド国外で設立または法人化された機関。
- 在外インド人／インド系移民（NRI／PIO）：インド国外での事業における雇用、事業運営、仕事のために国外に在住するインド国籍の人物、または、インドを出自とするインド居住者ではない外国籍の人物。
- 外国直接投資（FDI）（インド企業に対する戦略的投資）：投資は、自動投資ルートを通じて直接、またはインド政府（GoI）の規定に従い、適宜インド準備銀行（RBI）／外国投資促進委員会 - 商務省（FIPB）からの事前承認を得たうえで実行できます。
- 外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）：特定のセクターにおけるベンチャーキャピタルに対する投資。SEBIからの事前承認が必要。

FPIとNRIは、インド国内市場で取引されている証券に直接アクセスできます。

以下は、外国投資家がインドの資本市場にアクセスするうえで利用可能な様々な投資ルートに関する概観です。



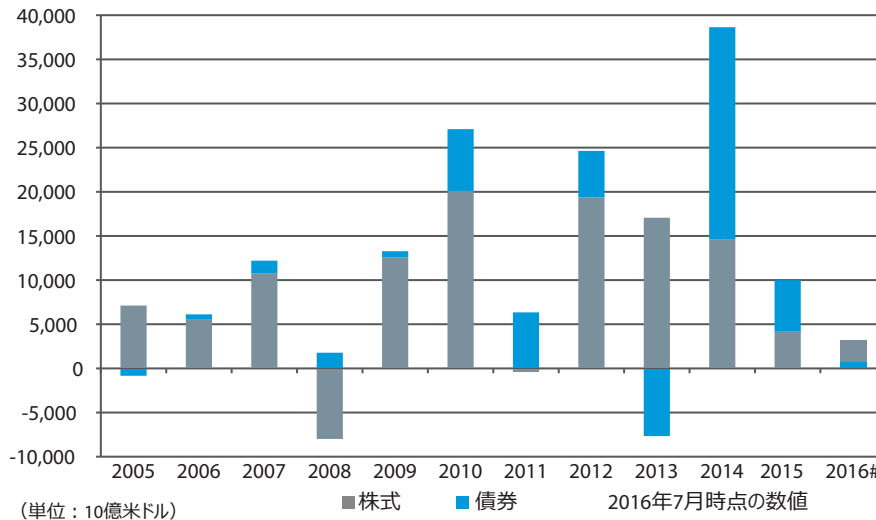
3.2. 外国ポートフォリオ投資家（FPI）

- 2014年6月1日発効の統一されたルートで、外国機関投資家（FII）、適格外国投資家（QFI）などの2つの既存の投資モデルを統合したものです
- SEBIの代理で市場登録プロセスを実行する指定預託機関参加者（DDP）を通じた市場参入
- FPIが委託したDDPもFPIに対するカストディアンとしての役割を果たします
- クライアント登録とリスクベースのKYCのための分類モデル
- 3年毎の手数料の支払いで登録は自動更新
- 既存のFIIとサブ・アカウントがFPIに移行する場合の一回限りの転換手数料
- リスクベースのKYCが適用可能
- 個々の投資上限額はどんな会社でも株式の10%未満、総合上限額は全体の24%で、セクターに適用されるセクター上限まで増額することができます。

FPIの投資統計：

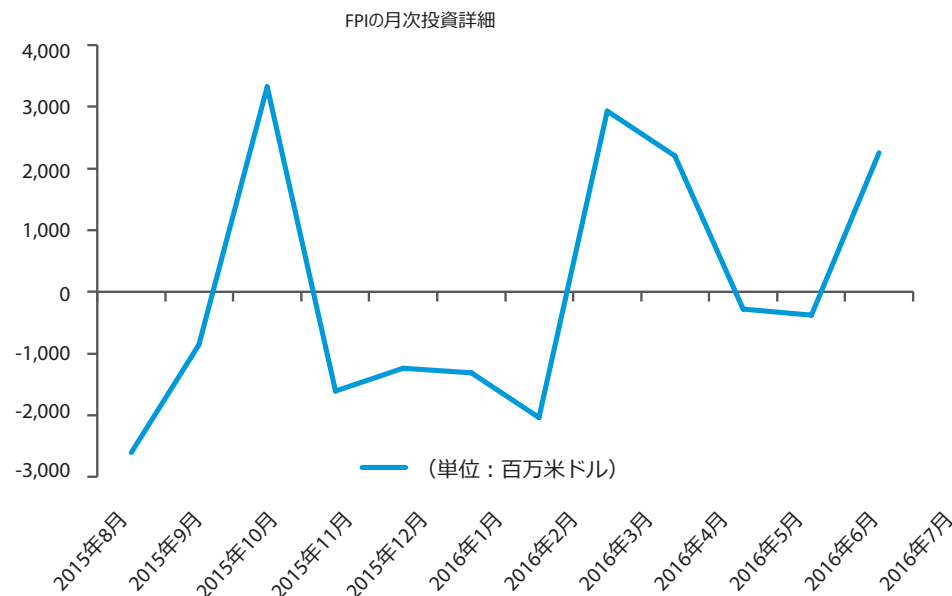
FII／FPIルートを通じた純投資額

（出典：NSDLの統計）



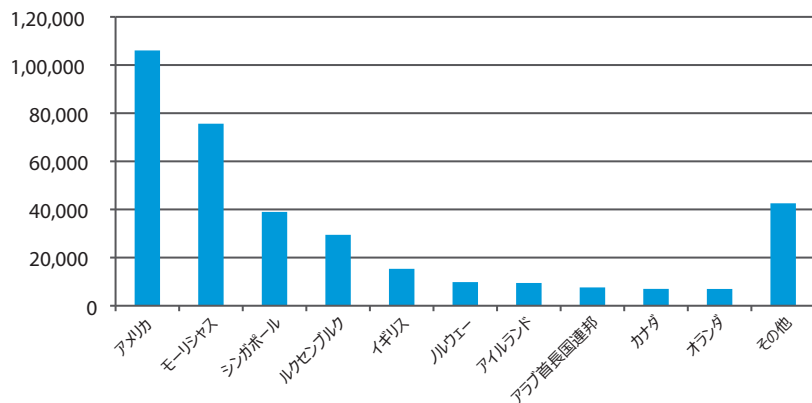
FPIの投資トレンド - 2015年8月～2016年7月

出典：NSDLのウェブサイト



FPIの投資トレンド - 上位10カ国

出典：NSDLのウェブサイト



■カストディ管理資産 (単位：百万米ドル)

在外インド人 (NRI)：在外インド人 (NRI) およびインド系移民 (PIO) と分類されるエンティティのためのポートフォリオ投資ルート

- 政府のガイドラインにより、NRI/PIOとしての資格を満たすエンティティだけがこのルートを利用することができます。海外インド市民権 (OCI) 保持者も、NRIの定義に含まれます
- カストディアンは義務ではありません
- 上場証券およびその他許可されたオプションへの投資
- 個々の投資上限額はどんな会社でも株式の5%、総合上限額は全体の10%
- 一定のKYCガイドラインが適用される

外国直接投資 (FDI)：戦略的投資向け

- セクター別の参入規則、自動または外国投資促進委員会 (FIPB) の承認
- 参入、退出、価格設定、株主間契約などにRBIガイドラインが適用されます
- 任意の条項を含め、上場/未上場株式の第三者割当、強制転換社債 (CCD)
- 新規株式公開 (IPO) には参加できません
- 国際的に承認された規範に従った価格設定ガイドライン
- SEBI公開買付 (SAST) 規則に従い、非居住者の投資家が既に投資先企業を買収済で掌握を維持していることを条件に、登録済ブローカーを通じて証券取引所に上場されている株式の購入が許可されています

外国ベンチャーキャピタル投資 (FVCI)：経済の特定のセクターを奨励する目的で、政府が特定した一部のベンチャー/業界に対する外国投資を誘致するためのものです

- 手数料支払いとともにSEBI登録が必要です
- カストディアンの利用は義務です
- IPOを通じた投資は許可されています (適格機関投資家 - QIBステータス)
- 投資は10セクターに制限されています但し、FVCIは、従事しているセクターに関係なく、株式や株式連動商品、スタートアップ企業が発行した債務証券に投資を行うことが許可されています
- 価格設定ガイドラインはありません

上記に加え、外国投資は、預託証券のメカニズムを通じたオフショアプラットフォームからも行うことができます。

預託証券

インド企業は、(a) 外貨建て転換社債（FCCB）、(b) 預託証券、つまり外国投資家（海外在住の機関投資家または個人、NRIを含む）向けの国際預託証券（GDR）／米国預託証券（ADR）という2つの主なソースを通じて、外貨建てリソースを調達することを許可されています。預託証券（DR）とは、米ドル建ての証書形式の換金性の高い金融商品のことです。証書は、特定の原資産の株式に対して、海外の預託銀行が発行するものです。DRはクロスボーダーの取引および決済を容易にし、取引コストを最低限に抑え、ポテンシャルベース、特に機関投資家のベースを広げてくれます。

米国預託証券（ADR）：売買可能な米国の証書で、非米国企業の株式の所有権を表します。ADRは米国の証券市場で米ドル建てで値付けされ、取引されます。また、投資家への配当金支払いも米ドル建てで行われます。

国際預託証券（GDR）：全世界での売出しを通じ、2つ以上の市場で発行体が同時に資金を調達できるグローバルな金融手段として定義されます。GDRは米国内外で、公開市場または非公開市場で使用されます。

預託証券ルートを通じた外国投資は、FDI（外国直接投資）セグメントの一部です。

ADR／GDR投資家、FCCB投資家、FDI、FPI、FVCI投資家の場合、分離無券面化口座を開設する必要があります。他の利用可能な投資ルートを通じて行われた投資は、FPIルートを通じて行った投資と混合させることはできません。

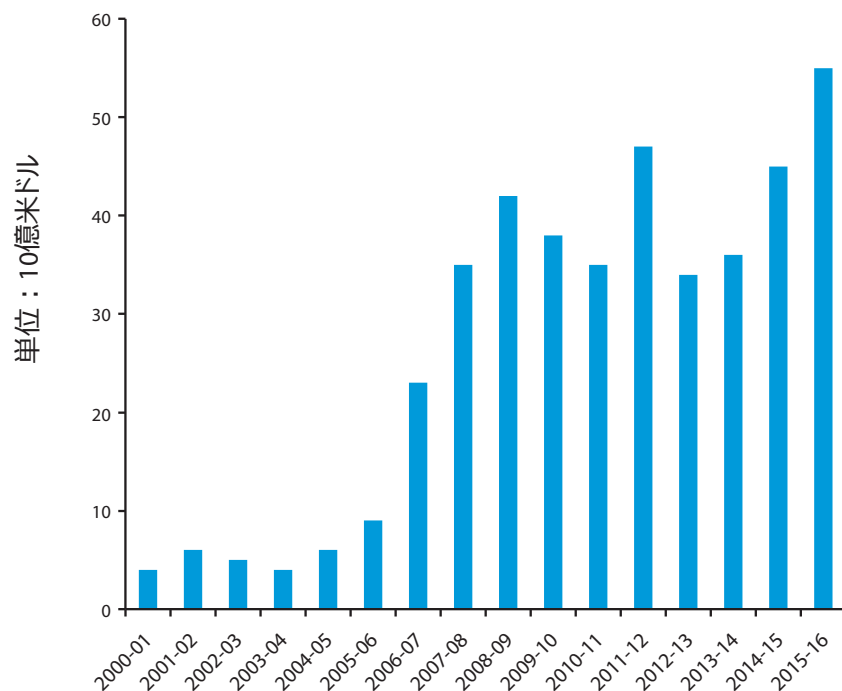
3.3. FDI概要

インドにおける外国直接投資（FDI）は1999年インド外国為替管理法の規定を引き付けるもので、1999年インド外国為替管理法に基づき、インド準備銀行（RBI）が発令した規則を条件とします。外国投資家による投資のための授權規則は、2000年5月3日付公示No. FEMA 20/2000-RB参照（改正を含む）で告示されました。インドの事業体は、これらの規則に規定されている内容や、RBIの特定の許可がある場合を除き、インド国外に在住している人物に証券を発行したり、帳簿に証券の譲渡を記録したりすることはできません。

以下のグラフは、2000年以降のインドへのFDIトレンドを示しています。

インドに対するFDI（純額）

出所：2015年～2016年RBI年次報告書



非居住者によるFDI投資は、自動ルート、または、政府ルートを通じて、インド企業の株式、強制転換社債、優先株に対して行うことができます。

— **自動ルート** - インド政府が適宜発行する統合FDIポリシーに規定されている全ての活動／セクターにおいて、政府またはインド準備銀行からの事前承認なしに、自動ルートに基づいたFDIが許可されています。

— **政府ルート** - 自動ルートで扱われていない活動におけるFDIについては、政府からの事前承認が必要であり、これは外国投資促進委員会（FIPB）、経済庁、財務省が検討を行います。関連する詳細事項を全て記載した普通紙申請も受け付けられています。手数料は無料です。

3.3.1 一般的条件

- 非居住事業体の場合、FDIポリシーを条件にインドへの投資ができます。パキスタンもしくはバングラデシュの国民、または同国で法人化された事業体は、政府ルートに基づいてのみ投資ができます。
- 居住事業体の資本での非居住者による投資は、FDIポリシーに規定された資本合計額のパーセントの割合でのみ行うことができます。
- 非居住者による投資は、参入条件がある特定のセクター／活動における居住事業体の株式資本でのみ許可されています。
- インド企業に対する外国投資は、直接投資または間接投資が可能です。間接投資はカスケード投資（多層構造を通す等）となる場合もあります。
- 承認取引者銀行は、証券がレパトベースで保有されており、証券の売却が規定されたガイドラインに従って行われ、所得税部門／税理士からの異議なし証明書（NOC）／税務手続終了証書が発行されていることを条件に、証券売却金（適用される税金控除後）をインド外在住の株式の売手に送金することを許可しています。
- 任意条項は、以下の条件に従い、FDIスキームに基づき、株式持ち分、完全強制転換社債および完全強制転換優先株式で許可されています。
 - 最低ロックイン期間は1年間で、該当する金融商品の割当日に発効となります。
 - ロックイン期間満了後、該当する場合はFDIポリシーの規定を条件として、オプション／権利を行使している非居住者の投資家は、適宜RBIが発行する価格設定／バリュエーションガイドラインに従い、確実なリターンなしに退出する資格があります。

バリュエーション基準

転換金融商品の価格／転換式は、商品の発行時点に先んじて決定されるものとします。転換時点の価格は、いかなる場合であっても、現行のFEMA規則に従い、かかる商品の発行時点で、算出された公正価額を下回るものとします。株式または無担保社債の価格設定は、非上場企業については国際的に認知された価格設定手法でアームズ・レングス原則、上場企業についてはSEBI（ICDR）規則の観点のバリュエーションに従うものとします。

3.3.2 総合上限

インド政府は、外国投資を誘致する目的でFDIポリシーを簡略化するための総合上限を導入することで、現存のFDIポリシーに対する修正について公示しました。

セクター別上限は混合式で、投資がFDI、外国ポートフォリオ投資（FPI）、外国ベンチャーキャピタル投資（FVCI）、有限責任組合（LLP）、預託証券（DR）、在外インド人（NRI）による投資かどうかに関係なく、あらゆる種類の直接および間接の外国投資を含みます。

原資産の金融商品があるFCCBとDRは債券の性質を有し、外国投資として扱われるべきではありませんが、インド国外在住の人物が保有する株式で、契約に基づいた債券商品の転換から生じるものは、外国投資とみなされません。

総合上限の重要事項には次のものが含まれます。

- 政府の承認ルートに基づくセクターへの外国投資の結果、インドに在住するインド国籍の人物が所有かつ／または管理しているインド事業体が非居住事業体に譲渡された場合は、政府の承認が必要になります。自動ルートに基づく（但し融資条件付き）セクターへの外国投資の結果、インドに在住するインド国籍の人物が所有かつ／または管理しているインド事業体が非居住事業体に譲渡された場合は、かかる融資条件を遵守することになります。
- 既に100%自動ルートに基づいており、融資条件がないセクターは影響を受けません。
- ポートフォリオ投資の結果、インドに在住するインド国籍の人物が所有かつ／または管理しているインド事業体が非居住事業体に譲渡されない場合、場合に応じて、49%という累計外国投資レベルまでのポートフォリオ投資は、政府の承認またはセクター別条件遵守の対象にはなりません。
- あらゆる事業体に対する外国投資合計額が、直接投資であれ間接投資であれ、セクター別上限／法定上限を超えないこと。
- 現行のポリシーに従って既に行われた既存の外国投資の場合、これらの改訂に合わせるために修正を行う必要はありません。
- 被投資企業は条項を遵守する責任があります。
- 防衛セクター（セクター別上限49%）では、ポートフォリオ投資とFVCIによる投資の合計が、許可されている自動ルートレベルである49%を超えないものとします。
- 銀行業-私企業セクターで許可されている外国投資の完全代用性が許可されています。従って、相応の手續に従い、FII／FPIは、経営権の移動と投資先企業の経営陣の変更がない場合、これでセクター上限の74%まで投資できるようになります。

3.3.3 FDIが禁止されているセクター

以下ではFDIが禁止されています。

- 宝くじ事業（政府／民間の宝くじ、オンライン宝くじ等を含む）
- ギャンブルおよび賭博（カジノ等を含む）
- 無尽事業（チャットファンド）
- 互助金融（ニディカンパニー）
- 譲渡可能開発権（TDR）の取引業
- 不動産事業または農場の建設、葉巻、両切り葉巻きたばこ、シガリロ、たばこ、たばこ代用品の製造業
- 民間部門による投資に開放されていない活動／セクター（(I) 原子力、(II) 鉄道輸送など）

宝くじ事業とギャンブル・賭博活動の場合、フランチャイズ、商標、商標名、マネージメント契約など、いかなる形式の外国技術協力も禁止されています。

3.3.4 FDIが許可されているセクター

各セクター／活動について外国投資が明示されている上限まで許可されているセクター／活動は、以下のリンクをクリックするとアクセスできます。

http://www.dipp.gov.in/English/Policies/FDI_Circular_2016.pdf

これらのセクターへの投資は、特定のセクターおよび適用される法律／規制、証券、その他融資条件に関する現行のポリシーの条件に従うものとします。ここに記載されていないセクター／活動については、適用される法律／規制、証券、その他融資条件を条件として、自動ルートで最高100%まで外国投資が許可されています。

インド政府は、さらに投資を引き付け、将来の活路を開くための措置を講じています。FDIポリシーにおける最近の変更の一部をご紹介します。

- 以下で100% FDIが許可されています
 - 医療機器
 - 通信セクター
 - 単一ブランド小売
 - 鉄道セクターの特定活動の建設、運営、維持
 - 自動ルートを通じた資産運営会社（ARC）
- FDI上限の増加
 - 保険（以前の26%から49%に）
 - 防衛（承認を条件として、以前の26%から49%以上に）
 - 民間航空（ブラウンフィールドプロジェクトにおいて100%）
- 自動ルートに含まれるセクター - 商品取引所、証券取引所、電力取引所、PSUによる石油精製、国際宅配便、保険

FDIにおける最近の改正



防衛

- 最高49%までは自動ルートに基づく
- 49%を上回るものについては、インドの当事者に現代テクノロジーへのアクセスが提供される限り、FIPBからの承認が許可されている



医薬品

- グリーンフィールド - 医薬品に対する全ての形式の投資は自動的に100%
- ブラウンフィールド - 74%までは自動、74%を上回るものは承認



免税店

- 保税地域内において業務を行っている免税店については、自動ルートに基づいて100%許可されている
- インドのブランドも資格を満たす
- eコマースを通じた小売取引が許可されている
- 調達要件は第一店舗の開店から計算されなければならない



民間航空

- ブラウンフィールドプロジェクトとグリーンフィールドプロジェクトのための定期航空便／国内定期旅客機 & 地域航空サービスにおいて、自動ルートに基づき100%
- 海外の航空会社はインドの運用会社において49%を上回る株式持ち分を保有することは禁じられている



製造およびeコマース

- メーカーは、eコマースおよび自動ルートに基づいた製品販売を許可されている
- eコマース：デジタル & 電子ネットワーク上でのデジタル製品を含む、商品およびサービスの購入と販売
- 在庫eコマースモデルでのFDIは禁止されている
- eコマース市場モデルにおける100% FDIは特定の条件に従う



建設開発セクター

- 最小面積 & 資本化要件が削除された
- プロジェクト完了前の投資のエグジット & 本国返還は3年間のロックイン期間が課されず
- NRから投資の本国返還のないNRへの持ち分の移行は、ロックイン期間や政府の承認は課されない
- 不動産事業は、物件の賃貸による賃料収入は含めないことになった



卸売取引

- FDIポリシーと個々の会計簿の維持を条件に、単一のブランドの小売取引を実施することが許可されている



放送通信

- 自動ルートに基づき、テレポート、DTH、ケーブルネットワーク、モバイルTVは100%許可されている



食品マーケティング

- インドで製造または生産された食料品のためのeコマースを通じたものを含め、取引について、政府承認ルートに基づき100%



民間軍事会社

- 49%までは自動、49%を上回るものから74%までは承認

3.4. FVCI概要

外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）とは、インド国外で法人化または設立された投資家で、国内ベンチャーキャピタルファンド、またはインドのベンチャーキャピタル事業（国内の非上場企業）に投資ができます。FVCIとして登録している者に対し、規制当局は、資金の利用に関して一定の制限を課しています。

3.4.1 市場参入

SEBIは外国投資家を募り、外国投資家がインドのベンチャーキャピタルファンドやベンチャーキャピタル事業への投資を行えるようにし、2000年SEBI（外国ベンチャーキャピタル投資家）規則として知られる詳細な規則を発行しました。RBIも、FEMA規制およびFDIのセクター別上限に準拠することを条件に、FVCIがインドに投資を行うことを許可しました。

登録 - 3件の規則に基づく登録を求める場合、申請者は、担当当局に、2000年SEBI（外国ベンチャーキャピタル投資家）規則に従い、申請手数料とともにフォームAを提出します。

適格基準	<ul style="list-style-type: none"> — 専門的能力、財務健全性、経験、公平性に関する一般的な評判、整合性 — 申請者は、インド国外で法人化された投資会社、投資信託、投資パートナーシップ、年金、ミューチュアルファンド、資産運用会社、投資会社、投資運用会社、またはその他の投資事業体とします — 申請者は、FVCIまたはオルタナティブ投資ファンドとして、ベンチャーキャピタルファンド、または進行中の生産活動に投資を行う認定を受けています
情報の提供、説明	<ul style="list-style-type: none"> — 投資戦略、投資家からのコミットメントレター、ファンドのライフサイクルなど、登録プロセスに関連するその他の関連情報や説明
申請内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> — 拒否された申請は全て、適切な要件を備えたうえで戻すため、30日間の期間がかかります
証書の付与の手順	<ul style="list-style-type: none"> — 申請内容が承認され、証書の付与が決まった場合、監督機関が告示を行います — 申請時点に手数料2,500米ドル、原則として承認の受領後に残額の10,000米ドルを支払うものとします
証書の条件	<p>条件に従い、外国ベンチャーキャピタルに証書が付与されます</p> <ul style="list-style-type: none"> — 法律および以下の規則の条項に従います — 証券において、国内のカストディアンを指名します — 非居住者ルピーと外国通貨の取扱い口座を開設する必要があります

3.4.2 投資制限

FVCIが行う投資は全て、以下の制限に従うものとします。

- 投資戦略（およびその後の変更全て）をSEBIに開示すること
- 資金全額を1つのベンチャーキャピタルファンド／オルタナティブ投資ファンドにコミット可能であること
- 2000年SEBI FVCI規則のネガティブリストにある活動に従事しているベンチャーキャピタル事業への投資は許可されていません

FVCI投資には、以下の投資制限が適用されます。

- 投資可能資金*の66.67%以上を、非上場株式または株式連動商品に投資すること。
- 投資可能資金の最高33.33%まで、以下の事項を通じて投資できます。
 - 株式を上場予定のベンチャーキャピタル事業またはオルタナティブ投資ファンド規則に定義されている投資先企業の新規株式公開への申込み
 - 外国ベンチャーキャピタル投資家が既に株式の形式で投資を行っているベンチャーキャピタル事業またはオルタナティブ投資ファンド規則に定義されている投資先企業の債券または債務証券
 - 1年間のロックイン期間を条件とする、上場企業の株式の優先割当
 - 株式が上場されている、財務基盤が弱い企業、もしくは業界の状況が悪い企業の株式または株式連動商品
 - これら規則に従った投資の促進または奨励を目的として作られた特別目的事業体

*投資可能資金とは、事務管理費用と資金の管理費用控除後の、インドへの投資にコミットされた資金を意味します。

- FVCI投資家のFX取引は、どの承認取引者（AD）銀行とでも執行可能です。
- FVCIによる全ての投資の対価は、通常の銀行チャネルまたは売却／満期受取高または前述通りに既に行われた投資から生じた収益を通じて、海外からの被仕向送金から支払われるものとします
- 米ドルでの送金のための実際の流入／流出、およびFVCIが行った投資は、取引が行われた月の翌月の10日までに指定銀行がRBIに報告する必要があります。
- FVCIは、買手と売手／発行体が双方合意した価格で証券を取得または売却することができます。
- FVCIは、私募／第三者からの購入を通じて、適格証券（株式、株式連動商品、債券、債務証券、インドのベンチャーキャピタル事業（IVCU）またはベンチャーキャピタルファンド（VCF）またはカテゴリーIオルタナティブ投資ファンド（Cat I- AIF）の無担保社債、VCFが設定したファンドスキームのユニットなど）に投資できます。

3.4.3 FPIとしてのFVCI

以下に挙げるものを条件に、インド証券取引委員会（SEBI）は、FVCIとしての登録を保持している申請者に対し、指定預託機関参加者（DDP）が外国ポートフォリオ投資家（FPI）としての登録を付与することを許可しています。

- 2014年SEBI（FPI）規則に規定されている適格基準を遵守する申請者で、FPI規則で定義されている不透明な構造ではないもの。
- 調達、割当、投資された資金が、FPIおよびFVCIとして明確に分離されていること。
- 申請者は、FPIおよびFVCIとして活動するうえで同じカストディアンを指名すること。
- 分離口座は、取引執行用のカストディアンで維持するだけでなく、FVCIとFPI登録で保持している証券でも維持すること。
- 取引の報告は、特定の登録に基づき適用される条件に従って別々に行わなければならない。

- それぞれの登録内容に基づいて事業体に適用される条件全てが、特定の登録に関する分離資金と活動のレベルで準拠されていること。
- FPIに適用される投資制限は、FVCI申請者にも適用されること。
- 企業の発行済資本の10%未満という投資限度額が、共同拠出のFPIとFVCI投資全体を通じて適用されなければならない。

3.4.4 アクセス商品（同じものの詳細は第8章に記載しています）

オフショアデリバティブ商品（ODI）：外国投資家が、インドの資本市場で外国投資家として直接登録することなく、インドの資本市場にアクセスするために使用する市場アクセス商品です。外国投資家がこのルートを使用する理由は様々で、新しい事業体を設立する必要なしに税効率を達成する、資金の管理や複数の通貨にまたがる通貨リスク管理要件を処理する、直接の設立や関連するリソースコミットメントに関わる費用を節約するなどです。

既存の規則に従い、カテゴリIとカテゴリIIのFPIは、規定された基準に従うことを条件に、ODIの発行を許可されています。カテゴリIIIのFPIおよび規制された投資運用会社を理由にカテゴリIIと分類されているFPIは、ODIを発行することが禁じられています。

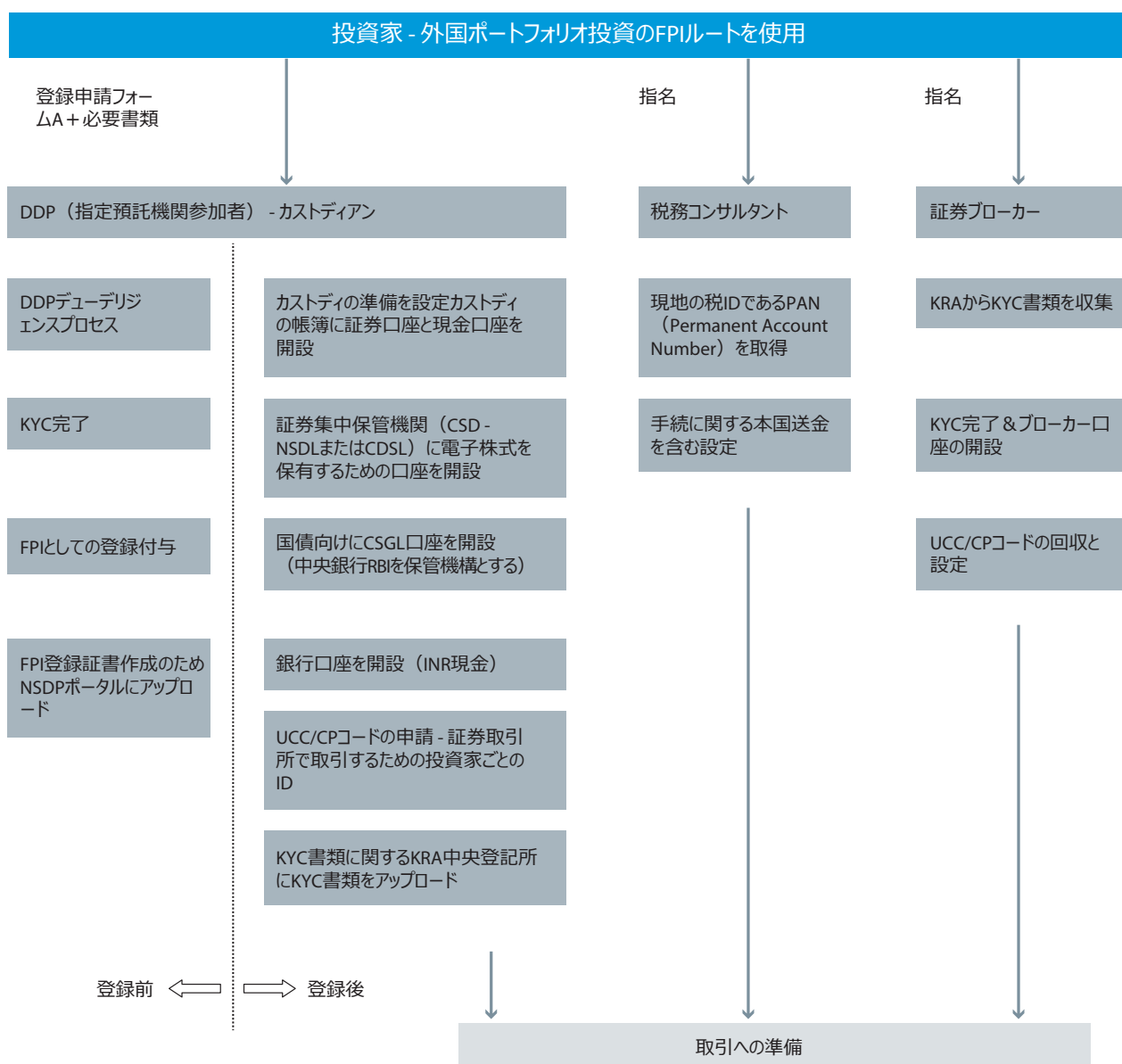
4. 外国ポートフォリオ投資家（FPI） - 市場参入

4.1. 序文

インドへの外国投資ルートを一元化させる取り組みの一環として、規制当局とK M Chandrasekhar委員会に基づくインド政府の共同イニシアティブが、外国ポートフォリオ投資家（FPI）と呼ばれる外国投資家のための単一参入のポートフォリオ投資ルートの導入を推奨しました。

かつてのFIIとQFI体制が合併されてFPI体制になりました。このイニシアティブは、重要な市場プロセスにおける効率性とグローバル基準を目的とした市場メカニズムに重要な変更をもたらしました。既存のFIIとサブ・アカウントは、これによりFPIとみなされ、機能するようになりました。

外国ポートフォリオ投資家（FPI） - 市場参入のフローチャート：



4.2. 適格基準

下記の参入基準は、FPIルートを通じたインドの資本市場へのアクセスに関心を持つ事業者向けに規定されたものです。

- 申請者は、インドに居住していない人物とします。
- 在外インド人（NRI）はインドへの投資ルートにアクセスできません。
- 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間覚書（MMoU）（付録A：加盟国）に参加調印している、または、居住国がSEBIと二国間覚書（MOU）に参加調印している国の人物とします。

許容されているIOSCO法域の現在のリストはこちら：

<https://www.iosco.org/about/?subSection=mmou&subSection1=signatories>

SEBIと二国間覚書を結んでいる国のリストはこちら：

http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/internationalAffr/IA_BilMoU.html

- 銀行の場合、申請者は、居住国の中央銀行が国際決済銀行（BIS）のメンバーである国の人物とします。

中央銀行がBISのメンバーである国のリストはこちら：

http://www.bis.org/about/member_cb.htm

- 申請者が、金融活動作業部会（FATF）の声明書に、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していないこと。
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅（CFT）に対する対抗策の適用が不足している管轄区域
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない管轄区域

FATF発行の声明書に記載されている国のリストはこちら：

<http://www.fatf-gafi.org/topics/high-riskandnon-cooperativejurisdictions> [参照：規則 4(b)、4(c)、4(d)]

- 申請者が、法人化を行った、もしくは事業を設立した、または事業を展開している国の外での証券の投資について、法的に許可を受けていること。
- 申請者が、自身で、またはクライアントの代理で投資を行ううえで、基本定款および通常定款、またはこれらに相当する文書もしくは規約により承認を受けていること。
- 申請者が十分な経験と優れた実績を備えており、プロとしての能力があり、財務面で健全であり、公正さと誠実さについて一般的に優れた評判を備えていること。
- 申請者に対する証書付与が、証券市場の発展にとって利益になること。
- 申請者が、2008年インド証券取引委員会（仲介機関）規則の附則IIIに記載されている基準に基づく適当かつ適切な人物であること。
- SEBIが適宜指定するその他のあらゆる基準。

FPIとしての不透明な構造は許可されていない

不透明な構造とは、保護セル会社、分離セル会社またはこれらと同等のものであり、最終実質所有者にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、もしくは、施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものを意味します。

構造が不透明な投資家は、事業者の本国の管轄区域における法律に基づいてそのような構造を取ることが必須であり、以下の基準を満たしている場合を除いて、FPI登録に際して考慮されません。

- 申請者が本国の管轄区域で規制下にあること

- 申請者の各ファンドまたはサブ・ファンドがブロード・ベースという基準を満たしていること（投資家が最低20名で、持ち分やユニットの比率が49%を超える投資家がないこと）
- SEBIが実質所有者に関する情報を求めた場合、申請者はこの情報を提供すること

4.3. カテゴリー分類

外国投資家は、以下の3つのカテゴリーのいずれかに従って、FPIとしての登録を目論むものとします。

カテゴリー	事業体
I	中央銀行、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際組織・機関または多国籍組織・機関といった政府および政府関連の投資家
II	<ul style="list-style-type: none"> — ミューチュアル・ファンド、投資信託、保険／再保険会社といった、適切な規制下にあるブロード・ベースド・ファンド — 銀行、資産運用会社、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャーなど、適切な規制下にある人物 — 以下の事柄を条件として、適切な規制下にはないものの、投資顧問会社が適切な規制を受けているブロード・ベースド・ファンド <ul style="list-style-type: none"> — かかるブロード・ベースド・ファンドの投資顧問会社自身がカテゴリーIIのFPIとして登録されていること — 投資顧問会社が、そのすべての原資産のブロード・ベースド・ファンドに関する任務および不作為のすべて、ならびにかかるブロード・ベースド・ファンドが規則の下で行なうその他の行為および事柄のすべてに責任を負うことを保証すること — 大学基金および年金基金 — 既にFIIまたはサブ・アカウントとして部局に登録されている大学関連のエンゲウメント
III	エンゲウメント、慈善団体、公益信託、財団、法人団体、信託、個人、ファミリーオフィスなど、FPIのカテゴリーIおよびIIの資格を満たさないその他全てのものを含むものとします。

カテゴリー分類表に関する注記

- 適切な規制下にあること - FPIとしての登録を志願する申請者は、関与している外国の管轄区域の証券市場監督機関もしくは銀行監督機関により規制または監督を受けている場合、インドにおける投資を提案する場合も同じ立場で「適切な規制下にある」とみなされるものとします。
- ブロード・ベースド・ファンド（広く資金を集めたファンド） - インド国外で設立または法人化されたファンドで、最低20名の投資家を持ち、ファンドの持ち分やユニットの比率が49%を超える投資家がないもの。
 - ブロード・ベースド・ファンドに、ファンドの持ち分やユニットの比率が49%を超える機関投資家が存在する場合、この機関投資家自身がブロード・ベースド・ファンドとなります。
 - ある事業体がブロード・ベースドの基準を満たすかを決定するには、ファンドにおける投資家の数、直接投資家、原資産の投資家の確認を行ってください。但し、ファンドにプールし投資を行うことだけを目的に設立された事業体の投資家だけが、原資産の投資家を決定する目的のために検討されます。
- 保険・再保険会社 - 保険会社や再保険会社が、関与している外国の管轄区域の関連する監督機関により規制または監督を受けている場合、インドにおける投資を提案する場合と同じ行為能力で適切な規制下にあるとみなされることが明確にされているものとします。
- 投資顧問会社 - 投資顧問会社とは、投資運用、投資顧問、受託者、またはあらゆる同等の役割を行う事業体を意味し、FPIに関する投資関連のコンプライアンスを担当します。

4.4. 登録プロセスおよび必要書類

FPIとしての証券付与を受けるための申請は、FPI規則の附則1に規定のフォームAで指定預託機関参加者（DDP）宛てに行い、附則2のパートAに規定されている手数料を添えたうえで申請する必要があります。

FPIとしての登録に必要な書類は以下の通りです。

- DDPへの申請（フォームA）
- DDPに提出する標準宣言書／約束事項
- その他の登録関連書類（別紙参照のこと）

4.5. 指定預託機関参加者（DDP）の役割

指定預託機関参加者、すなわちDDPとは、SEBI当局の承認を受けた人物で、SEBIに登録されている証券のカストディアンであり、RBIと預託機関参加者が承認した承認取引者カテゴリーI銀行のことで、市場参入プロセスに効率性をもたらすことを目的に、2014年FPI規制に基づき、外国投資家のための登録プロセスはSEBIからDDPに変更になりました。

これは、かつてのプロセスからのシフトであり、以前SEBIが行っていたデューデリジェンスを現在はDDPが行うようになり、登録は、申請書類受領日から30日以内に付与されるようになりました。

また、FPIは、これらの規則に従って投資を行う前に証券のカストディアンとして活動するため、DDPと契約を締結します。

DDPによるFPI申請の処理手順における遅延を最低限に抑え、透明性を高めるため、SEBIはDDPに対し、完成書類受領後にFPIに対して通知を発行するよう指示しています。DDPはさらに、完成書類／手数料／保留中の問い合わせの回答を受け取っていない場合、10日間という合計期間内に2通知／リマインダーをした後、クライアントから何も返答がなかった場合、そのまま保留しておくのではなく、申請の終了／返送を検討することができます。

DDPの変更

FPIがDDPの変更を希望する場合は、変更のリクエストは、計画中のDDP経由でSEBI宛てに行い、承認を得るものとします。必要提出書類は以下の通りです。

- DDPの変更に関するFPIからのリクエスト
- 現在の／譲渡人DDPが発行するNOC
- 提案の／譲受人DDPからの受諾レター

4.6. 登録有効期間と手数料

転換手数料

FPI規則が開始される前にSEBIによる登録を授与されたFII／サブ・アカウントには、1,000米ドルの転換手数料を、FII／サブ・アカウント登録有効期限までに支払うことが求められます

登録手数料

FPIとしての登録は、3年間の一定期間にわたって有効です。カテゴリーIIとカテゴリーIIIの投資家はそれぞれ、DDPに3,000米ドルと300米ドルを支払う必要があります。DDPは責任を持って、資金をSEBIの指定銀行口座に送金します。

手数料体系を以下に要約しています。

カテゴリー	事業体	登録有効期間
I	免除（以下の注記を参照）	3年
II	3,000米ドル	3年
III	300米ドル	3年

注記 - カテゴリーI投資家の場合、登録手数料の支払は免除されますが、共通の実質所有者を持つFPIの場合、登録手数料免除という特権は、実質所有者が世界銀行やその他の機関などの国際機関／多国籍機関であり、援助提供目的でインド国外で設立されており、中央政府から関税およびその他税金の支払について特権および免除を与えられている場合を除き、1つのFPIだけに適用され、残りの機関はカテゴリーIIIに該当する登録手数料を支払うものとします。

4.6.1 条件付登録

申請者が、カテゴリーIIIに基づきブロード・ベースド・ファンドとして登録することを希望する、新規に法人化／設立されたものであるものの、申請時点でブロード・ベースの基準を満たしていない場合は、DDPは、以下の条件を満たす場合、この申請から180日間という有効期間を付与したうえで、条件付登録付与を検討する場合があります。

- 申請者がインド専用ファンドであるか、インドのファンドの元本の最低5%の投資を行うことを保証すること。
- 申請者が、条件付登録の有効期限（即ち180日以内）より前に、ブロード・ベースの基準を遵守すると約束すること。
- ブロード・ベースの基準への遵守について評価するうえで、FPIはDDPに対し、投資家に関する詳細を提供するものとします。適切なデューデリジェンスを終えた後、DDPは、ブロード・ベースの基準が満たされた場合、ブロード・ベースの基準を満たしたことについて通知を行うことができます。
- ブロード・ベースの基準を満たしたことに関する通知をDDPが行う場合、条件付登録はこれを以て登録とみなされるものとします。

FPIは、180日間以内にブロード・ベースの基準を満たすことについてDDPの要求を満たすことが出来なかった場合、カテゴリーIIIとして再分類されます。これに該当した事業体の口座は、カテゴリーIIIに基づく残りのKYC書類が整うまでブロックされます。FPIは新しく購入取引を行うことはできませんが、クライアントの口座に現在ある株式を保有／売却することはできます。さらに、クライアントがカテゴリーIIIの下で保有できない証券を保有している場合は、該当する証券への投資を引き上げる必要があります。

4.6.2 投資顧問会社を理由とするカテゴリー分類

規制を受けていないブロード・ベースド・ファンドの場合、こういったブロード・ベースド事業体の投資顧問会社がカテゴリーIIのFPIとして適切な規制・登録を受けている場合、カテゴリーIIのFPIとしての登録を求めることができます。

4.6.3 登録放棄

FPIが登録証書の取り消しを希望する場合、DDPに申請を行うことができます。DDPは、以下の事項を確認後、登録の取り消しを受諾するものとします。

- 申請者がSEBIに支払うべき未払残高が存在しないこと
- 該当する申請者の証券口座と銀行口座の保有額がゼロであること
- SEBIがNOCを提供済みであること

4.6.4 登録の期限が切れた後の証券売却手続（FII／FPI）

- 登録の継続を希望せずに一部の証券を保有するFPIは、登録の期限が切れた後に該当する証券を保有することができます。かかるFPIは、FPI登録期限が失効した後、この件に関してDDPから特別な許可を受けることを条件に、後ほど処分するために残りの証券を保有することを許可されるものとします。

- 登録期限失効後に、FPIが投資の引揚げを行うための許可を依頼する際の手順は以下の通りです。
 - 登録期限失効時点で、投資引揚げの許可を希望するFPIは、保有銘柄の詳細とともにDDPにリクエストを行います。
 - DDPは、6カ月間の初期有効期間を持つ投資引揚げ許可を付与することができます。
- 必要な売却取引は、DDPからの許可を受けて初めて、FPIが実行するものとします。
- 許可は、登録期限失効日時点でFPIが保有している証券の売却を許可することだけを目的に付与されるものとします。登録期限失効後は、一切の購入取引は許可されません。
- 現在保有している証券に関連する給付および株主割当発行増資の申込は許可されます。
- FPIが6カ月以内に証券を売却することが不可能な場合、DDPに連絡のうえ、延長許可を願い出ることができます。延長許可を願い出の場合、延長を依頼する理由を述べ、現在の保有銘柄の明細書を要求されたフォーマットで提出する必要があります。願出は、ケースのメリットに基づいて検討されます。

4.7. その他の適用される規範

4.7.1 本国管轄区域での遵守 - ステータスの変更

- FPI登録付与時点でSEBI（FPI）規則に遵守していた管轄区域が非遵守となった場合（IOSCO／BISのメンバーではなくなった、該当する管轄区域がFATFの声明書により「高リスク」で「協力的でない」管轄区域であるとしてリストアップされた等）、関与しているDDPは、かかる管轄区域に属しているFPIが、その管轄区域がSEBI（FPI）規則を遵守するようになるまで、新しく購入を行うことを許可してはならないものとします。但し、FPIは、既に自身が購入した証券を引き続き保有することはできます。
- 関与しているDDPは、SEBIに対し、該当する管轄区域のリストとともに、その管轄区域に属しているFPIの詳細について通知を行わなければならないものとします。

4.7.2 重要情報の変更

- 規則に基づき、DDPおよび／またはSEBIに対してFPIが以前に提供した情報（当局に代わってDDPが付与した証書に関係があるもの）に重要な変更がある場合、変更について直ちにDDPおよび／またはSEBIに通知を行わなければならないものとします。
- 重要な変更の例としては、管理権の直接的または間接的な変更、規制状況の変更、合併、分割、事業再編、カテゴリーの変更、構造の変更などが挙げられます。
- DDPは、かかる重要な変更すべてについて精査し、FPIの適格性について再評価するものとします。
- FPIからDDPに重要な変更の通知が6カ月以上遅れて行われた場合、DDPは、直ちにすべてのケースをSEBIに通知し、適切な措置を請うものとします。

4.7.3 名称の変更

FPIが名称を変更した場合、新名称の更新／取込リクエストは、名称の変更を証明する書類を添えたうえで、FPIがDDPに提出する必要があります。名称変更に関連する書類は以下の通りです。

- 旧名称で付与された当初のFPI登録証明書
- 名称の変更を示す本国の規制当局からの書類の謄本
- 名称の変更を示す会社登記官（または同等の機関）（該当する場合）からの書類の謄本
- 単に名称の変更だけであり、実質所有者に変更はないことを記したFPIによる約束宣言書

上記書類とともに名称変更の依頼の受領を受け、DDPは、登録証明書とデータベースに名称変更を実行するものとします。FPIからDDPに名称変更の通知が6カ月を超えて遅れて行われた場合、規則23(1)(c)違反となり、適切とみなされる場合、SEBIにより刑罰措置が適用されるものとします。適切な刑罰措置を取るために、DDPには、かかる報告遅延のケースのすべてについて、SEBIに通知することが求められています。

名称変更を行うFPIは、所得税課が発行した新名称でのPANカードを取得する必要があります。クライアントには税務コンサルタントに連絡を行うことが要求されます。新名称のPANカードはKRAのKYCを完成させるうえで必要になります。

4.8. FII／サブ・アカウントからFPIへの移行

FPIに転換する暫定プロセスでは、FII／サブ・アカウント（FII／SA）には、登録だけでなく新しいFPIが市場にアクセスするうえで必要なKYC書類を送付することが求められています。

現行のFII／SAのまま、現在の登録の有効期限までは証券の購入、売却、取引が引き続き可能です。かかるFII／SAは、現在の登録の有効期限までに転換手数料を支払う必要があります。転換を行った時点で、FIIは当初の登録証明書をDDPIに返却しなければいけません。

FII／SAとしての登録有効期限が切れる前にFII／SAがFPIに転換した場合、現在の登録の有効期限までは、当初の登録内容が有効となります。

FIIまたは独自のSAがFPIとして転換することを選択した場合、その全てのSAがFPIとして転換することが求められますが、独自のSA以外のSAがFPIとして転換する場合は、個々のFIIとその他SA（独自のものであれブロード・ベースのものであれ）は、登録の有効期限まではFPIとして転換する必要はありません。

登録プロセス完了後、クライアントは、申請者が資本市場に実際に投資を開始する前に、FPIの証券口座、預金口座、現金口座開設に際してSEBIとRBIが規定した、該当するKYC規範も遵守する必要があります。

FPIへの転換およびFPIとしての登録更新に必要な書類は以下の通りです。

更新・転換レター	各事業体に必要（統合したもので構わない）
フォームA（FPIへの転換を希望する各事業体に必要）	各事業体に必要
標準宣言書および約束事項(SEBI SDU)	各事業体に必要
各クライアントにつき1,000米ドルの転換手数料	各事業体に必要
場合に応じて更新手数料	各事業体に必要
FIIに付与される登録証明書原本	FIIのみ
KYC書類	PANに記載されている名称

4.9. PAN（Permanent Account Number：税務番号）に関する要件

インドでFPIとして登録されている各事業体には、インドで事業を開始する（電子株式を保有するための口座を運用してインドの証券に投資する等）前に、納税登録番号であるPANを取得することが求められています。納税登録は、税務当局とのあらゆる連絡の際に記載する必要があります。

PANカード取得手順

PAN取得に際し、FPIは、規定のフォーム（フォーム49AA）で申請を行うことが求められています。この正式に記載された申請フォームは、必要情報および必要書類とともに、指定当局に送信する必要があります。PAN取得に必要な情報や書類は、企業、信託、パートナーシップ、個人など、申請者の法的ステータス／形式によって異なります。PANカード取得に際しては、一般的にはFPIが指名した税務コンサルタントが支援を行います。

直接税中央委員会（CBDT）は、法人申請者に対し、PANサービスのプロバイダーであるM/s NSDL eGov（NSDL e-Governance Infrastructure Limited）およびM/s UTIITSL（UTI Infrastructure Technology and Services Limited）ポータル上で、PANおよび税控除アカウント番号／徴税アカウント番号（TAN）向けのデジタル署名証明書（DSC）ベースの申請プロセスの導入を通知しました。新しいプロセスでは、PANとTANは有効なオンライン申請から1日以内に割り当てられます。

新しいPAN申請プロセスの重要情報

- CBDTは、PANが24時間以内に割り当てられる、PAN申請用の新しい手順について発表しました。当初は、新しい手順に基づき、法人申請者と個人にサービスを提供することに焦点が当てられています。
- PAN申請は電子的に行う必要があります。
- PANのオンライン申請には、申請者である企業の署名権者には、インドのベンダーが発行したデジタル署名証明書（DSC）が必要になります。
- DSCの取得については、申請者には申請フォームだけでなく文書（アポストイーユの付いたもの／公印承認されたもの）をインド当局に提出することが求められています。DSCを取得するプロセスには通常約1週間かかります。
- 本人確認や住所確認のための追加文書（アポストイーユの付いたもの／公印承認されたもの）を、PANフォームとともにアップロードする必要があります。

申請内容を提出すると、申請番号という形式で通知が送信され、この申請番号で申請状況を追跡できます。送信された詳細が確認され、手続がなされると、申請者に書留郵便でPANカードが送付されます。

PANに必要な情報および書類

申請者が企業／信託／パートナーシップ（外国の個人以外など）などの法的事業体である場合

番号	申請に必要な情報
1	名称（フルネーム）
2	設立日（DD/MM/YYYY）
3	登録番号
4	オフィスのフルネームと所在地（州名、国名、郵便番号も含める）
5	署名権者の氏名、称号、メールアドレス
6	電話番号／携帯電話番号（ISDコードとSTD／局番も含める）
7	法人設立国での申請者の法的ステータス
8	収入源に関する詳細（収入源は必須） a. 事業／職業から得ている収入 b. キャピタルゲインから得ている収入 c. その他収入源から得ている収入
9	所定の顧客確認（KYC）要件

カストディアンは、預金口座を開設する前に、所得税局ウェブサイトにあるインドの所得税局が発行したPANカードを承認する必要があります。このため、申請者の事業体は、預金口座を開設するための認証目的で、PANカード原本、またはコピーをカストディアンに提出する必要があります。

4.10. 外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任

- 外国ポートフォリオ投資家は、以下の事項に従うものとします。
 - 適用される範囲のFPI規則の条項、それに基づき発行された回状、SEBIが適宜指定したその他すべての規約を遵守すること。
 - 以前にSEBIまたはDDPIに対して提出した情報について、重要な点において間違いもしくは誤解を招くとみなした情報が見つかった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPIに通知すること。
 - 以前にSEBIまたはDDPIに対して提供した情報について、重大な変更があった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPIに通知すること。
 - SEBIまたはその他の政府機関が必要とする場合、FPIとしての活動に関連するあらゆる情報、記録、書類を提出すること。
 - 罰則、係争中の訴訟または訴訟手続き、海外の規制当局によって措置がすでに取られた、または取られている最中である調査や捜査がある場合、直ちにSEBIおよびDDPIに通知すること。
 - 所得税部門からPANを取得すること。
 - FPIとしての活動に関連して、常に、現行のインドの法律、規則、規制、適宜発行される回状に従い、DDPIに対してこの趣旨を約束することを表明すること。
 - DDPが要求する表明および約束を行うこと。
 - DDPが要求する付加的情報または書類を提出して、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれに従って規定される規制および規則、金融活動作業部会基準、SEBIが適宜発行する回状を必ず遵守すること。
- 共同保有預金口座の場合、各保有者は、FPI向けに指定されている要件を満たさなければならず、各保有者は、FPIとして預金口座を保有するとみなされるものとします。一連の最終的実質所有者が複数の事業体を通じて投資を行う場合、かかる事業体は、同一の投資家グループとして扱われ、かかる事業体全ての投資上限額は、単一のFPIに適用される投資上限額と合算されます。FPIの構造または実質所有権に直接的もしくは間接的な変更が生じた場合、DDPIに通知を行うものとします。

4.11. 行動規範

FPIは、常に、FPI規則の附則3に規定されている行動規範に従うこと。

- FPIとその主要人物は、インドの証券市場におけるあらゆる取引について、高水準の公正さ、誠実性、プロフェッショナリズムを以て、仲介機関、規制当局、およびその他の政府機関と接すること。
- FPIは、常に高水準のサービスを提供し、デューデリジェンスおよび独立したプロとしての判断を執行すること。
- FPIは、自身やクライアントの代理で行う取引に関し、機密性を保証・維持すること。
- FPIは、以下の事項を保証するものとします。
 - 自身の資金／証券とクライアントの資金／証券を明確に区別すること。
 - ファンド運用／投資事業とその他事業とのアームズ・レングス関係を維持すること。

- FPIは、適切なレベルの知識と競争力を維持し、実行する活動に該当し、関連がある法律、規則、ならびにこれらに基づき発行された回状およびガイドラインの条項を遵守すること。外国ポートフォリオ投資家は各自、オンブズマンの裁定および2003年インド証券取引委員会（オンブズマン）規則の決定事項も遵守すること。
- FPIは、DDPおよび／またはSEBIに提供するいかなる書類、報告書、情報においても、真実でない記述または重要事実の隠蔽を行ってはならない。
- 外国ポートフォリオ投資家は、優れた企業ポリシーとコーポレートガバナンスに従っていることを保証すること。
- FPIは、インドの証券取引所に上場されている証券の取引において、詐欺取引および操作取引に従事してはならない。
- FPIまたはその取締役もしくは経営者は、自身の口座または関係者もしくは家族、親戚、友人の口座を通じて、いかなるインサイダー取引も行ってはならない。
- FPIは、以下に挙げる事項に関して、当事者となったり、支援を行ったりしてはならない。
 - インドの証券取引所に上場されている、または上場予定である証券において、虚偽の市場を作り出すこと。
 - インドの証券取引所に上場されている、または上場予定である証券の価格つり上げもしくは価格操作を行うこと。
 - 価格に関する機密情報を証券市場に属する人物または仲介機関に伝達すること。

4.12. インドに投資を行う外国投資家のためのアカウント構造

インドは受益者認識市場であるため、分離口座を投資家レベルで開設する必要があります。オムニバス構造は許可されていません。

投資家カテゴリー	預金口座／証券口座	現金口座
FPIs	分離預金口座	分離現金口座
FDIs	分離預金口座	最長6か月という期間でエスクロール ート経由で許可された現金口座
FVCIs	分離預金口座	分離現金口座

5. 比較表

5.1. 以前のFIIモデルとの比較

下表は、以前のFII体制と、FII体制に代わるFPI体制との主な違いをまとめたものです。

番号	詳細	FII/サブ・アカウント	FPI
1	登録	SEBIに登録の必要あり	DDPに登録予定
2	手数料（登録と更新）	— FIIの登録と更新は5,000米ドル — サブ・アカウントの登録と更新は1,000米ドル	カテゴリ分類に従い3年毎に手数料を支払う カテゴリ-I：手数料なし カテゴリ-II：3,000米ドル カテゴリ-III：300米ドル
3	転換手数料	該当なし	FPIに転換する場合は1回限りの1,000米ドルの転換手数料を支払う
4	証券市場監督機関がIOSCOのMMOUの調印国、または、SEBIと二国間MMOUの調印国である国に居住している必要がある	サブ・アカウントの場合は該当なし	全てに該当する
5	KYCフォーム	事業体の種類に応じた書類	カテゴリ分類に応じた書類 カテゴリ-I：簡略化された書類要件 カテゴリ-III：詳細な書類要件
6	適格機関投資家（QIB）ステータス	FII/サブ・アカウントにQIBステータスが付与される	— カテゴリ-Iとカテゴリ-IIの投資家にQIBステータスが付与される — カテゴリ-IIIの投資家にQIBステータスは付与されない
7	投資上限額	— かつてのFII体制に基づく外国企業は発行済資本の最高5%までしか投資できない — その他カテゴリの投資家は全て発行済資本の最高10%まで投資できる	全ての投資家カテゴリによる投資の合計は、発行済資本の10%未満でなければならない

番号	詳細	FII/サブ・アカウント	FPI
8	未上場証券への投資	許可されている	許可されていない。但し、2014年6月以前に行われた未上場証券への投資はそのまま。
9	オフショアデリバティブ商品（ODI）の発行	全てのFIIにのみ限定して許可されている。サブ・アカウントはODIの発行を許可されていない	カテゴリ-Iとカテゴリ-IIの投資家には許可されている。カテゴリ-IIIの投資家、および、投資顧問会社が規制下にあることを理由にカテゴリ-IIとカテゴリ-I分類されている投資家には許可されていない。
10	株式取引に対する証拠金	現金または証券の早期払込が行われない限り、T+1の購入・売却取引には証拠金が必要	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリ-I&II：現金または証券の早期払込が行われない限り、T+1の購入・売却取引には証拠金が必要 — カテゴリ-III：外国企業、個人、ファミリーオフィスの場合、取引日の購入取引と売却取引の両方に対して前払いの証拠金が必要。その他全てのカテゴリ-IIIのFPIの場合、要件はカテゴリ-I&IIのFPIと同じ。
11	デリバティブセグメント	FIIとサブ・アカウントのポジション上限額は異なる	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリ-I&IIのFPIには、デリバティブセグメントのFIIに適用されるポジション上限額がある — カテゴリ-IIIのFPIには、クライアントレベルのポジション上限額に似たポジション上限額があり、デリバティブセグメントに適用される
12	取引所に上場されている通貨デリバティブセグメントへの参加	参加は許可されていない	参加は許可されている

5.2. カテゴリ分類の効果

下表は、FPIに適用されるカテゴリ分類モデルの違いをハイライトしたものです。

番号	詳細	カテゴリ-I	カテゴリ-II	カテゴリ-III
1	手数料（登録と更新）	手数料なし	3,000米ドル	300米ドル
2	KYC	簡略化された書類要件	事業体レベルで合理化された書類	事業体レベルと実質所有者レベルでの徹底的な書類要件

番号	詳細	カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
3	適格機関投資家 (QIB) ステータス	QIBステータスが付与される	QIBステータスが付与される	QIBステータスなし
4	オフショアデリバティブ商品 (ODI) の発行	許可されている	許可されている。 但し、投資顧問会社が規制下にあることを理由にカテゴリーIIとカテゴリー分類されている投資家はODIの発行は許可されていない	許可されていない
5	株式取引に対する証拠金	Tには証拠金は適用されない。早期払込が行われない限り、T+1に証拠金が適用される	Tには証拠金は適用されない。早期払込が行われない限り、T+1に証拠金が適用される	カテゴリーIIIでは、Tにおける証拠金前払いが、企業、個人、ファミリーオフィスであるFPIに適用される。その他全てのカテゴリーIIIのFPIの場合、要件はカテゴリーI&IIのFPIと同じ
6	通貨デリバティブ部門のポジション上限額	カテゴリーIのFPIには通常より高いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の15%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない	カテゴリーIIのFPIには通常より高いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の15%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない	カテゴリーIIIのFPIには通常より低いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の6%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない
7	株式デリバティブと金利先物	カテゴリーIのFPIには、デリバティブセグメントのFIIに適用されるポジション上限額がある	カテゴリーIIのFPIには、デリバティブセグメントのFIIに適用されるポジション上限額がある	カテゴリーIIIのFPIには、クライアントレベルのポジション上限額に似たポジション上限額があり、デリバティブセグメントに適用される

5.3. 外国投資家に許可されている投資

下表は、様々なカテゴリーの投資家が利用できる投資商品の種類についてまとめたものです。

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
株式市場	上場株式	✓	✓*	✓*
	未上場株式	利用不可	✓	✓
	優先株式	✓	✓	✓
	ワラント	✓	✓	✓
	分割払い込み株式	✓	✓	利用不可
債券	長期国債	✓	利用不可	利用不可
	短期国債	利用不可	利用不可	利用不可
	コマーシャル・ペーパー	利用不可	利用不可	利用不可
	定期預金	利用不可	利用不可	利用不可
	社債 - 転換不可能	✓	利用不可	✓*
	社債 - 転換可能	✓*	✓	✓
	デフォルト時の社債	✓	利用不可	利用不可
	海外インドルピー建て債券	✓	利用不可	利用不可
	信用強化債券	✓	利用不可	利用不可
投資信託	投資信託のユニット	✓**	利用不可	利用不可
	上場投資信託 (ETF) (金ETFを除く)	✓	利用不可	利用不可
デリバティブ商品	指数先物	✓	利用不可	利用不可
	指数オプション	✓	利用不可	利用不可
	株式先物	✓	利用不可	利用不可
	株式オプション	✓	利用不可	利用不可
	金利先物	✓	利用不可	利用不可
	通貨デリバティブ	✓	利用不可	利用不可
	クロスカレンシーデリバティブ	✓	利用不可	利用不可

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
その他	銀行のTier I、Upper Tier II商品などの永久債	✓	利用不可	利用不可
	集合投資ファンド	✓	利用不可	利用不可
	資産運営会社（ARC）	✓	✓	利用不可
	ARC／証券化会社が発行したセキュリティ・レシート	✓	利用不可	利用不可
	証券貸借（SLB）	✓	利用不可	利用不可
	カテゴリ-Iオルタナティブ投資ファンド	利用不可	✓	✓
	カテゴリ-IIオルタナティブ投資ファンド	利用不可	✓	利用不可
	カテゴリ-IIIオルタナティブ投資ファンド	✓	✓	利用不可
	不動産投資信託（REIT）	✓	✓	利用不可
	インフラ投資信託	✓	✓	利用不可

* 特定の資産クラスや投資ルートでは、追加の制限や条件が適用される場合があります。

** 投資信託の短期投資スキームのユニット - 流動性／短期金融市場スキーム。3年未満の固定満期計画（FMP）は許可されていません。債券投資信託への投資は、社債上限額に基づいて計算されます。

6. 顧客確認 (KYC) フレームワーク

カテゴリ分類モデルの導入により、SEBIとRBIが規定するリスクベースのKYCの採用が容易になりました。カテゴリ分類では、FPIに適用されるカテゴリによって、書類要件は異なります。下表から分かるように、カテゴリ-Iでは書類要件が最小限であるのに対し、カテゴリ-IIIでは徹底的な書類要件が規定されています。申請者は、カテゴリに従う以下のリストに記載されている補足書類とともに、SEBIが発行する標準KYCフォームに記入する必要があります。

書類要件	書類	カテゴリ-I	カテゴリ-II	カテゴリ-III
事業体レベル	制定文書	必要	必要	必要
	住所証明	必要	必要	必要
		— 所在地を記載した委任状 (POA) が住所証明として受け付けられている	— 所在地を記載した委任状が住所証明として受け付けられている	— 委任状とは異なる住所証明を提出
	PANカード	必要	必要	必要
	財務書類	免除*	免除*	リスクベース — 財務データで十分
	SEBI登録証明書	必要	必要	必要
	当局決議#	免除*	必要	必要
	バンク・レター (銀行信用紹介状)	不要	不要	必要
	KYCフォーム	必要	必要	必要
	経営陣 (常勤取締役/パートナー/受託者など)	リスト	必要	必要
身分証明		免除*	免除*	レターヘッドに記載した事業体の宣言* - フルネーム、国籍、生年月日、または写真付き身分証明
住所証明		免除*	免除*	レターヘッドに記載した宣言*
写真		免除	免除	免除*

書類要件	書類	カテゴリ-I	カテゴリ-II	カテゴリ-III
正式署名	リスト&署名	必要 — GCへのPOAの場合、グローバル・カストディアン (GC) の署名リストが提供される場合がある	必要 — GCへのPOAの場合、GCの署名リストが提供される場合がある	必要
	身分証明	免除 *	免除 *	必要
	住所証明	免除 *	免除 *	レターヘッドに記載した宣言／詳細が必要 *
	写真	免除	免除	必要／免除 (RBI KYC向け) *
最終的実質所有者 (UBO)	リスト	免除 *	必要 – または、多国籍投資家事業体の場合、UBO保有が25%を超えないという宣言	必要
	身分証明	免除 *	免除 *	必要
	住所証明	免除 *	免除 *	レターヘッドに記載した宣言／詳細が必要 *
	写真	免除	免除	免除 *

* 銀行口座の開設では不要。但し、対象のFPIは、監督機関／法執行機関の要求により、銀行に関連書類を提出するという約束書を提出します。

KYC目的の当局決議の代わりに代替書類

- グローバル・カストディアン／現地カストディアンに付与される委任状
- 目論見書／インフォメーション・メモランダム／株式公開買い付け公示文書／投資顧問契約／監督機関提出書類

SEBIは、KYC目的で、分離された投資家をさらに2つのカテゴリーに分類しました。以下にハイライトしています。

カテゴリ	基準
新規顧客	全ての適格外国投資家（外国ポートフォリオ投資家／適格外国投資家） - みなし外国ポートフォリオ投資家（FPI） - 2013年9月12日以降にSEBIに登録
既存顧客	2013年9月12日までにSEBIに登録した全ての適格外国投資家

新規顧客

新規顧客は、SEBIが規定するKYC要件に従う必要があり、FPIとしての申請を行った時点でKYCデータをKYC登録機関（KRA）システムにアップロードしなければいけません。

既存顧客

既存顧客は、FPIへの転換時点、または、名称の変更、所在地の変更、ブローカーなどの新しい仲介機関の任命などの情報の変更時点があった際にKYC要件に従い、必要書類を提供する必要があります。

追加ガイドライン：

- 顧客と契約上の合意を行っているブローカーなどのカस्टディアンや仲介機関は、FPIの代理としてKRAポータルに最新版のKYC情報の全てをアップロードする必要があります。
- KYC書類を提出しなかった場合、提出しなかった投資家には、取引が許可されません。
- 信頼できる公開情報源から得られる情報（監督機関、取引所、自主規制機関、登記局ウェブサイトなど）に依拠することは許容されます。但し、かかる書類の控えを適格外国投資家／FPIに送付し、情報の有効性を確認しなければいけません。これらの書類は、(a) 書類の出所、および(b) それに署名を明記したうえで、仲介機関の正式承認を受けた担当官が立証する必要があります。
- KYC目的で提出された書類は、以下に記述されたカテゴリーのいずれか1つにより、自己証明と立証が行わなければいけません
 - 公証人、指定商業銀行／協同組合銀行、または多国籍外国銀行のマネージャー（控えに名前、役職、押印が必要です）。
 - 在外インド人（NRI）の場合、インドに登録されている指定商業銀行の海外支店の承認済担当官、顧客が所在している当地の公証人、治安判事、判事、インド大使館／領事館を使用して、書類の立証を行うことが許可されています。
 - グローバル・カस्टディアン銀行

委任状に記載されている所在地が、KYCフォームに記載されている所在地と異なる場合、特定の住所について追加の住所証明を提出する必要があります。住所証明には、3カ月以内に発行された公共料金請求書や海外の銀行残高証明書が利用できます。

- 定期的KYC：KYC詳細事項は更新後も、適宜、監督機関からの規定に応じて、定期的な見直しプロセスの対象となります。

7. 投資ガイドライン

FPIは、以下における商品に投資を行うことを許可されています。

株式市場	債券市場	デリバティブ契約	その他
<ul style="list-style-type: none"> — 上場株式 — 分割払い込み株式 — 優先株式 — ワラント — 投資信託のユニット 	<ul style="list-style-type: none"> — 残余期間3年以上の長期国債 — 社債と無担保社債 — デフォルトになっている非転換社債（NCD）／債券 — 公営企業（PSU）債券 — 信用強化債券 — セキュリティ・レシート — 海外向けインドルピー（INR）建て債券 	<ul style="list-style-type: none"> — 指数先物 — 指数オプション — 株式先物 — 株式オプション — 金利先物 — 通貨デリバティブ 	<ul style="list-style-type: none"> — 銀行のTier I、Upper Tier II商品などの永久債 — 集合投資ファンド — インド預託証券 — 資産運営会社 — 証券貸借 — 不動産投資信託（REIT） — インフラ投資信託 — カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド

注記

FPIは、次の資産クラスへの投資はできません。

- 譲渡性預金
- コマーシャル・ペーパー
- 短期国債
- 残余期間3年未満の国債および社債
- 流動性のある投資信託のユニットおよび市場金利連動型投資信託のユニット
- 翌日物および短期金融市場
- インフラセクターに従事する企業が発行した債券を除く未上場証券。2016年～2017年の予算では、証券化特別目的事業体が発行した未上場債券やパススルー証券を含めるよう、FPIのバスケット取引対象の拡大に関する通知を行いました。これは現在、RBIが検討中です。

7.1. 株式

7.1.1 外国人保有比率の上限

インドの証券取引所に上場されている企業の株式に対してFPIが投資を行う場合、以下に挙げる外国人保有比率の上限が存在します。

- 各FPI（自身で投資を行っている）の株式保有持ち分は、常に、企業の発行済株式の10%を下回っている必要があります。実質所有者が一般的である参加証書／ODIに加えて、ADR／GDR、FDI、FPI、FVCIへの投資に対して、10%という投資上限が適用されます。但し、ADR／GDRの場合、ADR／GDRを保有している投資家がこれらを原資産の株式に転換した場合、転換された株式だけが、10%の投資上限の算出に考慮されることとなります。
- 預託機関は、事業体レベルでFPIの保有銘柄をモニタリングします。複数のFPIが同一の投資家グループに属する場合、（セクション7.1.2で以下に定義する通り）かかるFPI全ての投資上限額は、単一のFPIに適用される投資上限額と合算されます。これは、預託機関が責任を持って行います。DDPが、投資グループに関する詳細を預託機関に報告します。

- 全てのFPIを合わせた場合に、ある企業一社の株式に対して許容されている上限は、その企業の発行済資本の24%となっています。
- 24%という上限は、特定のセクターに規定されたFDIの上限まで引き上げることができ、これには株主とRBIからの承認を条件とします。
- 公共セクターの銀行の場合、外国人保有比率の上限は20%となっています。民間セクターの銀行の場合、外国であれ国内であれ、投資家の持ち分が5%を上回った場合、RBIの事前承認が必要になります。
- FPIが信用情報会社（CIC）の1%を上回る持ち分を取得した場合、必須要件としてRBIに報告する必要があります。
- FPIは、認識された証券取引所または認識された清算機関における払込済み株式資本の5%まで、取得または保有ができます。認識された証券取引所または認識された清算機関における払込済み株式資本の2%を上回る取得については全て、取得から15日以内にSEBI当局の承認を受ける必要があります。
- 外国ポートフォリオ投資家（FPI）は、初期割当を通じて証券取引所における株式を取得することを許可されています。現行の規制では、FPIが、セカンダリー市場を通じてのみ、認識された証券取引所の株式を購入することを許可しています。

7.1.2 投資上限額のモニタリング

- RBIはPISに基づき、FPIの投資が24%、または適用されるセクター上限／法定限度に収まっているかのモニタリングを行います。一定の外国人株式保有比率の中間限度（24%と該当セクターの全体的なFDI上限間など）がある会社の場合、FPIが中間限度に違反していないか確認する責任があります。
- 外国投資家（FPI／NRI）全員にとって、RBIに保有銘柄を開示することが必須となっています。承認取引者カテゴリ銀行は、日次ベースでRBIに外国投資の詳細を報告する責任があります。
- これを報告することで、外国事業体によるインド企業への投資上限額をRBIが必ずモニタリングできるようにします。
- ある企業が上記の警戒上限額に達した場合、これらの株式を購入したいと考えているFPIはDDPIに通知する必要があります。すると、DDPがRBIにアプローチし、これらの株式購入に関する許可を求めます。
- トリガー上限額に達した株式への投資の承認については、RBIがケースバイケースで行い、FPIは、RBIの承認から3日以内に株式を購入する必要があります。それより後は承認がキャンセルされてしまいます。
- 全体の所有限度額に達してしまった場合、相互FPIのみ参加できます。このような取引は、個別にRBIに報告する必要があります。
- 限度額の合算：投資家グループ
 - 同一の投資家グループに属する全てのFPIの投資上限額は、常に、投資先企業の発行済資本の10%未満でなければいけません。預託機関が投資上限額を合算し、これら全てのFPIを合わせた保有分が、常に、投資先企業の発行済資本の10%未満となるようにしなければいけません。
 - 投資家グループに確認する目的で、関与しているDDPIは、同一の投資家グループに属しているこのような全ての事業体で、50%以上の直接的または間接的な普通株式保有／実質所有権／実質持ち分を持っているものを検討しなければいけません。DDPが、投資グループに関する詳細を預託機関に報告します。
 - FPIは、このデータを提出するため、グループの一部として、50%以上の直接的または間接的な普通株式保有／実質所有権／実質持ち分を持っている事業体全てに関する詳細を提供しなければいけません。一般的な実質所有者は、(a) 株式保有、(b) 議決権、(c) FPI全般の50%を超える経営権に関するその他の形式をベースに特定されるものとします。
 - 一連の最終的実質所有者が複数の事業体を通じて投資を行う場合、そのような事業体は、同一の投資家グループとして扱われ、そのような事業体全ての投資上限額は、単一のポートフォリオ投資家に適用される投資上限額と合算されます。
- 預託機関による上限額の追跡：FPIが行った取引は、監督機関や預託機関に日次ベースで、適宜規定されたフォームややり方に基づいて行われます。預託機関が、同一の投資家グループに属しているFPIの投資上限額を合算し、同一の投資家グループに属している全てのFPIを合わせた保有分が、常に、投資先企業の発行済資本の10%未満となるようにしなければいけません。

7.2. 債券投資

FPIは、許可されている限度内に限り、債券市場に投資を行うことを許可されています。

2015年～2016年の第4回隔月金融政策声明では、負債証券におけるFPI投資のための制限は、今後はINR建てで固定されることを発表しました。その結果、現行の限度額は810億米ドルで、うち510億米ドルが社債投資に割り当てられ、国債投資に割り当てられた残りの300億米ドルがINR建てにリセットされました。2016年8月31日時点の限度額は以下の通りです。

限度額の種類		現在の限度額（単位：10億インドルピー）
国債	全てのカテゴリー	1440
	長期FPI	560
州開発融資	全てのカテゴリー	140
社債	全てのカテゴリー	2443.32*

* FPI向けの社債の限度額2兆4,432億インドルピーは、インドの企業がオンショアとオフショアで発行した、インドルピー建ての債券に対する、全ての外国投資の総合した社債限度額として再定義されました。これには、2,395.3億インドルピーの信用補填付き債券の限度額が含まれます。

RBIは、国債に対する限度額は、2018年3月までに、未償還証券総額の5%にまで引き上げられることを発表しました。これに向けて、四半期毎に限度額は徐々に引き上げられ、通知は半年ごと、つまり、3月と9月に行われます。国債への投資に対する限度額の次のトランシェは、2016年9月までに発行されると予想されています。半期終了時点で長期投資家が未使用の限度額が残っている場合は、その後の半年について、全てのFPIに対し、オープンなカテゴリーにおいて、投資家に対する追加の限度額として利用できるようになります。これに従い、2016年9月を期末とする半期終了時点で、長期投資家が未使用で残している限度額については、2016年10月にオープンなカテゴリーで投資ができるよう公開されます。州開発融資については別の限度額が公表され、限度額は、2018年3月までに未償還証券の2%にまで徐々に引き上げられます。2015年10月12日付で、各中央政府国債の発行済資本の20%という証券上限額が、見越しベースで国債へのFPI投資について設定されました。

7.2.1 国債限度額のオークション

外国投資家は、全体投資額が90%に達するまで、残りの上限額の割り当てのためにオークションメカニズムが開始されてから、購入上限額なしに国債に投資を行うことが許可されています。90%のトリガー上限に違反した場合、上限額は、証券取引所でのオークションを通じて割り当てられます。

割り当てられた投資上限額の90%という閾値に違反しないようにするため、SEBIは以下の事項を強調しています。

- 預託機関のウェブサイトに表示されている上限利用額が90%を下回っている場合、FPIには、90%の限度額に違反してしまう可能性がある取引を一切執行しない／取引に一切合意しないよう保証することが求められています。
- カストディアンは、自身がサービスを提供している単一FPIまたは複数FPIのいずれかが行うあらゆる取引が、90%という上限額に違反していないことが確認された場合のみ行われるよう必ず確認しなければなりません。従って、閾値に違反する可能性がある場合、FPIに代わって国債の取引をカストディアンが確認することはありません。
- 90%の閾値に違反する可能性のある複数の購入取引指示を受けた場合、カストディアンは、FPIの顧客またはグローバルカストディアンから受けた取引決済指示に基づき、先入先出（FIFO）ベースで確認に優先順位を付ける必要があります。
- 上記の上限額モニタリングプロセスが検討されるのは購入取引だけです。

SEBIは、90%のトリガー上限違反に際し、国債に対する投資上限額を確保するため、証券取引所でのオークションセッションを管轄する以下の規範を発行しました。

- 預託機関 - National Securities and Depository Limited (NSDL) と Central Depository Services (India) Limited (CDSL) は、指定預託機関参加者 (DDP) に指示し、90%のトリガー上限に違反した国債において、FPIの債券購入全てを停止するものとします。
- また、預託機関は、オークションを実施するための利用されていない債券上限額に関して証券取引所に通知を行う必要があります。預託機関から情報を受領次第、証券取引所は、翌営業日に、利用されていない債券上限額の割り当てを行うためのオークションを実施しなければいけません。
- オークションは、インド国立証券取引所 (NSE) とボンベイ証券取引所 (BSE) で交代で開催されます。
- オークションは、利用可能限度額が10億インドルピー以上の場合のみ開催されます。
- 債券上限額利用分が85%を下回った場合、オークションメカニズムが停止され、投資に際して再度上限額まで利用できるようになります。

オークションのメカニズム：オークションは、以下の方法で実行されます。

参加者	詳細
入札期限	2時間 (15:30~17:30)
プラットフォームへのアクセス	取引会員
最低入札額	1,000万インドルピー
最高入札額	オークションされている利用可能限度額の10分の1
呼値の単位	1,000万インドルピー
割当方法	価格優先及び時間優先
入札の価格設定	1,000インドルピーの固定費用、または、入札価格のいずれか高い方
限度額利用のための期間	割当日から15日
オークションのプラットフォーム	NSEとBSEの交代制

- 利用期間：割り当てられた上限額を使用した債券への投資期間は15日間です。15日間以内に使用されなかった限度額は、利用可能限度額のプールに戻ることになります。
- 売却／買戻しの場合の再投資期間：債券の売却または買戻し時点で、FPIには、5営業日という再投資期間を持つこととなります。5営業日以内に再投資が行われなかった場合、限度額は、利用可能限度額のプールに戻ることとなります。
- その後のオークション：その後のオークションは、利用可能限度額が10億インドルピー以上で、債券上限額の利用分が引き続き85%以上であるという条件下で、前回のオークションの日から20日間開催されます。
- 投資制限なし：FPIに業務面での柔軟性を提供するため、再投資に関してその他の制限がないことが明確化されています。

FPIによる債券上限額の利用ステータスや投資のモニタリングは、預託機関が行います。

FPIの債券の利用状況に関する詳細は、以下のリンクで、預託機関のウェブサイト上で日次ベースでアクセスできます。

— National Securities Depository Limited (NSDL) :
<https://www.fpi.nsdl.co.in/web/Reports/ReportDetail.aspx?RepID=1>

— Central Depository Securities (India) Limited :
<http://www.cdslindia.com/>の「publications」の項

カストディアンは、預託機関に必要なデータを日次ベースで提供するものとします。ウェブサイトに公開されているポジションは、その日の終了時点のポジションです。

国債へのFPI投資のためのNDS-OMに関する証券ごとの限度額モニタリング

RBIは、個別証券に対する20%という限度の限度モニタリングをNDS-OMシステムへと変更しました。2016年1月18日付で、国債に対するFPI投資総額が、未払い総額の20%に達したNDS-OM上の国債購入取引の報告は、リアルタイムベースでのNDS-OMシステムによって制限されます。

リアルタイムでの限度額モニタリングの結果、一日の開始時点でネガティブリストに記載されていなかった証券が、NDS-OMに報告された購入取引が原因で、同日中にネガティブリストに記載されてしまう可能性が出てきます。限度額に違反した後に受けた購入取引は全て、システムへの報告から制限されます。このため、取引が執行されてすぐに取引指示を送信することが推奨されます。

預託機関（NSDLおよびCDSL）は、FPIのカストディアンによる日次報告のために必要なシステムを実施しており、ウェブサイト上にて、日次債券活用データとともに、ネガティブ投資リスト、FPIによる証券の総合保有額、クーポン投資データに関する情報を公開しています。

すぐに入手できる状態で購入した国債の再投資

FPIは、以下の規範に基づいてすぐに利用可能だった上限額で購入された国債に再投資を行うことを許可されています。

- FPIは、すぐに利用可能だった上限額で購入した既存の国債の売却／再投資または満期の同日に国債を購入することを許可されています
- この枠は、一般的カテゴリーおよび長期FPIカテゴリーに基づき、全てのFPIが利用できるようになります。
- 買い取引は、売り取引の確認／決済があって初めて執行できるものとします。買い取引の金額は、売り取引の金額を上回ることはできません。
- 買い取引の利益は、同じ日に執行された確認済み／決済済みの売り取引を持っている同じFPIのみが利用できます。
- マルチ投資顧問（MIM）の構造でFPIに登録している場合、同日の再投資の利益は、同じMIM構造で登録しているその他のFPIが利用できます。

現行の規範に従い、FPIは行った買い取引について、T+1の午後1時までには報告することを許可されています。但し、FPIがすぐに購入された国債の売却から得られた代金の再投資の利益を活用したいと考える場合は、かかる取引の報告は、Tにカストディアンに対して行う必要があります。

国債のクーポンへの再投資

- FPIは、上限額を全て使ってしまった場合でも、国債に対する既存の投資で得られたクーポンを再投資することを許可されています。FPIには、クーポン受取日から5営業日以内という投資期間が与えられます。
- FPIによる、国債に対するこれらの投資は、インドルピーで再設定されている適用限度額外に設定されています。クーポン受取からこのような形式で取得された国債の売却／償還から得られた代金は、5営業日という再投資期間の資格を満たします。
- このような形式で取得された国債から得られた別のクーポンも、同じ枠を持っている必要があります。
- 国債に対するFPIによるその他全ての既存の条件は、この追加枠の場合も変更はありません。
- 国債購入の際に投資されたクーポンは、割り当てられた国際上限額を上回る別の投資カテゴリーに分類されます。
- FPIのカस्टディアンが報告するクーポンの投資データおよび日次ベースの取引での日次債券利用額データの開示は、預託機関が責任を持って行います。

7.2.2. 社債（インドの企業がオンショアとオフショアで発行した、インドルピー建ての債券）

外国ポートフォリオ投資（FPI）向けの社債の限度額は、現行の510億米ドルから2兆4,432.3インドルピーに再設定されました。

外国ポートフォリオ投資家（FPI）向けの社債の限度額2兆4,432.3億インドルピーは、インドの企業がオンショアとオフショアで発行した、インドルピー建ての債券に対する、全ての外国投資の総合した社債の限度額として再定義されます。

社債の限度総額合計である2兆4,432.3億インドルピーは、投資用として「すぐに」利用できるものであるため、全体の利用率が90%に達すると、社債向けに現在施行されているオークションメカニズムが廃止されます。

インドルピー建て債券で海外で行われた投資は、社債限度総額に対して計算されますが、これらの投資は2014年SEBI規則（外国ポートフォリオ投資家）の範囲外となります。

海外インドルピー建て債券に対する外国投資の基準は、RBIが定義するものとします。RBIは、海外で発行されるインドルピー建て債券に対する投資に関して、以下の規範を通知しました。

- 自動ルートに基づき、海外インドルピー建て債券の発行により事業体が借入を行うことができる会計年度あたりの最高額は、現行の年間当たり7億5,000万米ドルから500億インドルピーに再設定されました。
- 会計年度に500億インドルピー以上借入を行うための提案には、準備銀行からの事前承認が必要です。
- インドルピー建て債券は、一国だけでのみ発行でき、その国の居住者だけが購入できます。
 - 金融活動作業部会（FATF）のメンバー、またはFATFスタイルの地域団体のメンバーであること。
 - 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間覚書（付録A：加盟国）に参加調印している、または、居住国が情報共有協定についてインド証券取引委員会（SEBI）と二国間覚書に参加調印している国の人物とします。
 - FATFの公開声明書に記載されている国ではないこと。
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している管轄区域、または
- 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するための金融活動作業部会との行動計画に取り組んでいない管轄区域。
- 海外で発行されたインドルピー建て債券の最低満期期間は、外国ポートフォリオ投資（FPI）ルートを通じた社債に対する外国投資に関する満期時効と一致するよう、5年から3年に短縮されました。
- 海外インドルピー建て債券を発行している借手は、自分たちがプライマリー債券保有者のリストを取得し、必要に応じてインドにおける規制当局にも同じものを提供できるよう、合意／公募書類内に条項を記載する必要があります。合意／公募書類には、債券は、前述のIOSCO／FATF法域要件に従うことを条件に、海外で証券として販売／譲渡／公募のみできることも記載していなければいけません。

預託機関（National Securities Depository Limited - NSDLおよびCentral Depository Services (India) Ltd - CDSL）は、定期的に、インド準備銀行（RBI）から受け取ったデータをもとに、海外インドルピー建て債券に対する外国投資の詳細を把握しておく必要があります。

RBIは、外国ポートフォリオ投資家（FPI）に対して、以下の条件に従うことを前提に、デフォルトになっている社債に投資することを許可しています。

減債債券の場合、FPIは、全部または一部がデフォルトになっている非転換社債（NCD）／債券について、満期の元本返済または元本割賦で取得できます（この件についてFPIはRBIが指示する減債に従うものとします）。

かかるNCD／債券の改定満期期間は、発行元のインド企業との交渉に基づき、3年以上に再設定されます。

かかるNCD／債券の取得を提案するFPIは、無担保社債の受託者に対し、既存の無担保社債保有者／取得先である受益者に対する公募の条件を開示しなければいけません。

このような投資は適宜、社債に規定されている全体制限額内に収めます。

REIT、InvIT、AIF

外国ポートフォリオ投資家（FPI）は、以下の商品のユニットへの投資が許可されています。

- 不動産投資信託（REIT）
- インフラ投資信託（InvIT）
- カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド（AIF）
- FPIは、カテゴリーIII AIFに対して25%以上の持ち分を保有することはできません。

投資規範

- 特定された事業体（FII／サブ・アカウント／FPIを含む）間での証券化された債券や社債の取引は、DVP1ベースでNational Securities Clearing Corporation Ltd（NSCCL）またはIndian Clearing Corporation Limited（ICCL）を通じて決済されます。
- FPIによる投資は、上場企業の社債のみに限定されています。但し、FPIは、投資から15日以内に記載すると約束されている場合、NCD／債券のプライマリー発行に投資を行うことができます。約束が守られなかった場合は商品を売却しなければいけません。
- SEBIとRBIは、FPIに対して、インフラセクター企業が発行した上場債券および未上場債券に投資を行うことを許可しています。ここで、「インフラ」とは、現行の対外商業借入（ECB）ガイドラインで定義されているものです。
- NCD／債券が、FPIに発行してから15日以内に上場されなかった場合、FPIは直ちに、第三者に売却するか、発行体に売却するかのいずれかの方法で、その金融商品を処分しなければいけません。さらに、FPIに提示する条件には、発行体はFPIからの証券の償還／買戻しに応じなければならないという条項が記載されていなければいけません。
- FPIは、金融商品の当初／残余期間が3年以上であっても、3年未満で行使可能なオプション規定がある債券にさらに投資を行うことは許可されていません。
- FPIは、金融商品のデュレーションが3年以上であるという条件に、償却債券に投資を行うことを許可されています。

規制当局は、債券市場をさらに強化する目的で、以下の措置に取り組んでいます。

国債のオークションメカニズムを廃止するための提案が、RBIで検討中であり、公式通知が間もなく予想されています。

外国ポートフォリオ投資家（FPI）は間もなく、プライマリー会員を通じてNegotiated Dealing System-Order Matching（NDS-OM）で取引できるようになります。これに関するガイドラインは間もなく発行されます。

FPIは、ブローカーと関わることなく社債を直接取引できます。1999年外国為替管理法（FEMA）規制に対する必要な変更が間もなく行われます。

7.3. その他の許可されている商品

信用強化債券への投資

信用強化とは、企業がその債券や信用度を改善するために採る手法を指しています。信用強化を通じて、借手は追加の担保、保険、または第三者保証を通じて債務を履行するという約束が貸手に与えられることになります。信用強化は、負債のクレジットリスクやデフォルトリスクを低減することで、全体的な信用度を高め、利子率を引き下げます。

信用強化債券への投資に関するガイドラインは以下の通りです。

- FII/FPIは、投資額合計が2,395.3億インドルピーの90%（50億米ドルの90%、即ち45億米ドル）に達するまでは、自由に信用強化債券に投資できます。
- カストディアン-DDPは、各預託機関（NSDLおよびCDSL）に対して、同日中に（即ち、取引が実行された当日、預託機関が指定した時間まで）日次ベースで取引の詳細を提供しなければいけません。
- 預託機関は、日次ベースで、共同でFII/FPIによる信用強化債券への投資総額を公開しなければいけません。
- FII/FPIによる全ての投資総額が投資上限の90%に達した場合、預託機関はこれについてウェブサイトに公開し、カストディアンと証券取引所に通知しなければいけません。預託機関からの事前承認なく新規に購入することはできません。
- 追加購入は、預託機関からの承認を受領して初めて行うことができます。
- FII/FPIは、カストディアンを通じて関与している預託機関に事前承認をリクエストします。その際に、FIIの名称、PAN、そのFII/FPIに関連するその他のユニークな識別番号を記載します。
- 関与している預託機関は、受領した事前承認リクエストの詳細を、その他の預託機関に提供します。
- 承認は、預託機関が、その他の預託機関との協力で、先着順に市場閉場後に行います。順番は、預託機関がリクエストした事前承認の受領時間に基づきます。承認の有効期間は、翌2営業日の間となります。
- FII/FPIの保有額合計が全体の投資上限額を上回ってしまった場合、預託機関が共同で個々のカストディアン-DDPに対して、上限額に違反したFII/FPIの名称を添えて、違反について知らせます。
- 何らかの理由でFII/FPIの保有額合計が全体の投資上限額を上回ってしまった場合、上限額に違反したことが原因により、FII/FPIは、預託機関が預託機関参加者（DP）に違反を通知してから7営業日以内に、超過保有分を強制的に売却しなければいけません。
- また、預託機関は、FII/FPIによる全ての投資総額が投資上限の90%を下回った場合、このことを、カストディアンと証券取引所に通知を行わなければいけません。
- カストディアン-DDPは、かかる超過保有分の売却のための口座開設時点で、FII/FPIから必要な承認を得なければいけません。

証券化会社が発行したセキュリティ・レシート

RBIは、外国機関投資家（FII）／外国ポートフォリオ投資家（FPI）および長期FPI（ソブリン・ウェルス・ファンド、多国籍機関、寄付基金、保険基金、年金基金、外国の中央銀行）が、証券化会社が発行したセキュリティ・レシートに投資することを許可する外国為替管理法を改正しました。現行のSEBI規則に従い、資産運営会社が発行したセキュリティ・レシートに対するFPI投資は、社債に対する現行のFPI限度額で計算されます。証券化会社が発行したセキュリティ・レシートに対するFPI投資に関するSEBIの通知が待たれていますが、当行では、証券化会社が発行したセキュリティ・レシートに対する投資も、社債に対する現行のFPI限度額で計算されると考えています。

7.4. 一般的な投資制限

- 一社に対するFPIポートフォリオ投資合計額上限は、特定セクターに対して指定されているFDI上限額の24%です。
- セカンダリー市場の全てのオペレーションは、ブローカーの関与なしにセカンダリー市場から直接できる国債や社債の場合を除き、証券取引所で認識されたブローカー経由で実勢価格でのみ実行できます。
- 一般的規則では、FPIが繰り越し枠を活用することを許可していません。取引所やその他のカウンターパーティーに対する支払債務を満たすためには、FPIは、自身の口座に入金するか、十分な現金残高を維持している必要があります。
- FPIによるデリバティブ取引は、FPIに指定されたポジション上限額を条件とします。
- 証券貸借取引は、上限額を上限とします。
- かつてのFIILルートに基づいて購入した未上場企業への投資で、発行体企業の新規株式公開（IPO）／上場後にFPIが引き続き保有している既存の投資は、政府の既存のFDIポリシーに基づき、該当する株式のFDI保有分に適用される同一の期間のロックインを条件とします。
- FPIは、裸売りはできません。FPIは、SEBIの証券貸借スキームに基づいて証券を借り、決済日に株式を清算機関に受け渡すという条件で、証券の空売りを行うことができます。さらに、FPIは、空売りに受渡を行うことだけのために証券を借りることを許可されています。
- インドでは、それぞれSEBI／RBIからの承認なしに、FOP資産移管／現金移転を行うことは許可されていません。経験に従い、このようなリクエストは、同一実質所有者（MIM構造）の場合のみ承認されています。
- 各FPIは、単一のカストディアンと、現金口座、証券口座、預金口座を1つだけ開設できます（複数の口座を持つことは許可されていません）。

FPIは無券面化された形式でのみ証券の保有や引渡ができます。これらの規制が開始される前に、無券面化されていない形式で株式を保有している場合は、かかる株式を無券面化できない場合、無券面化されていない形式で引き続き保有することができます。

7.5. デリバティブ

FPIは、認識された証券取引所でデリバティブに投資することを許可されています。デリバティブには、指数先物、指数オプション、個別株式オプション、株式先物、金利デリバティブ、為替デリバティブが含まれます。

投資ポジション上限額

- カテゴリーI&IIのFPIには、デリバティブセグメントの取引メンバーに適用されるポジション上限額がある
- カテゴリーIIIのFPIには、クライアントレベルのポジション上限額に似たポジション上限額があり、デリバティブセグメントに適用される

取引会員ごとのポジション上限額

	指数オプション	指数先物	株式オプション&先物
FII/FPI レベル	50億インドルピー、または、指数オプションの市場の建玉残高合計の15%のいずれか高い方。この上限額は、特定の原資産の指数に対する全てのオプション契約における建玉に適用されます。	50億インドルピー、または、指数先物の市場の建玉残高合計の15%のいずれか高い方。この上限額は、特定の原資産の指数に対する全ての先物契約における建玉に適用されます。	50億インドルピー以上の市場全体のポジション上限額（MWPL）については、市場全体の上限額の20%、または30億インドルピーのいずれか低い方で、株式先物のポジションは、適用されるMWPLの10%未満、または最高15億インドルピーのいずれか低い方となります。 50億インドルピー未満のMWPLについては、先物とオプションのポジションの市場全体の上限額合計の20%、または最高5億インドルピーを条件とするMWPLに適用される20%未満のいずれか低い方となります。

顧客レベルのポジション上限額

ある原資産に対する全てのデリバティブ契約全体で、各顧客の建玉残高合計は、以下を超えることはできません。

- 浮動株時価総額の1%（株数の観点で）または
- 同一の原資産の株式に対する全てのデリバティブ契約における建玉残高の5%（株数の観点で）のいずれか高い方

原資産ベースの顧客レベルのポジション上限額は、NSEのウェブサイト上でメンバーが利用可能となっています。

7.5.1. 金利先物（IRF）

FPIは、取引所で取引されている現金決済の金利先物にも投資できます。現在利用可能なIRFは以下の通りです。

- 91日物短期国債（FPIの短期国債への投資は禁止されているため、FPIはこれには投資できません）
- 6年物インド国債
- 10年物インド国債
- 13年物インド国債

IRF契約に対するポジション上限額（インド国債）

- 顧客／カテゴリーIIIのFPI：個々の満期バケット内の満期顧客の全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の3%、または20億インドルピーのいずれか高い方。
- 取引メンバー／カテゴリーIとIIのFPI：取引メンバーの個々の満期バケット内の全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の10%、または60億インドルピーのいずれか高い方。
- FPI向けの追加制限：いかなる時点においても、IRFにおいて各FPIの空売り（売却済み）ポジション合計が、金利先物における国債の買いポジションを超えてはいけません。全てのFPIについて総合した現金市場とIRF市場における買い（購入済み）ポジション合計が、FPIに許可されている国債投資の許容上限額合計を超えてはいけません。

FPIは、上記制限額を必ず遵守することが求められています。

7.5.2. 通貨デリバティブ

FPIは、取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加を許可されるようになりました（詳細は第9章を参照してください）。

7.6. 証券貸借

SEBIとRBIは、オンショアの空売りと証券貸借（SLB）を許可しました。FPIは、取引所が提供するSLBメカニズムを通じて証券貸借ができ、また、借りたポジションに対して証券の空売りを行うことを許可されています。

インドにおけるSLBメカニズムは、完全に取引所主導型で、OTCモデルは許可されていません。

SEBIは、全てのSLB取引が、取引所の清算機関を通じてルートされることを命令しました。この結果、清算機関であるNSCCLとICCLだけが、SLB取引に対する承認済仲介機関（AI）となることができます。借手と貸手はISのSLBプラットフォーム上で取引を行うための直接アクセスを持っていないため、既存のNSEとBSEの清算会員（銀行やカस्टディアンを含む）がSLB参加者になるという仕組みを通じて、取引を執行しなければいけません。投資家によるSLB取引の清算と決済は、機関投資家の指定カस्टディアンを通じて行われます。

SLBの目立った特徴の例

- AIが提供したオンラインプラットフォーム上での自動売買。
- 各取引についてAIがカウンターパーティーとして行動。
- 毎月第1火曜日が満期の月次契約12件が利用可能。
- 全てのデリバティブ株と少数の追加スクリプトについて利用可能。
- 枠のリコールと返済が可能。
- コーポレート・アクションは、貸手が全ての利益を必ず得られるよう調整されます。配当や株式分割以外のコーポレート・アクションがあった場合、清算機関が抵当権を実行します。
- 空売りとは、売手が保有していない証券を売却することです。裸売りは禁じられています。このため、投資家全員が、決済時点で証券の受渡を行うという義務を尊重することが強制されています。
- 空売りは、デリバティブ商品が提供されている証券でのみ許可されています。但し、RBIの外国資本の所有禁止リストや警戒リストにある株式については、空売りはできません。
- FPIは、SLB返済義務を果たす目的で、RBIからの事前承認なく、購入している企業の株式が、SLB取引執行時点の外国資本の所有制限（警戒または禁止）になっていない条件で、外国資本の所有禁止リスト／警戒リストにある企業の株式を購入することができます。
- 全ての取引は、カस्टディアンのレベルで機関投資家向けに総計され、機関には、総額ベースで義務を果たすことが求められます。デイトレーディング（即ち日中に完了させる取引）は許可されていません。
- 取引所の清算機関が担保を回収し、中央カウンターパーティとして活動するスクリーンベースの取引所売買型のシステムが、SLBで実施されています。このため、その他の市場とは異なり、OTC SLB取引は許可されていません。

- FPIが株式を借りるのは、空売りの受渡をする目的の場合のみとします。
- SLB契約は、最長12カ月までの期間までの保有条件が認められています。承認済仲介機関、即ち清算機関には、最長12カ月間という条件で、契約の保有条件を決定する柔軟性があります。
- 証拠金／担保は現金の形式でFPIのみが維持します。かかる証拠金／担保に関し、FPIには利子は支払われません。

機関投資家は、空売りの注文を発注する前に、前金で空売りをを行うという意図を開示することが求められます。ブローカーは、空売りに対するスクリップの詳細を収集して取りまとめ、翌日に取引が開始される前に取引所にアップロードすることが求められます。

NSEは、既存の借りまたは貸しのポジションを延長してロールオーバーしたいと考える貸手や借手の便宜を図る目的で、証券貸借スキーム（SLBS）におけるロールオーバーを許可しています。主なハイライトは以下の通りです。

- ロールオーバーは、3カ月という期間（元々の契約プラスロールオーバーの契約2件）を許可しています。
- ロールオーバー契約の最終取引日は、決済がない休祝日を除き、個々の期近物の満期の4営業日前とします。
- 証券が抵当権実行となってしまうコーポレート・アクションの場合、証券が抵当権実行になった時点からロールオーバーはできなくなります。

全てのコーポレート・アクションの停止期間終了日は、決算開始日、または、コーポレート・アクションの記録日のいずれかとなります。停止期間中は、ロールオーバーを含め、証券の一切の取引ができません。

BSEは、証券貸借セグメント（SLB）においてロールオーバー機能も導入しました。

ドイツ銀行投資家サービス（カストディチーム）はNSCCLとICCLの登録参加者であり、SLBセグメントでの執行サービス提供を可能にしています。当社がSLBセグメントで提供している貸手商品は「SLB Plus」と呼ばれ、SLB取引の清算や決済に加え、顧客に対して「機会と執行のスポット」サービスを提供しています。

ポジション上限額

SLB取引には以下のポジション上限額が適用されます。

レベル	ポジション上限額	情報源
市場全体の上限額	会社の浮動資本金の10% （株数の観点で）	市場全体の上限額については、月末にNSCCL／ICCLが公表します
清算会員／参加者	建玉は、市場全体の上限額の10%、または、5億インドルピー（基礎価額）のいずれか低い方に制限されています	清算会員／参加者が計算します
FIs/ FPIs	建玉は、市場全体の上限額の10%、または、5億インドルピー（基礎価額）のいずれか低い方に制限されています	FPIレベルでこの上限額が適用されます

7.7. 報告要件

議決権株式の公開買付

- SEBI（公開買付）規則に基づく、買付側の株式の公開オファーのトリガー制限は、ある企業の議決権付資本の25%となっています。
- ある企業の25%以上の株式または議決権を保有する買付側は、公開オファーを行うという要件をトリガーせずに、会計年度毎に最高5%までの買付を行うことができます。これは、この買付の結果、買付側は、許可されている最高の非公開株式保有の違反につながらないことを条件とします。
- 支配権の取得 - 対象会社の株式もしくは議決権の買収または保有にかかわらず、買収側は、買収側が対象会社の株式取得のための公開買付を行うという公表を行わない限り、これらの規則に従って、この対象会社の支配権を、直接的または間接的に取得することはないものとします。

買付規模

- 買付側が行う公開買付で調達する株式の最低金額は、ある企業の議決権付資本の26%となっています。
- 買付側が行う、株式取得を目的とした公開買付は、対象会社の株式合計の最低26%で、買付期間終了から10営業日目時点とします。買付期間とは、株主が、公開買付を受諾して株式を買付できる期間のことです。

2011年SEBI（SAST）規制に基づく報告

- 2011年SEBI（SAST）規則に基づき、株式や議決権とともに対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社に対してその株式の5%以上を総計で保有する者と共同する場合、株式の割当情報受領、または、株式や議決権の取得から2営業日以内に、株式保有や議決権の総計を、以下に対して開示しなければいけません。
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所。
 - 登記先事務所での対象会社。
- 株式や議決権とともに対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社に対してその株式の5%以上を総計で保有する者と共同する場合、対象企業の株式や議決権の2%以上を売却する度に、株式の割当情報受領、または、株式や議決権の取得から2営業日以内に、株式保有や議決権の総計を、以下に対して開示しなければいけません。
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所。
 - 登記先事務所での対象会社。
- 抵当権等の負担を通じて得た株式は買収として扱われるべきであり、抵当権等の負担の解放は売却として扱われることになっています。
- 継続的開示：対象企業に対する25%以上の議決権を行使する権利を与える株式や議決権を保有している各事業体は、3月31日時点の対象企業に対する株式保有と議決権の総計を、各会計年度末から7営業日以内に、以下に対して開示しなければいけません。
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所。
 - 登記先事務所での対象会社。

2015年SEBI（インサイダー取引の禁止）規則

SEBIは、2015年1月15日、2015年SEBI（インサイダー取引の禁止）規則を公示しました。これは、1992年SEBI（インサイダー取引の禁止）規則に取って代わるものです。

承認された規則の主要ハイライトは以下の通りです。

- 価格に影響を与える未公開情報を持っている、または、かかる情報にアクセスできる人物は、かかる情報の入手またはアクセスの方法に関係なく、「インサイダー」としてみなされることとなります。
- 「価格に影響を与える未公開情報（USPI）」とは、一般的に入手不可能な情報で、価格に影響を与える可能性がある情報として定義されるものです。
- 「インサイダー」の定義は、USPIにアクセスできる契約上、信用上、雇用上の関係をベースにつながりを持っている人が含まれます。インサイダーには、USPIを持っている、または、USPIにアクセスできる人物も含まれます。反論する権利を持つ直近の親族が、つながりを持っている人と考えられます。
- 各投資家の証券市場に対する関心を考えれば、取引の最低2日前に、価格に影響を与える未公開情報を前もって開示することが、価格に影響を与える未公開情報の伝達が許可されている場合に必須となっています。
- 価格に影響を与える未公開情報（USPI）の伝達に関する明確な禁止は、合法的な目的、義務の履行、法的義務の解放を除き、明示されています。
- その他法域でもよくある通り、市場の情報非対称性を排除するため、取引前に公有の場所にUSPIを開示するのが必須となっています。
- 「公平な開示に関する規範」と「行動規範」に従います。
- 一部の場において、無実を証明するために、インサイダーが提示できる特定状況が示されています。

8. オフショアデリバティブ商品 - ODI

オフショアデリバティブ商品／参加証書（Pノート）は、カテゴリIまたは許可されているカテゴリIIの外国ポートフォリオ投資家によって、インドのカस्टディアンで管理するFPI口座に保有するインド証券を原資産とするデリバティブ商品として、海外で発行されるものです。

2014年FPI規制に基づくODI商品の発行条件

SEBIは、ODIや参加証書の発行について以下のガイドラインを発行することで、FPIルートに基づいた適格な参入や投資規範、およびODI／参加証書を通じた応募に沿うようにしました。

- 外国ポートフォリオ投資家FPIは、以下に記載されている適格基準を満たす応募者にものみ、ODIを発行できます。これは、2014年SEBI（外国ポートフォリオ投資家）規制第4条に沿うものです。
 - 申請者は、居住国の証券市場監督機関が証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間覚書（MoU）に参加調印している、または、居住国が部局と二国間覚書に参加調印している国の人物とします。
 - 申請者が銀行の場合、居住国の中央銀行が国際決済銀行（BIS）のメンバーである国の銀行とします。
 - 申請者が、金融活動作業部会の声明書に、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していないこと。
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している管轄区域。
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するための金融活動作業部会との行動計画に取り組んでいない管轄区域。
- FPIは、不透明な構造を持つ応募者に対して、ODIを発行することはできません。FPI規則に従い、不透明な構造とは、保護セル会社、分離セル会社またはこれらと同等のものであり、最終実質所有者にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、もしくは、施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものと定義されます。
- 共通の実質所有者（BO）を持つ2名以上のODI応募者は、FPIの場合と同様、合わせて単一のODI応募者としてみなされます。このため、FPIとして保有するポ投資と、インド企業を原資産とするODIの応募者として保有するポジションを合計して、企業の発行済資本の10%未満という投資限度額をモニタリングします。
- 改定版要件に従っていない既存のODIポジションは全て、ODI契約の満期まで続行が許可されています。それ以降は、このようなポジションを追加で応募者に発行／更新／ロールオーバーすることは許可されていません。
- FPIは、ODI発行の改定版要件を必ず遵守するよう、必要なシステムを実施していることが求められます。
- ODIの新規発行は、資格を満たす応募者に対してのみ行うものとし、改定版規範及び2014年SEBI（外国ポートフォリオ投資家）規則やその他適用される規範を遵守することを条件とします。

カテゴリIおよびカテゴリIIとして登録されているFPIは、ODI／参加証書の発行を許可されています。未規制のブロード・ベースド・ファンドは、適切に規制された投資顧問自体がカテゴリIIのFPIとして登録されていることを理由に、カテゴリIIに登録されているため、直接的または間接的にODIの発行、申込、取引ができません。

KYC遵守 – SEBIは、FPI規制とインドのPMLA規範の要件に沿ってODIを発行するFPIが従うべき、強化されたKYC要件を発行しました。

- ODI発行体は、以下に示す基準値を上回る保有額を持つ応募者事業体における実質所有者を特定・確認することが求められています。
 - 企業の場合は25%
 - パートナーシップ企業／信託／非法人団体の場合は15%
- 実質所有者が特定されていない場合、ODI発行体は、前述した重要性の基準値に基づく支配持ち分または意思決定権を有する人物を特定・確認することが求められています。
- 「実質所有者」という用語の定義は、2005年マネー・ロンダリング防止規則の第9規則のサブ規則(3)に記載された通りです。
- ODI発行体は、該当するODI応募者における基準値制限を上回る実質所有者に関し、各ODI応募者から、身分証明書や住所証明などの特定のKYC書類を求めるものとします。
- 実質所有者を特定するための重要性の基準値はODI応募者レベルで適用する必要があり、重要株式保有者／保有者事業体の実質所有者を特定するため、ルックスルー原則が適用される必要があります。
- 重要性の基準値を使ってODI応募者で実質所有者が特定されなかった場合、ODI応募者の上級管理職の役職を有している自然人の身分証明と住所証明が必要になります。
- 所定のKYC書類は常にODI発行体で管理され、必要に応じてSEBIに提出する必要があります。

SEBIはまた、以下の頻度で、ODI発行体が決定したリスク基準をもとに、KYCを定期的に見直すことを義務付けています。

新規ODI応募者

- 低リスクの顧客の場合、オンボーディング時および3年に1回
- その他の顧客の場合、オンボーディング時および1年に1回

既存ODI応募者

- 低リスクの顧客の場合、通知日（2016年7月1日など）から3年以内
- その他の顧客の場合、通知日（2016年7月1日など）から1年以内

ODIの発行と譲渡

ODI発行体は、自身または代理で発行したODIのすべての譲渡は、以下の条件に必ず従うようにするものとします。

- かかるODIは、2014年SEBI（外国ポートフォリオ投資家）規則の規則22 (1)に従う人物にのみ譲渡されるものとします。
- ODIの譲渡先の人物がFPIによる事前承認を受けている場合を除き、かかる譲渡についてFPIの事前承認を得るものとします。

ODI応募者は、ODIのさらなる／今後の発行／譲渡について、元のODI発行体からの事前承認を求めなければいけません。FPIは、自身で行うオフショアデリバティブ商品のさらなる発行や譲渡が、必ず、適切な監督機関の規制とFPIの事前承認を受けている人物に対してのみ行われるようにしなければいけません。

FPIによるODI／参加証書発行の報告

- ODIを発行するFPIには、SEBIが規定した報告書を提出することが求められています。
- ODI／参加証書発行体は、前月のODI取引の月次要旨報告書とともに、関連添付書類の取引詳細を、翌月の10日までに提出しなければいけません。
 - ODI発行体には、SEBIに提出する月次報告書において、当月中の全ての仲介機関による譲渡の詳細を記載することが求められています。ODI発行体（A）が、別のFPI（B）に対して、さらにODIを発行するODIを発行した場合は、（B）がFPIとしての範囲内でSEBIに対して月次ODI報告書を提供し、報告フォーム（B）がSEBIの要件を満たして報告重複を避けることを前提として、（A）の報告を行うODIが、応募者として（B）を指名することに限定されます。
 - 適用される規範に従い、FPIは、規定されたフォーマットで、SEBIに対して、ODIの発行を開始した月から初めて、報告を開始するものとします。

提出方法

上記の報告書は、パスワードで保護したExcelフォーマットで提出するものとします。メールは、各FPIのコンプライアンスオフィサーのみが送信するものとし、専用メールアドレス（odireporting@sebi.gov.in）に、件名「ODI/PN Report of [FPI Name and Registration No.] for the month of [...]」としてメール送信します。パスワードは別メールで送信してください。

疑わしい取引の報告

ODIの発行体には、発行体が発行したODIに関連して、疑わしい取引の報告書についてインドの金融情報部門（FIU）宛てに提出が求められるものとします。

ODIのポジションの再確認

ODI発行体が年2回の頻度で行います。月次データ報告からの乖離がある場合、所定のフォーマットでSEBIに通知する必要があります。

定期的業務評価

- ODI発行体には、ODIに関して、必要なシステムを備え、コントロール、システム、手順に関する定期的見直しと評価を実行することが求められます。
- これに関する証明書は、ODI発行体の最高経営責任者（CEO）または同等の役職の者が、年次ベース（毎暦年終了時から1カ月以内）でSEBIに提出する必要があります。

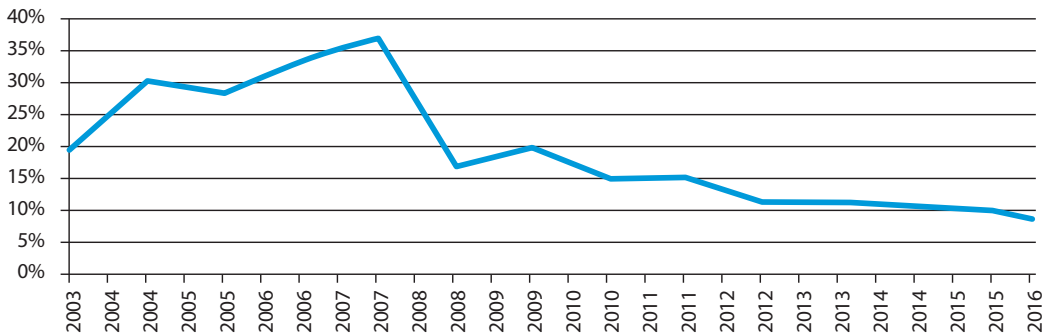
ODIの適用免除

ODIの発行体と応募者の適用免除に関して、2016年8月1日を発効日として、SEBIは以下の発表を行いました。

- 外国機関投資家（FII）規則に基づきODIに応募したODI応募者は、以下の条件に従うことを条件に、外国ポートフォリオ投資家（FPI）規則に基づいて引き続きODIに応募することを許可されています。
 - オフショアデリバティブ商品の発行の条件（2014年SEBI FPI規則に規定の通り）に準拠すること。
- SEBIが通知した適格基準を満たすこと。
- 新規ODIは、上記の適格基準を満たす事業体にのみ発行されます。
- 投資顧問会社が適切な規制を受けていない、規制下でないファンドを含め、基準を満たしていないODI応募者の現行のポジションについては、そのポジションの有効期限、または2020年12月31日のいずれか早い方まで、そのポジションを保有しておくことが許可されています。かかる応募者は、新規のポジションを取ったり、古いポジションを更新したりすることはできません。

明らかに、FPIフローの割合で見たODIによる投資は、過去数年間で減少しています。インドにおけるFPIフロー合計額に対する拠出額は、2007年6月に55.7%という最高に達したのを最後に、2010年12月には15.1%にまで下落しました。2016年3月時点で、FPIフロー合計額のわずか10%に過ぎず、2016年6月にはさらに下落して8.8%となりました。

FPIによるODIの割合



(出典：SEBI)

ODIの想定元本総額（米ドル：10億）



(出典：SEBI)

9. 銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン

9.1. 許容される金融機関

外国為替管理法では、FPIが、ポートフォリオ投資スキームに基づいて、投資を目的として、承認取引者カテゴリーI銀行で、単一の特別非居住者ルピー口座をと、許可された通貨による外貨建て口座を開設することを許可しています。ルピー口座と外貨建て口座のいずれも、利息の発生しない口座となっています。ドイツ銀行は、指定承認取引者（AD）銀行として、INR（インドルピー）建ての現金口座だけでなく、クライアントの指示に基づく外貨口座を管理しています。RBIが発行したFEMAガイドラインでは、SEBIに登録しているFPIは、以下のことを行うことを許可されています。

- 投資の保護預かりと取引決済融通のためのカストディアンを指名すること。
- 外国為替口座からの兌換、株式／無担保社債／債券／国債などの売上利益、配当金や受取利息を通じて受領した資金の入金を容易にするために、承認取引者カテゴリーI銀行で単一の特別非居住者ルピー（SNRR）口座を開設すること。
- SNRR口座は、株式／無担保社債／債券／国債の購入、証券やデリバティブに関わる証券取引所／清算機関への証拠金の支払いや、取引に関連する仲介手数料の支払いの引き落としに利用できます。
- また、公認会計士／税理士への手数料が、投資に関する不可欠な部分を占めている場合は、このような手数料の支払いの引き落としにも利用できます。
- 市場為替レートで、外国為替口座からルピー口座に資金を移動させること。
- 市場為替レートで、ルピー口座から外国為替口座に資金を移動させること。かかる資金移動は、所得税法に従い、適用税率での納税後に可能です。
- 外国投資家は、指定AD銀行とは別に、あらゆる承認取引者カテゴリーI銀行を通じた外国為替取引（被仕向送金と仕向送金の両方）の予約を行うことを許可されています。

9.2. 為替ヘッジ

FPIは、インドにおける株式および／または債券に対する投資全額について、以下の商品を使用して特定の日にヘッジを行うことを許可されています。

- 通貨の一つとしてのルピー、および外国通貨-INRオプションとの外国為替契約
- IPO関連フローのための外国通貨-INRスワップ
- 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

9.2.1. 外国ポートフォリオ投資家に許容されている枠

- インドにおける株式および／または債券に対する投資全額の市場価額について、特定の日に為替リスクのヘッジを行うこと。
- 12カ月以内に満期になる債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすること。
- ブロックされた量でサポートされているアプリケーション（ASBA）メカニズムに基づく、新規株式公開（IPO）関連の一時的資金フローをヘッジすること。

先渡外国為替契約

RBIは、承認取引者（AD）カテゴリ銀行が、以下の条件に従って、外国ポートフォリオ投資家（FPI）に対して先物為替契約を提供することを許可しています。

- 先物契約は、売り取引、つまり、外国為替に対してINRを売却することに対してのみ許可されていること。
 - ヘッジは、インドにおける株式および／または債券に対するFPIの投資全額の市場価額まで許可されています。
- 為替資金の適格性は、以下の事項に基づいて決定されます。
- 指定承認取引者カテゴリ銀行が提供するバリュエーション証明書
 - 全世界でのヘッジ残高と全ての承認取引者カテゴリ銀行全体でキャンセルされたデリバティブ契約が、投資の市場価額内に収まっているというFPIからの宣言書
 - 承認取引者カテゴリ銀行は、少なくとも毎四半期に定期的レビューを受けることで、先物契約の残高が、必ず原資産のエクスポージャーでサポートされるようにします。また、FPIは、カストディアン銀行に対し、承認取引者カテゴリ銀行全体で予約したデリバティブ契約の合計金額が、株式／債券投資の市場価額内に収まっているという宣言書を四半期毎に提出しなければいけません。
 - 証券売却以外の理由でポートフォリオの縮小により、ヘッジの一部または全部がネーキッドになった場合、このヘッジは、承認取引者カテゴリ銀行の裁量にて、発行時の満期まで続けることが許可されています。
 - FPIが予約した先物契約は、満期またはキャンセルの日まで（当日を含む）ロールオーバーすることが可能です。
 - FPIが予約した先物契約は、キャンセルされた場合、キャンセルした額の10%まで再度予約できます。
 - 指定承認取引者銀行以外の承認取引者銀行で行ったヘッジは、銀行チャネルを通じて指定AD銀行で管理されている特別非居住者ルピー口座経由で決済しなければいけません。
 - ヘッジ費用は、通常の銀行チャネル経由で本国へ送金可能な資金および／または被仕向送金からのものである必要があります。
 - ヘッジに付帯している全ての仕向送金は、適用される税控除後です。
 - 株式の先物契約の満期までの期間については、制限はありません。債券の先物契約の満期までの期間は、現物の債券の満期に制限されています。
- FPIが、PN／ODIを発行したものに対して、それが保有する証券のその部分に関連するエクスポージャーのために先渡契約の締結を希望する場合、そのために、PN／ODI所有者からの指令を得なければいけません。承認取引者カテゴリ銀行はかかる指令を確認することが求められる場合、またはこれが困難になる場合、ヘッジ操作の必要性を確立するPN／ODIの性質／構造に関して、またこのような操作が、FPIの最終顧客から得られた特定の指令に対して実行されているという旨のFPIからの宣言書を取得することができます。
- FPIが、サブ・アカウントの1つのエクスポージャーをヘッジすることを意図している場合（まだFPIに転換されていないサブ・アカウントの場合のみ適用可）、デリバティブ取引の契約を行う意志があるという点に関し、サブ・アカウント保有者からの明確な指令を提出することが必要です。承認取引者カテゴリ銀行は、指令を確認するだけでなく、関連するサブ・アカウントに保有されている証券の市場価格との相対で見た契約の適格性についても確認を行う必要があります。

FPIは、以下に挙げる事柄を条件として、12カ月以内に満期になるインドの債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすることが許可されています。

- ヘッジ契約は、キャンセルしたものを再予約することはできません。
- クーポンの金額をまだ受け取っていない場合は、契約は満期までロールオーバーできます。

9.3. ASBAに基づく新規株式公開（IPO）関連に認められる外国通貨-ルピースワップ

FPIは、以下の事項を条件とし、ブロックされた量でサポートされているアプリケーション（ASBA）に基づくIPO投資に関連した資金流入のヘッジのみ、外国通貨-ルピースワップを行うことが許可されています。

- スワップの金額は、IPOで投資予定の金額を上回ることはできません。
- スワップの満期までの期間は30日以内とする必要があります。
- 契約は、一旦キャンセルしてしまうと、再予約することはできません。このスキームに基づくロールオーバーも許可されていません。

9.4. 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

インドに投資しているFPIには、取引所で取引されている通貨先物やオプションにアクセスして、債券や株式への投資に対するエクスポージャーの市場価値から生じる為替リスクをヘッジすることが許可されています。これらの契約は、以下の条件に従うものとします。

- FPIは、原資産のエクスポージャーなしに、各取引所ごとに最高1,500万米ドルまで外国通貨に対するロング（買い）ポジションとショート（売り）ポジションの両方を取ることができます。
- さらに、原資産のエクスポージャーなしに、各取引所ごとに最高で500万米ドルまで、EUR-INR、GBP-INR、JPY-INRの通貨ペアのロング（買い）ポジションとショート（売り）ポジションを取ることができます。
- 取引所は、米ドル以外の通貨で行われた契約の固定上限額が、500万米ドル相当以内に収まるよう規定することを許可されています。
- FPIは、単一の通貨ペアまたは通貨ペアの組み合わせに対して、500万米ドル相当のポジションを取ることができ、EUR-INR、GBP-INR、JPY-INRに対するポジションを全て合わせたものが、500万米ドル相当額を上回らないようにしなければいけません。
- FPIは、全ての取引全体にわたって、取引所1カ所につき、ショートポジションがUSD-INRペアで1,500万米ドルを上回らず、EUR-INR、GBP-INR、JPY-INRペアを全て合わせたものがいずれの時点においても500万米ドル相当を上回らないようにしなければいけません。
- FPIは、インドの債券や株式に対する原資産のエクスポージャーと同等のものがあることを条件に、上記の上限額を上回るロングポジションを取ることができません。
- FPIは、取引所1カ所につき、USD-INRペアについては1,500万米ドルを上回るショートポジション、その他全ての通貨ペアについては合計で500万米ドルを上回るショートポジションを取ることができません。
- 既存のUSD-INRペアに加え、以下の通貨ペアで取引所で取引されているオプション契約が導入されました。
 - GBP-INR
 - EUR-INR
 - JPY-INR
- オプションのデリバティブは、各通貨ペアの上限額の一部となっています。
- エクスポージャーの上限額は、一日の終わりと日中の両方に適用されます。
- これらの上限額のモニタリングは取引所が行い、違反した場合にはRBIの金融市場規制部門に報告される可能性があります。

取引所ごとの許可された通貨ペアに対するポジション上限額

カテゴリIおよびカテゴリIIのFPIのポジション上限額は以下の通りです。

通貨ペア	ポジション上限額
USD-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと。
EUR-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または500万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
GBP-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または500万ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
JPY-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または2億円のいずれか高い方を超えないこと。

カテゴリIIIのFPI向けのポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
USD-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと。
EUR-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
GBP-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
JPY-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または2億円のいずれか高い方を超えないこと。

- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。証券取引所で未決済建玉総額が下落した場合、かかるポジションの解消は求められません。
- このようなシナリオでは、適格な市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、通貨ペアで新しいポジションを作ったりすることはできません。
- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用されるポジションを遵守する金額内に収まるよう、市場参加者に対して時間制限を定めます。
- 規制当局は、取引所で取引されるクロスカレンシー取引およびオプション契約を導入しました。取引所は、商品提供に関して、規制当局から承認を取得するプロセスを開始しました。必要な承認が得られれば、クロスカレンシー・デリバティブの取引が開始されます。
- SEBIおよびRBIが規定する適用規範に従うことを条件に、FPIは、以下の通貨ペアについて、取引所で取引されているクロスカレンシー取引およびオプション契約へのポジションを取ることができます。
 - EUR-USD
 - GBP-USD
 - USD-JPY

カテゴリーIおよびIIのFPI向けポジション上限額は、各セクター別規制当局および承認取引者カテゴリーI銀行が許可する通りです。

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
GBP-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1,000万ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
USD-JPY	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと。

カテゴリーIIIのFPI向けのポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
GBP-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
USD-JPY	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万米ドルのいずれか高い方を超えないこと。

その他通貨ペアにおける500万米ドル相当額の算出方法

- 取引所は、100万米ドルを個々の通貨ペアに換算するための固定比率を提供します。取引所が提供する比率は、市場参加者に対して十分な余裕を持って通知を行った後、四半期ベースで修正されます。
- 例えば、取引所が提供した換算比率が以下の通りである場合、顧客／FPIは、EUR-INRで455万ユーロまで、GBP-INRで330万ポンドまで、JPY-INRで5億9,550万円までのポジションを取ることができます。
 - 100万米ドル = 91万ユーロ
 - 100万米ドル = 66万ポンド
 - 100万米ドル = 1億1,910万円

顧客のポジションに関する警告

- 顧客の建玉総額が、一日の終わりに前述のポジション上限額を上回った場合、取引所は清算機関またはカस्टディアンに警告を発します。
- 建玉総額は、そのシンボルにおける前日の取引の建玉残高に基づき、ロングポジション（先物のロング、コールオプションのロング、プットオプションのショート）、または、ショートポジション（先物のショート、コールオプションのショート、プットオプションのロング）の高い方として計算されます。

9.5. FPIの責務

- 上限額を上回るあらゆる契約の予約について、株式／債券の同等の原資産のエクスポージャーが必ずサポートするようにするのは、FPIの責務です。
- 契約総額が、いずれかの時点で保有している証券の市場価額を上回る場合、関与しているFPIは、インド証券取引委員会（SEBI）に規定されるように、刑事的民事訴訟に問われることになり、また、1999年外国為替管理法（FEMA）に基づき、RBIが措置を講じる可能性があります。

9.6. ポジションのモニタリング

- 取引所／清算機関は、一日の終わり時点での建玉や日中で最高のポジションに関するFPIの情報を、各カストディアン銀行に提供します。
- カストディアン銀行が、証券取引所や自身、その他の承認取引者（AD）銀行で予約した店頭（OTC）契約の各FPIのポジションを総計します。
- 指定カストディアン銀行は、ポジション合計をモニタリングして違反がないか確認し、あった場合はRBI／SEBIに通知します。
- 上限額は、一日の終わり時点のポジションベースでモニタリングされます。3つの通貨ペアのショートポジションと3つの通貨ペアのロングポジションについては、500万米ドルの上限額が別々に検討されます。
- 取引所は、一日の終わり時点の報告書を通じて、FPIがその日に行った日中で最も高いポジションのFPIのカストディアンにそれとなく知らせます。

インド国立証券取引所（NSE）も、通貨デリバティブセグメントにおける外国ポートフォリオ投資家（FPI）投資に関連したよくある質問（FAQ）を公開しています。

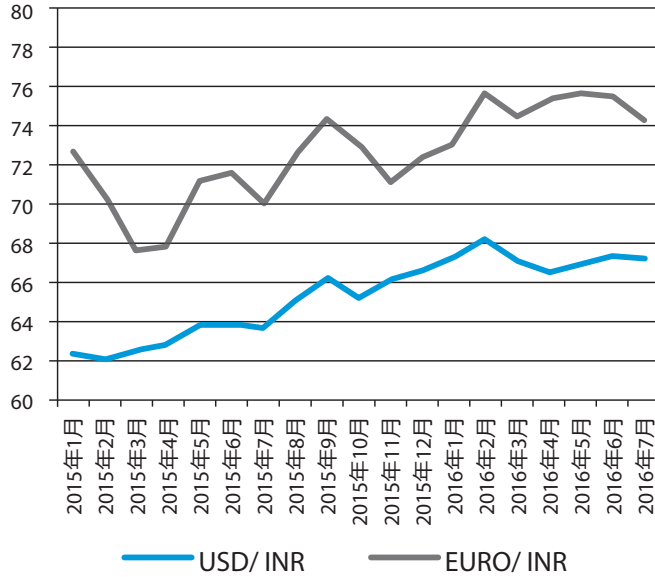
FAQには以下のリンクをクリックするとアクセスできます。

http://www.nseindia.com/invest/resources/download/CDS_FAQ_FPI.pdf

9.7. 通貨トレンド

以下のチャートは、2015年1月から2016年7月までの為替動向（USD/INRとEUR/INR）を表しています。

出典：RBI



以下のグラフは、2000年1月以降の通貨トレンドを表しています。

出典：ブルームバーグ



10. 清算 & 決済環境

10.1. 序文

インドの証券市場では、清算と決済メカニズムについていくつかの革新が見られました。これには、以下に挙げるものの利用が含まれます。

- 最新のインフォメーションテクノロジー
- 決済サイクルの短縮
- 証券の無券面化と電子取引
- 証券貸借
- 効率的なリスク管理システム
- カウンターパーティーリスク管理のための清算機関

上記に加え、インドの証券取引所は、現物市場の取引に会計期間決済のシステムに従っていましたが、その後、全ての証券についてT+2のローリング決済が導入されました。T+2決済の資金や証券の払込と払出は、取引執行から2営業日後となります。

証券の移動は、預託機関であるNational Securities Depositories Ltd. (NSDL) とCentral Depositories Services Ltd. (CDSL) が証券の電子取引を提供していることから、無券面化されており、ほぼ瞬時になりました。

清算 & 決済環境

インド国立証券取引所 (NSE) やボンベイ証券取引所 (BSE) などの証券取引所が、取引会員に対して取引プラットフォームを提供しています。National Securities Clearing Corporation Ltd. (NSCCL) およびIndian Clearing Corporation Limited (ICCL) が取引会員の資金／証券の債務を決定し、取引会員が必ず株式の債務を果たせるようにします。国債取引はClearing Corporation of India Limited (CCIL) を通じて決済されます。清算機関は、会員がデフォルトした場合でも関係なく、全ての決済債務を満たすことが義務付けられています。

決済に関与している主な機能は以下の通りです。

- 取引の記録
- 取引の確認
- 債務の決定
- 資金と証券の払込
- 資金と証券の払出
- リスク管理

10.2. 株式

インドの株式市場は、2003年4月から、T+2ローリング決済にうまく移行しました。株式取引の決済に対する清算参加者が、仲介機関とともに、以下の役割を果たします。

National Securities Clearing Corporation Ltd. (NSCCL) / Indian Clearing Corporation Limited (ICCL) などの清算機関: 取引の清算および決済ならびにリスク管理がこれら機関の中心的機能であり、取引所の取引後の活動についても責任を持って行います。

取引会員: は、証券取引所での取引を執行し、手渡し取引の場合の取引決済を責任を持って行います。

清算会員: は、清算機関の決定に従い、債務の決済を担当します。清算会員は、決済日に、指定口座に利用できる資金および／または証券がなければいけません。

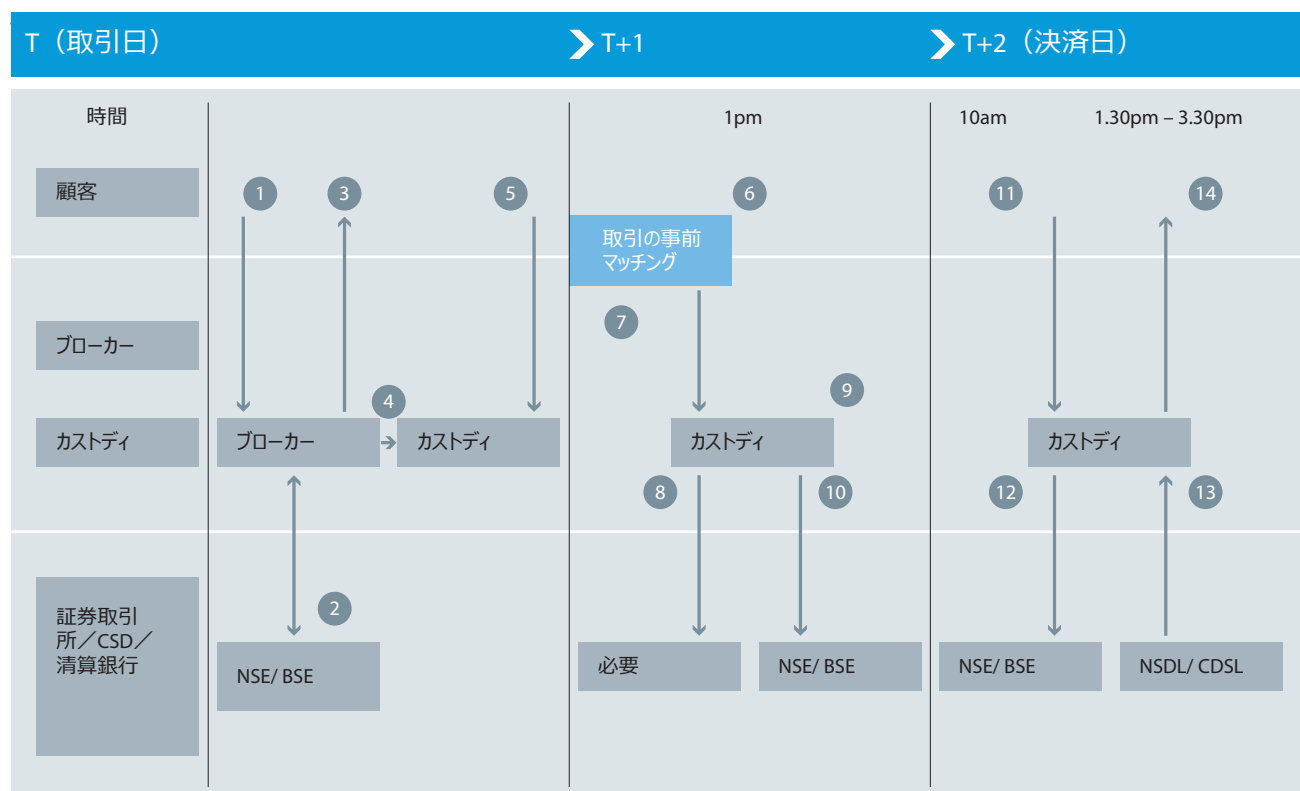
カストディアン: は、清算会員としてのカストディアンは、取引会員が割り当てた取引の決済を行います。

清算銀行: は、資金決済のための清算会員と清算機関との間のリンクとして機能します。

預託機関: (NSDLとCDSL) は、証書発行を伴わない証券の決済を助けます。

プロフェッショナル清算会員: 清算機関が任命した特別カテゴリーの会員は、顧客（個人、機関など）のために取引の清算と決済を行なうことができます。

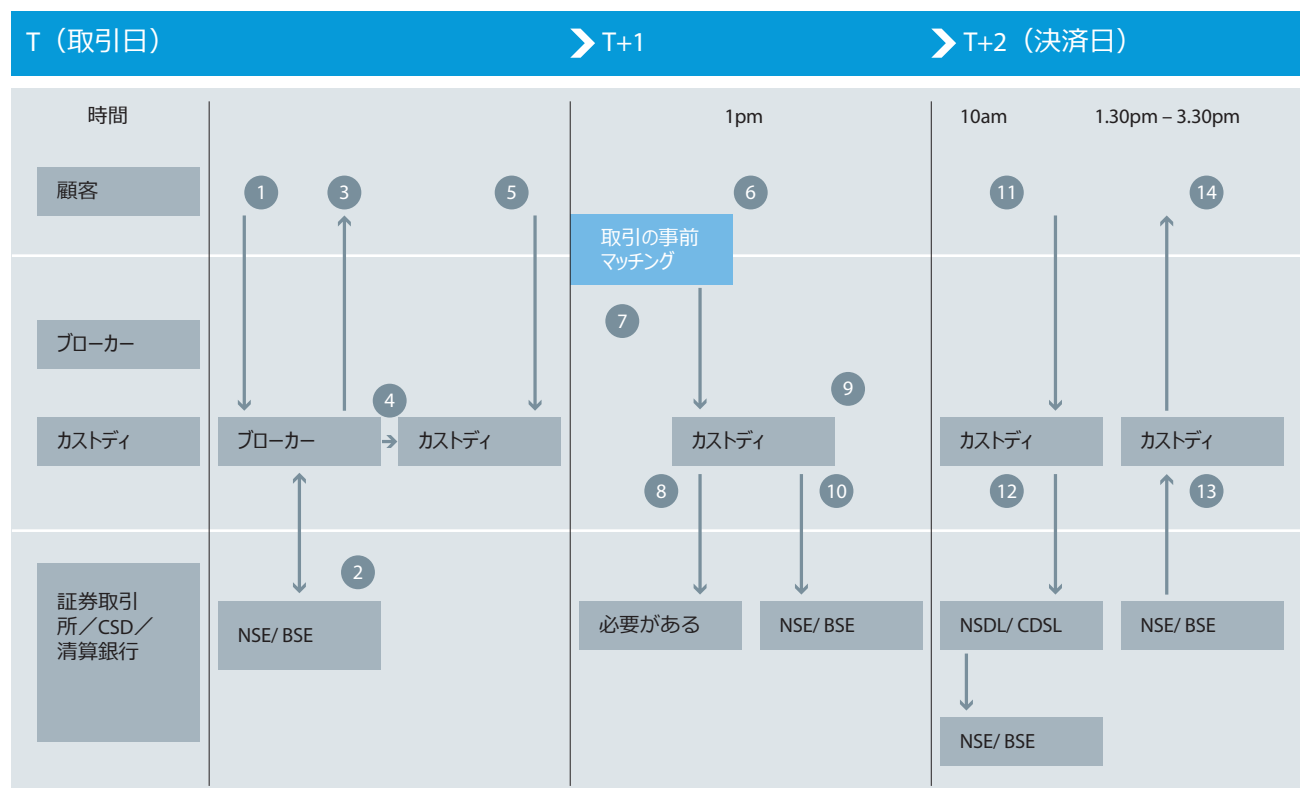
決済フロー - 株式購入取引



説明文

- 顧客がブローカーに取引指示を送信
- 取引所でブローカーが取引を執行
- ブローカーが顧客に取引確認を送信
- ブローカーがT (日) にSTPゲートウェイを通じてカस्टディアンに売買報告書を送信
- Tの一日の終わりまでに顧客がカस्टディアンに決済指示を送信
- 証拠金/完全決済 (早期払込) のため顧客がINR資金をアレンジ
- カस्टディが、T+1の1pmまでに事前マッチング完了と取引確認
- 取引に関する報告をSEBIに行う
- 証拠金/早期払込代金のため顧客の口座から引き落とし
- 清算銀行を通じて取引所に証拠金支払/早期払込
- 証拠金を使用する顧客の場合、T+2の10amまでに顧客の口座から差金決済金額分を引き落とし
- 清算銀行を通じて取引所に決済代金を支払
- 預託機関を通じて証券を払出
- 顧客に決済確認を送付

決済フロー - 株式売却取引



説明文

1. ブローカーへの取引指示
2. 取引所でブローカーが取引を執行
3. Tにブローカーが顧客に取引確認を送信
4. Tに契約書を受領
5. Tの一日の終わりまでに顧客がカストディアンに決済指示を送信
6. 証券の早期払込のため、顧客が証拠金代金／指示をアレンジ
7. カストディが、T+1の1pmまでに事前マッチング完了と取引確認
8. 取引に関する報告をSEBIに行う
9. 証拠金を顧客の口座から引き落とし（顧客が証券の早期払込を選択した場合を除く）
10. 証券の証拠金の支払／早期払込
11. 証拠金を使用する顧客の場合、T+2の10 amまでに顧客の口座から証券を引き落とし
12. 10 amまでに証券を預託機関に払込
13. 清算銀行を通じて資金を払出
14. 顧客の口座に売却代金を支払い、顧客に決済確認を送付

10.3. 債券

国債

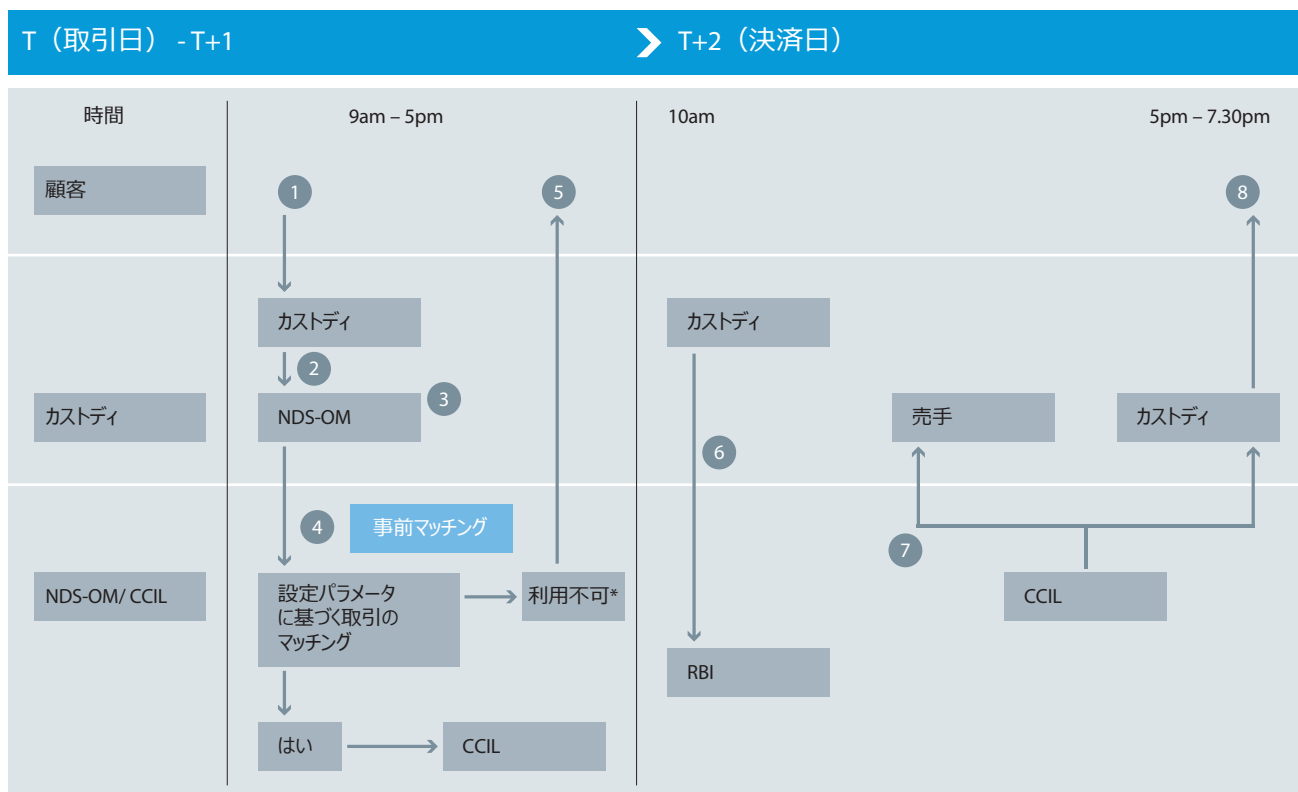
国債は主に、Negotiated Dealing System- Order Matching (NDS-OM) と呼ばれる匿名のオーダー・マッチング・プラットフォーム経由で取引されます。取引所でも国債の取引が可能です。NSEでは、国債取引は、交渉取引報告プラットフォームで執行されます。BSEでは、国債は債券市場セグメントまたはリテール債券市場セグメントで取引されます。従って、これらのセグメントに関する条例、規則、規制、回状が国債の清算や決済を管轄しています。NSEとBSE両方のリテール債券市場 (RDM) セグメントにおける取引のための取引メカニズムは、株取引に使用されているメカニズムと同じです。NSEとBSEのホールセール債券市場 (WDM) セグメントで執行される国債取引は、取引所の清算機関を通じてルートされます。

国債における全ての取引は、RBIのNDS-OMを通じてRBI-SGLに報告され、Clearing Corporation of India Limited (CCIL) が現金担保債券貸借取引 (債券レポ取引) を含む国債の取引に対して決済保証を提供します。FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、国債市場と直接取引するという選択肢があります。

国債の全てのセカンダリー市場のアウトライト取引の決済は、T+1に標準化されました。但し、FPIが行った取引の決済は唯一の例外となります。RBIは、FPIが執行した国債取引の報告タイミングと決済をT+2ベースに延長を許可しました。これに従い、国債に対する全ての買い・売取引は、当事者のいずれか1人がFPIの場合、T+2ベースで決済されます。証券を売却するFPIのカストディアン銀行、または、FPIに証券を売却するカウンターパーティーの事業体は、規定の報告期間内に、自身の取引について取引実行日に取引を報告する必要があります。証券を購入するFPIのカストディアン銀行は、翌営業日 (T+1) の1pmまでに取引を報告すればいいことになっています。決済に関するその他全ての条件は、T+2ベースで決済された取引に引き続き適用されることとなります。

FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、国債を直接取引することが許可されています。FPIは、レポ取引への投資はできません。

決済フロー – 国債購入取引



説明文

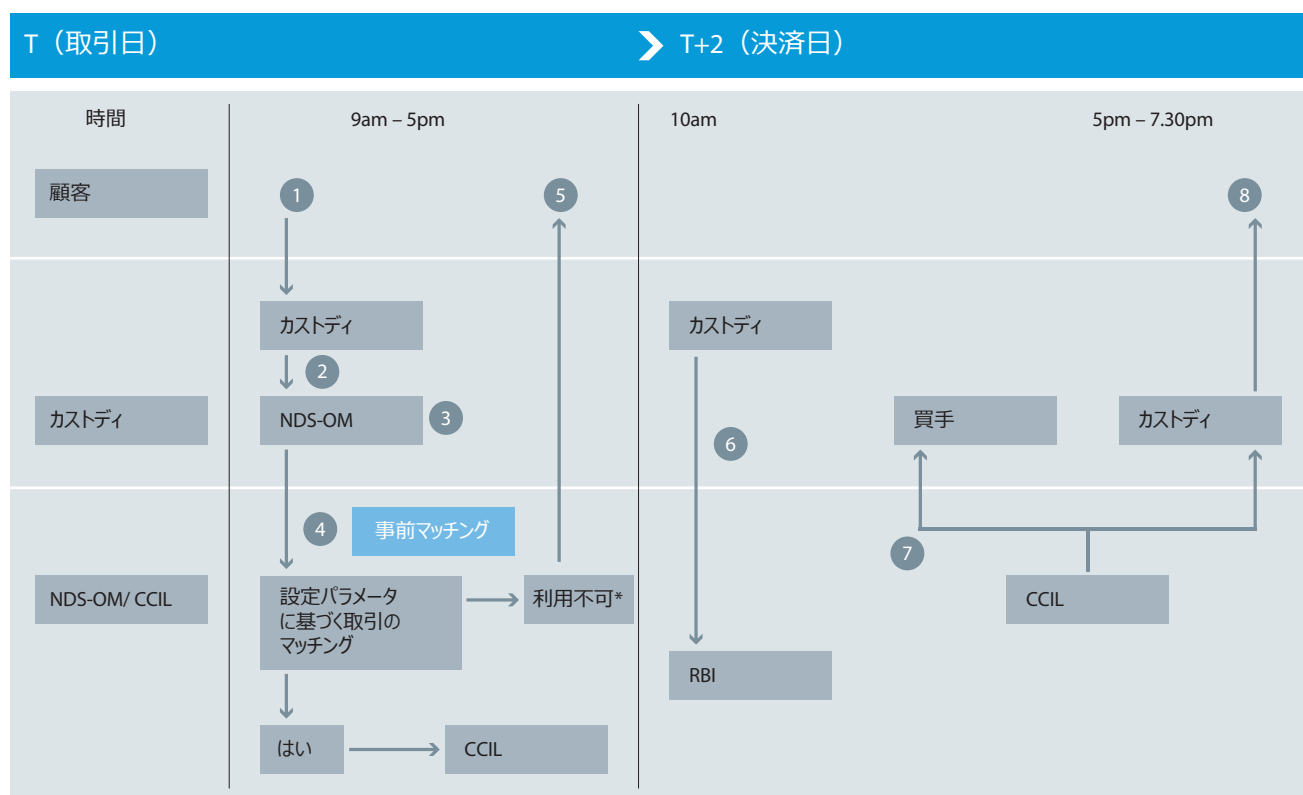
NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform（相対取引システム オーダー・マッチング・プラットフォーム）

CCIL – Clearing Corporation of India（インド清算会社）、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がカストディアンに取引指示を送信
2. NDS-OMへの（買手と売手からの）取引報告が取引執行から15分以内に完了
3. 国債購入取引の報告／確認、はTまたはT+1の1pmまで可能
4. 設定パラメータに基づき、カウンターパーティとの事前マッチングが完了マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
5. マッチングができなかった場合、顧客に暗示して取引内容を変更
6. 顧客の口座から決済金額を引き落とし、10amまでにRBIに支払い
7. CCILが売手に資金を、カストディアンにある買手のCSGL口座に証券を送金
8. 顧客に決済確認を送信

* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

決済フロー – 国債売却取引



説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform（相対取引システム オーダー・マッチング・プラットフォーム）

CCIL – Clearing Corporation of India（インド清算会社）、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がカストディアンに取引指示を送信
2. NDS-OMへの（買手と売手からの）取引報告が取引執行から15分以内に完了
3. 国債取引の報告と確認は、Tの5pmまでに行わなければならない
4. 設定パラメータに基づき、カウンターパーティとのプリマッチングが完了マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
5. マッチングができなかった場合、顧客に暗示して取引内容を変更
6. 顧客の国債口座から証券を引き落とし
7. CCILが売手に資金を、買手の国債口座に証券を送金
8. 顧客の現金口座に送金、顧客に決済確認を送付

* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

保管所としてのRBI

ムンバイにあるインド準備銀行の公債オフィス（PDO）が、国債の登記所兼中央保管所としての役割を果たしています。

- 無券面化形式：2002年5月20日以降、RBIの規制下にある事業体全てが、国債を証券発行を伴わない証券（SGL）の形式で保有・取引することが必須となりました。また、証券発行を伴わない証券の送金やサービス提供が電子化するため、取引が楽になります。保有者は、証券を以下の2つのいずれかの方法で、無券面化された形式で維持できます。
 - SGL口座：インド準備銀行はSubsidiary General Ledger（SGL）口座枠を提供し、インド準備銀行の公債オフィスで維持するSGL口座で証券を維持できる事業体を選択します。
 - ギルト口座：RBIでSGL口座を開設・維持する資格は制限されているため、投資家には、Constituents' Subsidiary General Ledger Account（CSGL）を開設する資格を満たす銀行やプライマリーディーラーでギルト口座を開設するという選択肢があります。このアレンジメントでは、銀行またはプライマリーディーラーが、ギルト口座保有者のカストディアンとして、RBIのCSGL口座（SGL II口座としても知られています）にある構成要素の保有分を維持します。ギルト口座で保有される証券に関するサービス提供が電子的に行われることで、証券の取引や維持が容易になります。満期受取金や定期的な利息の受取についても今までより早くなります。その理由は、受取金が、インド準備銀行（RBI）におけるカストディアン銀行／プライマリーディーラーの当座預金に振り込まれると、カストディアン（CSGL口座保有者）が直ちにこれをギルト口座保有者（GAH）に振り込むためです。

社債

インド証券取引委員会（SEBI）、インド準備銀行（RBI）、インド保険規制開発庁（IRDAI）の規制下にある事業体には、取引所の取引報告プラットフォーム上での社債取引について報告を行い、NSCCL（インド国立証券取引所）、ICCL（ボンベイ証券取引所）などの取引所の清算機関を通じて決済することが求められています。社債取引の決済は、月曜日から金曜日の間に、3つの決済サイクル、即ち、T+0、T+1、T+2で行われるものとします。FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、社債市場と直接取引するという選択肢があります。1999年外国為替管理法（FEMA）規制に対する必要な変更が間もなく行われる見込みです。

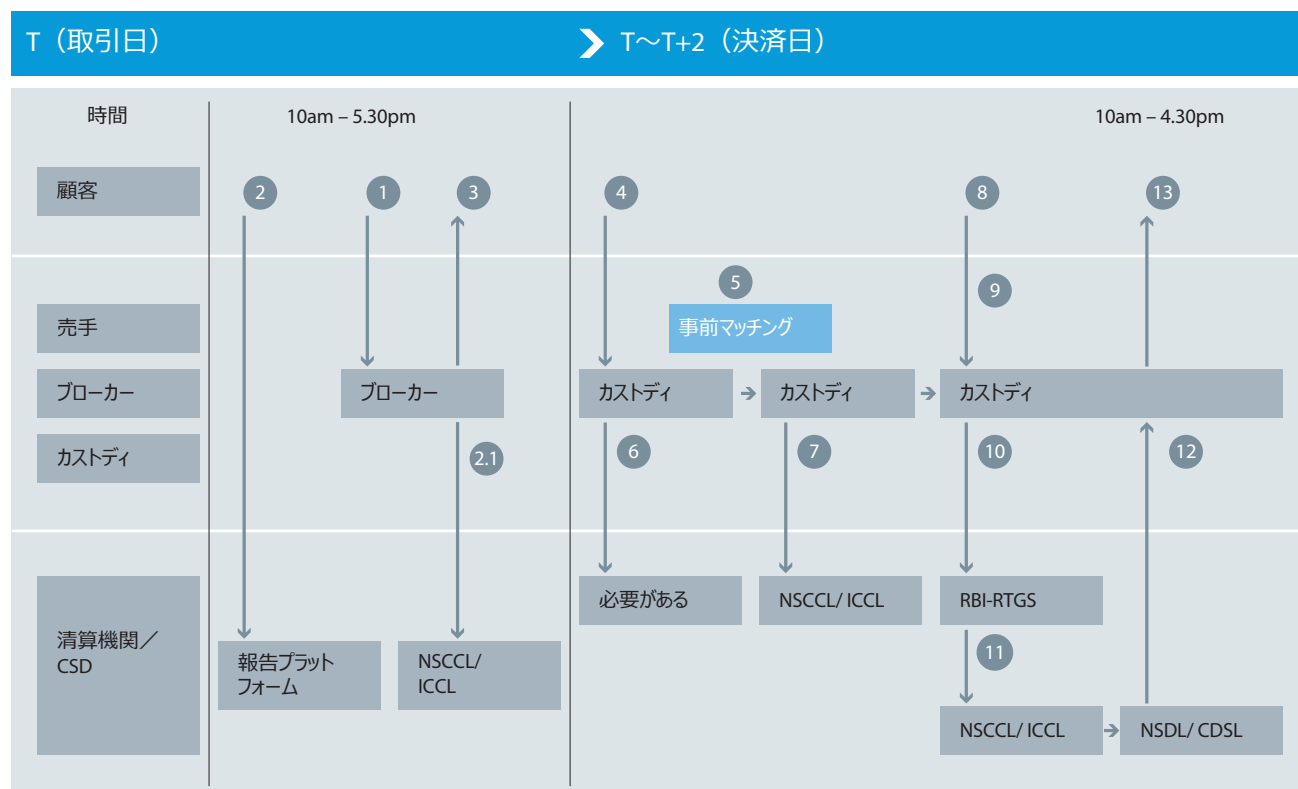
NSEが提供する債券報告プラットフォームは、CBRICS（Corporate Bond Reporting and Integrated Clearing and Settlement：社債報告および統合清算・決済）プラットフォームとして知られています。NSEは、このアプリケーションの安全性をさらに強化するため、債券報告プラットフォームのユーザーに対し、2要素認証（2FA）を導入しました。

BSEは最近、2016年7月14日から、新規債券報告・決済プラットフォーム - インド社債市場（ICDM）を開始しました。新しいプラットフォームは、顧客および決済関連の詳細に加え、取引確認などの決済機能を統合します。

報告プラットフォームは、以下の機能を提供しています。

- 報告と決済のための単一システム
- ポートフォリオ作成機能
- 社債、CP、CD、国債報告のための単一オーダーエントリー画面
- 同一のオーダーエントリーウィンドウからの報告と決済
- 取引履歴
- 日次市場分析レポート

決済フロー - 社債購入取引



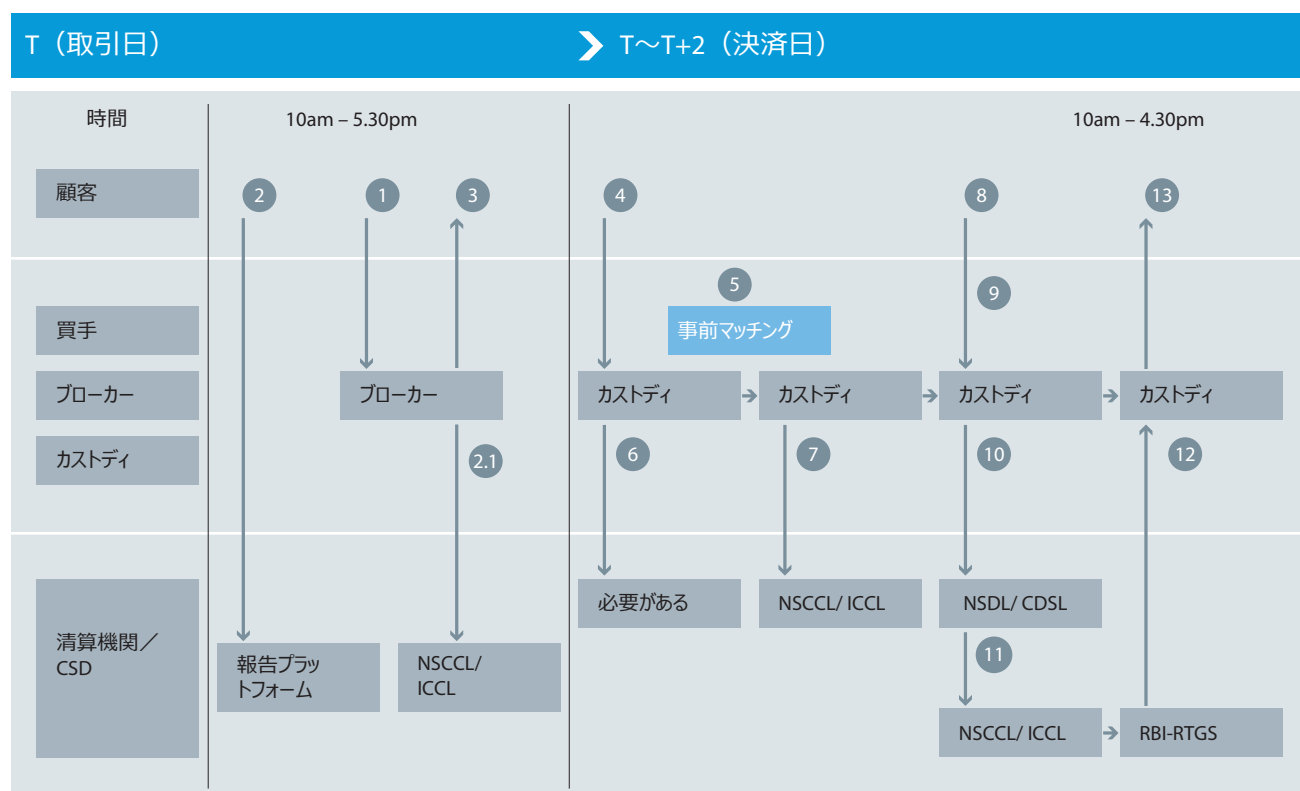
説明文

NSCCL – National Securities Clearing Corporation Limited

ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
 - 2.1. ブローカーが取引所に取引を報告
3. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書とともに取引確認を送付
4. 合意したタイムラインに従い決済指示
5. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間での事前マッチング
6. SEBIに取引を報告
7. NSCCLとICCLで取引を確認
8. 口座に資金があるかを顧客が確認
9. 顧客の現金口座から引き落とし
10. RBI-RTGSを通じて資金を払出
11. 清算機関を通じて決済
12. 債券の受渡と預託機関を通じた顧客口座への支払い
13. 顧客に決済確認を送信

決済フロー - 社債売却取引



説明文

NSCCL – National Securities Clearing Corporation Limited

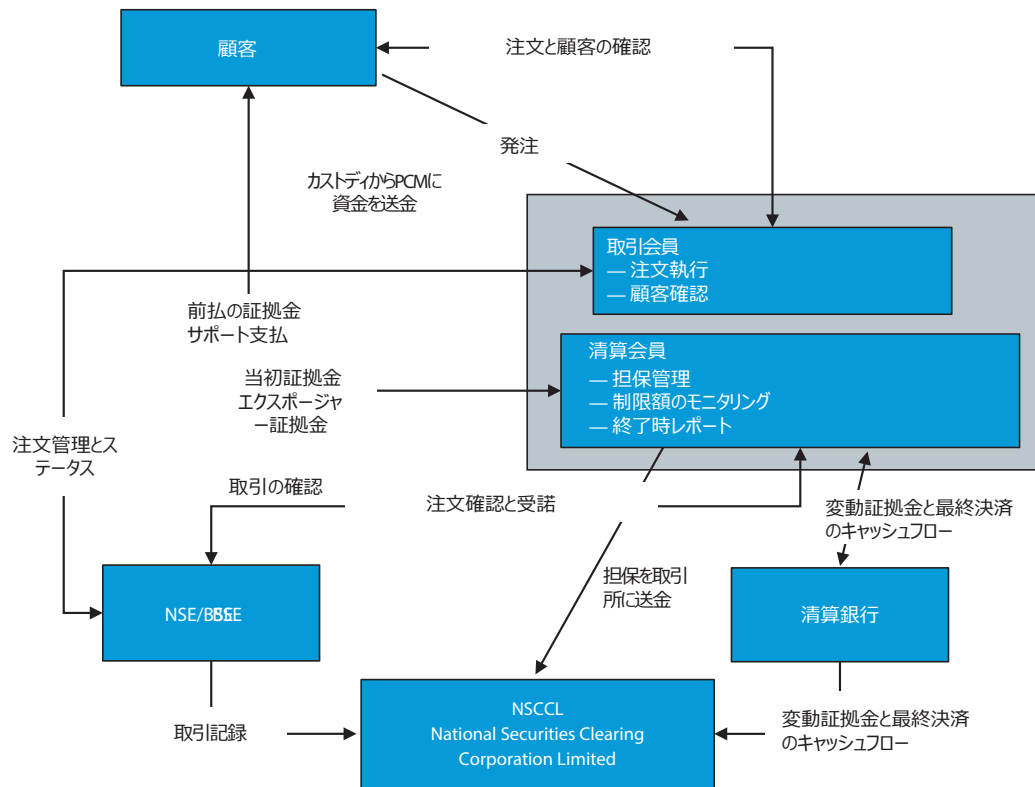
ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
2.1. ブローカーが取引所に取引を報告
3. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書とともに取引確認を送付
4. 合意したタイムラインに従い決済指示
5. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間でのプリマッチング
6. SEBIに取引を報告
7. NSCCLとICCLで取引を確認
8. 十分な売却可能分があるか顧客が確認
9. 顧客の証券口座から引き落とし、証券を払込
10. 預託機関を通じて証券を払込
11. 清算機関を通じて決済
12. RBI-RTGSを通じて資金を受取
13. 顧客の現金口座に送金、決済確認を送付

10.4. デリバティブセグメント

株式デリバティブ - 取引所の清算機関が、デリバティブ（先物 & オプション）セグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人として行動します。NSCCLは、NSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的カウンターパーティーとして活動し、決済を保証します。ICCLは、BSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的カウンターパーティーとして活動し、決済を保証します。

プロセスのフロー



通貨デリバティブ - 取引所の清算機関が、通貨デリバティブセグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人として行動します。NSCCLが、NSEの通貨デリバティブセグメントでのあらゆる取引に対して、法的カウンターパーティーとして活動し、決済を保証します。

金利先物（IRF）：取引所の清算機関が、IRFに関連する通貨デリバティブセグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人として行動します。NSCCLが、NSEのIRFに関連するデリバティブセグメントでのあらゆる取引に対して、法的カウンターパーティーとして活動し、決済を保証します。ICCLが、BSEのIRFに関連するデリバティブセグメントでのあらゆる取引に対して、法的カウンターパーティーとして活動し、決済を保証します。IRFに関連するあらゆる取引は、インドルピーで現金決済されます。

10.5. 証券貸借

SEBIとRBIは、全てのクラスの投資家に対し、オンショアの空売りと証券貸借（SLB）を許可しました。このため、SEBIの規制下にある全ての機関投資家が空売りができます。インドの証券市場では裸売りは許可されておらず、投資家は、決済時点で証券の受渡を行うという義務を果たすことが強制されています。これに従い、証券貸借のためのスキームが導入されました。

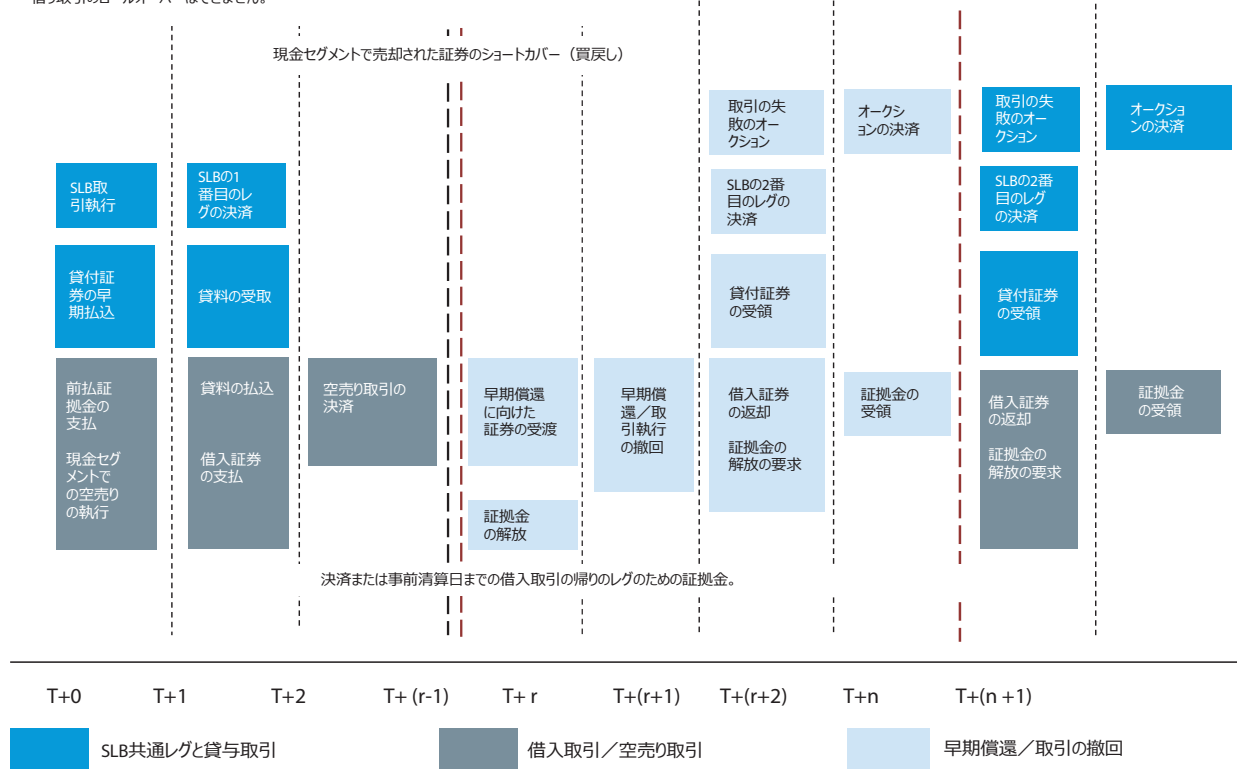
SEBIは、SLB取引が、取引所の清算機関を通じてルートされることを命令しました。この結果、清算機関であるNSCCLとICCLだけが、現在のSLB取引に対する承認済仲介機関（AI）となっています。

借手と貸手はISのSLBプラットフォーム上で取引を行うための直接アクセスを持っていないため、既存のNSEとBSEの清算会員（銀行、カストディアンなど）がSLB参加者になるという仕組みを通じて、取引を執行しなければいけません。投資家によるSLB取引の清算と決済は、機関投資家の指定カストディアンを通じて行われます。

「参加者」として言及される銀行やカストディアンを含め、承認済仲介清算機関（NSCCL/ICCL）の清算会員全員が、SLBへの参加資格があります。SLBに参加するには、清算会員はSLBの参加者として登録しなければいけません。証券貸借を希望する参加者は、自身の口座または顧客の代理のいずれかでこれを行うことができます。

SLB取引フロー – 運用モデル

空売り取引は、T+0での借り取引に伴うT+nでの義務を果たすため、カバーする必要があります。
借り取引のロールオーバーはできません。



貸与取引のための決済スケジュール



SLB契約は30日から12か月まで異なります

10.6. リスク管理 - 概要

規制当局/取引所は、会員の資本の充実、十分な証拠金要件、エクスポージャーや出来高に関する上限額、賠償責任保険、オンラインでのポジションのモニタリング、自動無効化などに関して、包括した広範なリスク管理システムを開発しました。また、過度なボラティリティを抑制し、価格操作を察知・回避するため、効果の高い監視システムも管理しています。

証拠金 - リスク管理システムの主要部分は証拠金です。株価の動向の不確実性がリスクにつながりますが、株式市場の証拠金システムでこれに対処できます。日次証拠金は以下の通りです。

- バリュースコア・アット・リスク (VaR) 証拠金
- 極端な損失の証拠金
- マーク・トゥ・マーケット (MTM)

2008年4月21日から、FPIを含めた機関投資家全員による取引の証拠金は、カストディアンによる取引確認後のT+1から請求されます。

注記：法人、個人、ファミリーオフィスの形式を取るFPIは、機関投資家ではない取引のためのかつての証拠金フレームワークに従い、前払いベース（即ちT+0）で請求されます。

自己資本比率要件: リスク管理の中心にあるのは、会員が取引所／清算機関に預託した流動性資産です。会員は、様々な証拠金や基本自己資本比率要件最低額を十分にカバーする流動性資産を提供するよう求められます。

コア決済保証資金 (CSGF) : SEBIは、清算会員のデフォルトに効率的に対処するために、清算機関の現在のリスク管理システムの堅調さを強化する目的で、コア決済保証資金 (コアSGF) 、デフォルト・ウォーターフォール、ストレステストのための規範を規定しました。取引会員による取引が失敗に終わった場合、資金は、取引所取引のカウンターパーティーリスクをなくすよう、うまく決済を完了させるために使用されます。そのため、取引所はCSGFを設立しました。これには、清算機関が各セグメントの最低資本要件 (MRC) の最高50%まで拠出することになっています。取引所はMRCの最高25%まで拠出し、残りの25%については各セグメントの清算会員が拠出します。

改定版規範は、主に以下の目的を達成することを意図しています。

- エクスポージャーがなく、清算会員が決済債務を守ることができなくなった場合に、清算機関の決済債務を即時かつ無条件に満たすことのできるSGF内でコア資金 (コア決済保証資金と呼ばれる) を設定すること
- 金融市場インフラ原則 (FMI) (信用リスクのためのストレステスト、流動性リスクのためのストレステスト、頻度やシナリオなどの反対ストレステストのための規範) に清算機関のストレステスト実践を一致させること
- 機関投資家取引でのデフォルトの可能性が原因のリスクについてストレステストを行うこと
- 清算機関全体にわたって、デフォルト・ウォーターフォールを統一させること
- 中央カウンターパーティー (CCP) に対するエクスポージャーのためのバーゼル自己資本要件の面でデフォルトしない会員の責任を制限すること
- その他セグメントでのデフォルトによる清算機関の各セグメント目的を特定した上で隔離すること
- 異なる清算機関、特に、会員のデフォルトに関して、ストレステストとリスク管理に統一性をもたらすこと

コアSGFに対する拠出

いかなる時点でも、あらゆるセグメントのコアSGFに対する様々な拠出者の拠出額は、以下の通りでなければいけません。

- 清算機関 (CC) の拠出額 : コアSGFに対するCCの拠出は、最低必要資本 (MRC) の50%以上とします。CCは、自身の資金からこれを拠出するものとします。コアSGFに対するCCの拠出は、純資産の一部とみなされるものとします。
- 証券取引所の拠出 : コアSGFに対する証券取引所の拠出は、MRCの25%以上とします (これらのガイドラインを考慮して見直されるSECC規則第33規則に従い、証券取引所が利益を譲渡することに対して調整可能です) 。
- 清算会員の主な拠出 : CCが希望する場合、以下に挙げる事項を条件として、セグメントの清算会員 (CM) (カस्टディの清算会員を含む) からコアSGFに対して、リスクベースの拠出を求めることができます。
 - CMからの総拠出額がMRCの25%を超えないこと
 - いかなるCMのコアSGF拠出についても、エクスポージャーを利用できないこと (CCで利用できるエクスポージャーのないCMの担保は、CMのコアSGF拠出とみなされる可能性があります)
 - 各CMの必要拠出額が、システムにもたらすリスクに基づくものと比例していること

CCは、CMのプライマリー拠出を収集するうえで、前払いか、期間中の分割か選択できる柔軟性があります。分割拠出の場合、CCが残高を満たすことで、常にコアSGF合計が十分であると保証されなければいけません。かかるCC拠出額は、CMを受け取った場合に、さらなる拠出の場合にCCが引き出しできるような状態になっている必要があります。

以上で規定したCC、SE、SMによる上限額は、SEBIが、その時の市況を検討しながら適宜見直しを行います。

CCが課す罰金（SECC規則第34規則による）は、コアSGFコーパスに支払うものとします。

コアSGFに対する現金拠出に関する利息も、コアSGFに生じるものとし、現金拠出額に比例して拠出者に対して比例配分されます。

CCは、コアSGF拠出に現金担保を受け付けるものとしますが、ただし、CCは、銀行FDという形式でのCM拠出も受け付けることができます。CCは、これに関してSEBIが適宜発行する特定のガイダンスに従うものとします。

コアSGFへのアクセス

会員が決済の義務をはたせなかった場合、CCはコアSGFを使用できます。

デフォルト・ウォーターフォール

すべてのセグメントのCCのデフォルト・ウォーターフォールで、通常、以下の順序に従います。

1. デフォルトを起こした会員の資金（デフォルトを起こした会員のコアSGFに対するプライマリー拠出額やその他セグメントにおける不履行者の過剰資金を含みます）
2. 保険（該当する場合）
3. CCの資金源（セグメントMRCの5%に相当）
4. 以下に挙げる順序のセグメントのコアSGF
 - 罰金
 - セグメントMRCの25%以上のCC拠出
 - 残りのコアSGF：CC拠出額、証券取引所の拠出額、デフォルトしていない会員のプライマリー拠出額を、コアCGFに対して比例配分ベースで配分します。
5. 残りのCC資金源（その他セグメントのコアSGFに対するCC拠出額と10億インドルピーを除く）の比率は、セグメントMRC対全てのセグメントのMRCの合計に等しいものとします。*
6. その他セグメントのコアCGFに対するCC/SEの拠出額（これらのセグメントの債務を満たした後）とSEBIが承認した残りのCC資金源。
7. セグメントのデフォルトしていない会員によるキャッピングされた追加の拠出額。***
8. 残りの損失は、払出に対する比例配分ベースのヘアカット（債務削減）によって補われます。***

* 残りのCC資金源（その他セグメントのコアSGFに対するCC拠出額を除く）が10億インドルピーを上回る場合のみ、10億インドルピーが除外されます。

** CCは、コアSGFに対する複数の必要なプライマリー拠出への追加拠出に対する。デフォルトしていない会員の責任を制限するものとします。デフォルトしていない会員からの評価金額の回収で不足が生じた場合、SEBIの承認により、「VI」層に損失を割り当てることができます。

*** 損失の割当てが払出へのヘアカットによって行なわれた場合、その後の資金の使用はSEBIの事前承認を必要とします。さらに、この層を使用した後にCCが退出する場合は、SEBIが公共の利益について決定した規定に従うものとします。

SPAN : Standardized Portfolio Analysis of Risk) モニタリングリスクの標準ポートフォリオ : は、各会員の先物契約やオプション契約からなるポートフォリオの全体的なリスクを特定することを目的とします。システムは、先物契約とオプション契約を一律に扱いつつ、同時に、非常に不利なアウト・オブ・ザ・マネーのショートポジション、月間リスクやコモディティ間リスクなどのオプションのポートフォリオに関連する特有のエクスポージャーを認識します。

見返預金 : 参加者は、現金同等物、即ち、現金、固定預金証書、銀行保証、国債、外債の形式で、担保を預金しておくことができます。参加者が預金した担保は、参加者の証拠金要件に対して使用されます。

10.7. 証拠金

機関投資家の株取引は、取引日+1 (T+1) に証拠金請求がなされます。証拠金は顧客レベルで計算・請求され、確認済みの全ての取引に対して、カストディアンから回収されます。次に、カストディアンが顧客から証拠金を回収します。未確認の機関投資家取引の証拠金は、取引を執行したブローカーに請求されます。

請求される証拠金の種類

以下の証拠金は、2008年4月21日から、T+1ベースで機関投資家取引に対して請求されます。

- バリュースコア・リスク (VaR) 証拠金
- 極端な損失の証拠金 (ELM)
- マーク・トゥ・マーケット (MTM)

10.7.1. 現物市場における証拠金

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日
購入	<ul style="list-style-type: none"> — VaRおよびELM証拠金：これら証拠金は、カストディアンに対するT+1日の終了時点で証券取引所が適用します。同様に、カストディアンは、顧客からこれらの証拠金を回収することが求められています。 — MTM証拠金：T+1の終了時点で適用されるものを支払います。MTM証拠金は、T+2のインド標準時間 9:30 amまでに支払います。 	買手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、銀行保証と定期預金は、FII/FPIによる担保とすることはできません。証拠金の支払を避けるため、資金を早期に払い込むことが許可されています。	T+1
売却	<ul style="list-style-type: none"> — VaR証拠金 ELM証拠金：これら証拠金は、カストディアンに対するT+1日の終了時点で証券取引所が適用します。同様に、カストディアンは、顧客からこれらの証拠金を回収することが求められています。 — MTM証拠金：T+1の終了時点で適用されるものを支払います。MTM証拠金は、T+2の9:30 am (インド標準時間) までに支払います。 	売手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、銀行保証と定期預金は、FII/FPIによる担保とすることはできません。証拠金の支払を避けるため、証券を早期に払い込むことが許可されています。	T+1

- 決済金がある証拠金のネットティング - T+1に取引所に支払われる証拠金とT+2に支払う決済金との間でネットティングを行うことが許可されています。ネットティング枠に基づき、決済債務は、機関投資家が支払った現金証拠金を差し引いた後のネットベースで決定されます。現金以外の証拠金（定期預金、銀行保証または承認済証券）を証拠金として投資家が差し入れた場合、このメリットは利用できなくなります。
- 早期払込 - 機関投資家には、証拠金での取引を避けるため、資金や証券を早期に払い込むことが許可されています。早期払込を行なった取引の場合、上記の証拠金の対象とはなりません。
- カテゴリーI&IIのFPIの取引は、既存の規範に従って取引日+1 (T+1) ベースで証拠金が課されます。
- 法人、個人、ファミリーオフィスの形式を取るカテゴリーIIIのFPIは、機関投資家取引以外の取引のための現行の証拠金フレームワークに従い、前払いベース（即ちT+0）で請求されます。即ち、顧客は、Tに市場でポジションを取る前に、適用される証拠金を事前に準備する必要があります。カテゴリーIIIのその他の種類の投資家は、カテゴリーI&IIと同じ証拠金メカニズムとなっています。

10.7.2. SLBセグメントにおける証拠金

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日	開放日
借入取引	— 貸株料	借手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FII/FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。	T	T+1
借入取引 – リバースレグ	— VaR証拠金 — ELM証拠金 — MTM証拠金 — NSCCL/ICCLが指定する貸付価格	借手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FII/FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。	T+1	証券返却時点
貸出取引	— MTM証拠金 — NSCCL/ICCLが指定する貸付価格の固定割合（25%）	貸手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FII/FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。証拠金の支払を避けるため、証券を早期に払い込むことが許可されています。	T	払込

- （借手の場合）現金または（貸手の場合）証券のいずれかの決済債務の「早期払込」を執行することで、証拠金の支払を避けることができます。
- 証拠金計算のための正確な計算式は、取引所ごとに異なる場合があります、適宜修正される可能性があります。

10.7.3. 取引所の債券セグメントの証拠金

証券取引所でDVP-3ベースで決済された取引におけるリスク管理目的で、清算機関は以下の証拠金を課しています。

- 当初証拠金（IM）：当初証拠金は、1日という期間での99% VaRをカバーできるように、価格変化に関する様々なシナリオにおいて、各顧客のポートフォリオで最悪の場合の損失に基づいています。
 - 最低当初証拠金は、残余期間が3年までのものが2%、残余期間が3年以上5年未満のものが2.5%、残余期間が5年以上のものが3%となっています。
 - 証拠金は、クリーン・プライス（即ち、利息を考慮しない場合）で表した債券の取引価格の割合で計算されます。
 - 証券取引所は、金利先物に似たVaR予想モデルに従う場合があります。
 - 当初証拠金は、総建玉金額を考慮し、会員の流動性資産から前払いで差し引きされます。
- 極端な損失の証拠金（ELM）：ELMは、当初証拠金で使用されるリスク予想で把握されたものを上回る状況で予想される損失をカバーします。あらゆる債券のELMは、クリーン・プライスで表した取引価格の2%です。会員の流動性資産合計から前払いで差し引きされます。

取引所の清算機関を通じて報告・決済されるOTC市場で行われた社債取引には、支払うべき証拠金はありません。

10.7.4. 国債市場における証拠金

国債向けのリスク管理プロセス：決済プロセス中は、CCILが、会員が債務を守る場合に不履行が原因で生じる可能性がある一定のリスクを想定しています。決済は代金引き換えの証券渡し（DVP）ベースで、不履行によるリスクは市場リスク（関与している証券の価格の変化）です。CCILのプロセスは、証拠金請求プロセスを通じて市場リスクをカバーするようデザインされています。

国債の取引決済を担当する清算機関であるCCILが、残っている取引に関して、会員から当初証拠金とMTM証拠金（日中と一日の終わりの両方）を回収します。

当初証拠金は、関連の証券の価格の将来的な不利な変動から生じる可能性のあるリスクをカバーする目的で回収されます。MTM証拠金は、会員が既に発生させた名目損失（即ち、現行市場価格と取引がカバーしている証券の契約価格との差）をカバーする目的で回収されます。いずれの証拠金も取引に応じて計算した後、会員に応じて集計されます。

会員には、会員が行う取引について当初証拠金とMTM証拠金の両方の要件を十分カバー程度の残高を、決済保証資金（SGF）に維持しておくことが求められます。不足が生じた場合、CCILがマージンコールを行い、当会員は、翌営業日の指定期間より前に不足額を満たすことが求められます。SGFに対する会員の拠出は、資格を満たす国債、短期国債、現金の形式で行い、現金は、いかなる時点でも証拠金総額の10%以上とします。

10.7.5. デリバティブセグメントにおける証拠金

取引所の清算機関は、先物 & オプションセグメント向けに包括的なリスク抑制メカニズムを開発しました。清算機関（NSCCL/ICCL）のためのリスク抑制メカニズムで最も重要な構成要素は、オンラインでのポジションのモニタリングと証拠金システムです。清算機関は証拠金のためにSPAN[®]（Standard Portfolio Analysis of Risk）を使用しており、これはポートフォリオをベースとしたシステムです。

清算機関が課す証拠金の種類については、以下にNSCCLが課す証拠金の詳細を記載します。

当初証拠金

当初証拠金要件は、1日という期間での99% VaRに基づきます。（指数または個別株に対する）先物契約の場合、当初証拠金は2日間という期間で計算され、適切な統計式を適用します。VaRの計算手法は規制ガイドラインに従います。会員に求められる当初証拠金は以下の通りです。

- 顧客ポジション - 各顧客レベルでネット、顧客全員で、取引/清算会員レベルでグロスされ、顧客間の相殺はありません。
- 自己勘定ポジション - 取引/清算会員レベルでネットされ、顧客ポジションと自己勘定ポジション間の相殺はありません。

当初証拠金には、SPAN証拠金、割当証拠金、プレミアム証拠金が含まれます。取引所は、当初証拠金に加え、エクスポージャー証拠金（EM）も課します。

SPAN証拠金については、適宜様々なパラメータが指定されます。

プレミアム証拠金

SPAN証拠金に加え、プレミアム証拠金が会員に課されます。プレミアム証拠金とは、オプションの買手が支払う顧客のプレミアムであり、プレミアムの決済の払込が完了するまで課されます。

委託証拠金

割当委託証拠金は、SPAN証拠金とプレミアム証拠金に加え、CMに課されます。行使決済の払込が完了するまで、指数と個別株のオプション契約の中間行使決済債務と最終行使決済債務について、CMに割り当てられたポジションに課されます。

委託証拠金は、中間行使決済と最終行使決済のための清算会員が支払う決済価額の行使純額で、証拠金に対して利用できる清算会員の有効な預り金から差し引かれます。

エクスポージャー証拠金

指数のオプション契約と先物契約のエクスポージャー証拠金は以下の通りです。

- 指数オプション契約と指数先物契約の場合：先物契約の名目価値の3%。オプション契約の場合、ショートポジションにのみ課され、金額は建玉の名目価値の3%です。
- 個別株オプション契約と個別株先物契約の場合：個別株先物の建玉総額および特定の原因資産の個別株のオプションにおけるショート建玉総額の名目価値の5%または1.5標準偏差のいずれか高い方。過去6カ月間の現物市場における原因資産の株式の価格の日次対数リターン標準偏差は、各月の終わりにローリングおよび月次ベースで計算されます。

ここでは、名目価値とは以下のものを指しています。

- 先物契約の場合 - 最終取引価格／終値の契約価額。
- オプション契約の場合 - 原因資産市場で、最後に利用できる終値に基づくオプション契約で表される同等の株数の価額。

先物契約でのカレンダーズプレッドポジションの場合、エクスポージャー証拠金は、期先の先物契約の建玉の価額の3分の1が課されます。カレンダーズプレッドポジションは、期近物の契約の満期までカレンダーズプレッド扱いが付与されます。

追加証拠金の賦課

リスク抑制手段として、関連当局は、清算会員に対し、適宜決定した内容に基づいて追加証拠金を求める場合があります。これは、適宜課される当初証拠金やエクスポージャー証拠金に加えて課されるものです。

10.8. 投資の手段

企業の証券への投資に関心を持つ投資家に対して、様々なルートが用意されています。証券市場には、新規発行（プライマリー）市場と証券の取引（セカンダリー）市場という2つの相互依存の別々のセグメントがあります。

10.8.1. プライマリー市場

プライマリー市場は、新たに発行される証券の販売チャネルを提供しています。証券の発行体は、投資資金の調達および債務履行のために、プライマリー市場で証券を販売します。

新規株式公開（IPO）：新規株式公開（IPO）は、企業が公に対して株式を提供することであり、SEBIや証券取引所が規定する上場基準を満たす会社が利用できるものです。IPOへの参加は、FPIを含む全ての投資家に開放されています。通常、IPOは、適格機関投資家（QIB）に割り当てられる一定割合があります。IPOは、ブック・ビルディング方式、固定価格方式、または、両方を組み合わせたもののいずれかで実行できます。ASBAルートを通じた場合は、100%の支払がブロックされます。FPIは、カストディアンを通じてIPOに参加できます。但し、カテゴリーIIIのFPI顧客の場合、QIBカテゴリーでは応募できないものの、「機関以外」のカテゴリーで応募できます。QIBは、発行終了日後の入札の取引はできません。但し、入札終了日より前であれば入札を修正できます。入札を引き上げる場合、修正とともに、増加分の証拠金を支払う必要があります。但し、入札を引き下げの場合、既に支払った超過分の証拠金は、株式の割り当て時点にのみ返金されます。2016年1月1日から、公募上場の期間が、以前の発行終了後12営業日の間から、6営業日の間にまで短縮されました。

追加株式公開（FPO）：追加株式公開（FPO）は、既存の会社が公に発行した株式に続いて公開を行うことです。これはFPIを含む全ての投資家や機関投資家に開放されています。FPIの場合、カストディアンを通じて申込ができます。但し、カテゴリーIIIのFPI顧客の場合、QIBカテゴリーでは応募できないものの、「機関以外」のカテゴリーで応募できます。QIBは、いかなる段階でも、入札の取消や引き下げができません。但し、入札終了日より前であれば入札を修正できます。入札を引き上げる場合、修正とともに、増加分の証拠金を支払う必要があります。入札の引き下げ修正はできません。

適格機関向け発行（QIP）：適格機関向け発行（QIP）は、上場企業が適格機関投資家（QIB）から資金を調達するための別の方法です。カテゴリーIとカテゴリーIIのFPIはカストディアンを通じてこれに参加できますが、カテゴリーIIIのFPIの場合、適格機関投資家（QIB）として扱われないため、参加することができません。

機関発行プログラム（IPP）：適格な売手による適格証券のFPOとは、証券の売出、割当、配分を行うことであり、適格機関投資家（QIB）に対してのみ行われます。ASBA*ルートを通じた場合は、100%の支払がブロックされます。入札価格を引き下げたり、撤回したりすることはできません。カテゴリーIとカテゴリーIIのFPIはカストディアンを通じてこれに参加できますが、カテゴリーIIIのFPIの場合、適格機関投資家（QIB）として扱われないため、参加することができません。

売出發行（OFS）：金融機関の株式を透明性あるやり方で売却するため、証券取引所が提供する別の期間中に金融機関の株式を売却することを指します。売出發行には、FPIを含む全てのカテゴリーの投資家が参加できます。売出發行期間中の注文は、FPIを含む機関投資家が実行できます。方法は、100%の証拠金を支払うか、前払いの証拠金を払わないかのどちらかです。但し、100%の証拠金を払って行った注文は、取引時間中であればいつでも修正やキャンセルが可能です。証拠金を支払わずに行った注文は、価格や数量を引き上げない限り、投資家やブローカーは修正やキャンセルができません。

電子入札メカニズムを通じた社債の私募発行：SEBIは、私募発行ルートを通じた社債発行について、電子入札プラットフォーム（EBP）を導入しました。2016年7月付で、発行規模50億インドルピー（約7,500万米ドル）のプライマリー市場にあり、証券取引所に上場予定の社債の私募発行全てについて、企業がEBPを使用することが必須になりました。参加者は、入札に参入する前にEBPに加入することが求められます。入札は、発行体が指定した入札期間中に行なうことができます。入札期間終了時点で、EBPは匿名ベースで、利回り、オーバー・サブスクリプションなどの金額、受け取った入札合計数、レーティング、投資家のカテゴリーなどの集計データを開示し、一切の憶測を避けられるようにします。EBPは、ウェブサイト上に割当データをアップロードし、一般公衆に対して公開します。この新しいメカニズムは、私募発行ベースの債券発行の手順を合理化し、価格を見出すための透明性を高めると期待されています。

* ASBA（ブロックされた量でサポートされている）アプリケーションとは、自己認定シンジケート銀行に対して銀行口座にある申請資金をブロックすることについての承認に加え、公募や株主割当発行増資の購入申し込みを行うことを指します。

10.8.2. セカンダリー市場

これは、証券取引が行われる市場です。セカンダリー市場は株式市場と債券市場の両方から構成されています。一般の投資家にとって、セカンダリー市場は証券取引の効率的なプラットフォームを提供しています。

株式：セカンダリー市場におけるすべての株式取引は、公認の証券取引所で行われる必要があります。

債券：社債、証券化債券によるすべての債券取引は、公認の証券取引所とOTC市場で実行できます。但し、OTC市場で行われたすべての取引は、証券取引所の清算機関を通じて報告・決済を行うことが必須となっています。

株式公開買付け枠：SEBIは、2009年SEBI（株式の上場廃止）規則を修正し、証券取引所メカニズムを通じて株主による株式の買付と決済が促進されるようにしました。このメカニズムによって、投資家は、公開買付、自社株買い、企業による上場廃止に参加しながら、公開買付のための証券取引所プラットフォームを使用できるようになります。

10.8.3. 国債

OTC市場で実行されるセカンダリー市場国債取引は、RBIが所有するNDS-OMプラットフォーム上で報告・決済される必要があります。

相対取引システム-オーダー・マッチング（NDS-OM）：国債取引は、OTC市場やNSD-OMと呼ばれる匿名のオーダー・マッチング・プラットフォームを通じて行われます。OTC市場で実行される相対取引は、顧客の代理のプライマリー会員によって、NDS-OMを通じて報告・決済される必要があります。

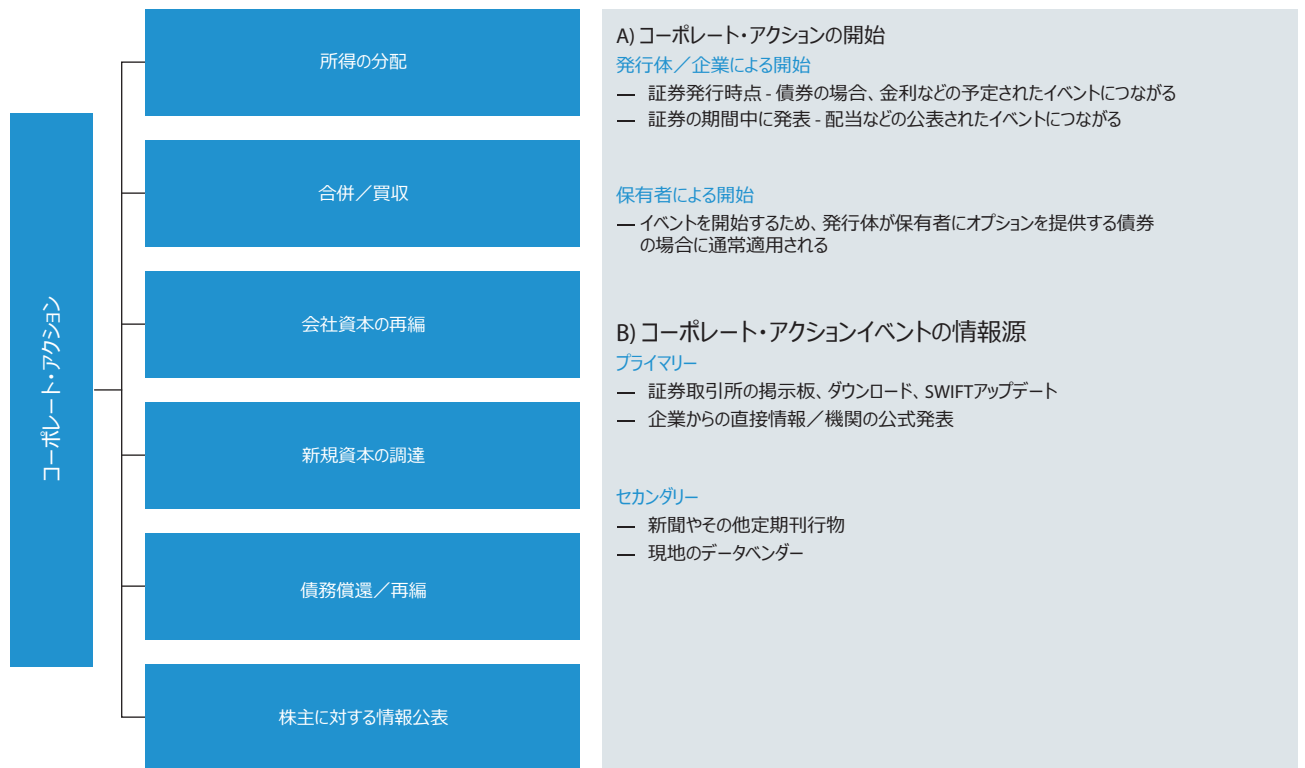
インド準備銀行（RBI）は、2005年8月にNDS-OMを導入しました。NDS-OMは、RBIが保有する国債のセカンダリー市場取引のための、画面ベースの電子匿名オーダー・マッチング・システムです。現在、システムの会員権は、銀行、プライマリーディーラー、保険会社、ミューチュアル・ファンドなど、RBIとCSGL口座を維持している事業体に公開されています。これらはNDSのプライマリー会員（PM）であり、NDS-OM会員となることをRBIに許可されています。CSGL口座保有者も、国債の相対取引を執行します。かかる取引の報告は、NDS-OM報告モジュール上で行われます。

RBIはNDS-OMのウェブモジュールも導入しました。NDS-OMに対するギルト口座保有者（以降GAHという）のアクセスをさらに強化するため、このような顧客にインターネットベースのウェブアプリケーションが提供されました。これにより、RBIが所有するシステムであるNDS-OMに直接アクセスできるようになりました。インターネットベースの機能により、GAHはセカンダリー市場で国債を直接取引（購入と売却）することができます。但し、アクセスするには、GAHがギルト口座と当座預金口座を保有しているそれぞれのプライマリー会員（PM）による管理を条件とします。

10.9. 資産管理サービス（コーポレート・アクション概要）

コーポレート・アクションとは、証券の期間のうち、その証券の既存保有を行なうイベントを意味します。コーポレート・アクションの目的は以下の通りです。

資産管理サービス



10.9.1 コーポレート・アクションの種類

コーポレート・アクションの最も一般的な種類は以下の通りです。

- 配当金/株式利息/無担保社債
- 株主割当発行増資
- 無償交付
- 合併/統合
- 株式分割
- 買い戻しおよび株式の転換

10.9.2 通知

コーポレート・アクションの通知は、通常、金融関係の新聞、証券取引所の毎日の案内やウェブサイトで公開されます。インドでは、コーポレート・アクションのお知らせに関して集権化されたデータプロバイダーは存在しません。コーポレート・アクションの情報源は以下の通りです。

情報源一次的

- 証券取引所の掲示板、ダウンロード
- 企業／機関からの直接情報

二次的情報源

- 新聞その他定期刊行物
- ブルームバーグ／ロイター
- 現地のデータベンダー
- CRISIL Bond Valuer（CRISILがサポートする、現地の信用格付機関）

コーポレート・アクションのハイライト	
ピーク期間	4月から9月
主要イベント	配当金、株式分割、企業買収、転換、償還、株主割当発行増資、買い戻し、株式公開買付け、無償交付
情報源	一次的情報源 - BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録機関からの通知
権利付与日	権利確定日
権利付与の計算	権利確定日に実行
支払日	はい
コーポレート・アクションの請求	市場には自動的な請求手順は存在しないものの、代理銀行がそれぞれのカウンターパーティに連絡し、顧客の代理でコーポレート・アクションのメリットを受け取ります。

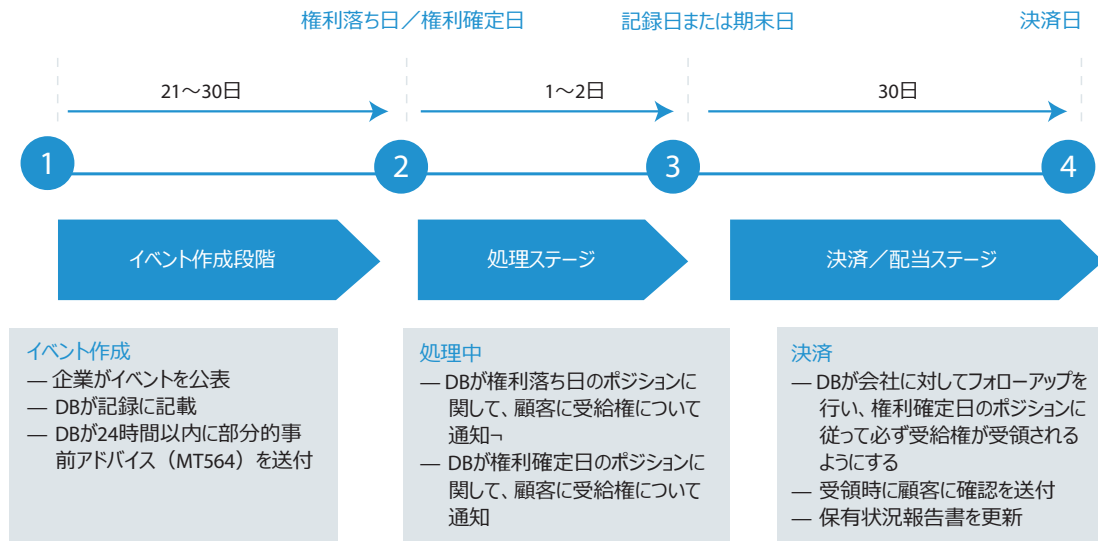
重要な日付

発表日	<ul style="list-style-type: none"> — 企業は、期末日／記録日の21日以上前に、関連する証券取引所に通知しなければいけません。 — 株式やデリバティブを提供する会社、またはデリバティブが利用できる株式が指数構成銘柄である企業は、30日間の通知期間を与える必要があります。
期末日	<ul style="list-style-type: none"> — 企業が、権利付与の支払について、株主記録簿の締め作業を行う日
権利確定日	<ul style="list-style-type: none"> — 2件の帳簿の締めについて企業給付がある場合、企業は、企業給付権利付与を決定する2件の帳簿の締め日の間に、この通知について権利確定日を宣言することができます。
権利落ち日	<ul style="list-style-type: none"> — 特定の株式が市場で購入された場合、買手が権利付与（配当金／交付）を受け取る資格がある前の日。 — かかる取引は「配当付き／交付付き」として知られています。つまり、取引が、これら全ての権利付与／交付を含めて執行されます。
支払日	<ul style="list-style-type: none"> — 給付は、宣言日または年次株主総会実施日から30日以内に支払われます。 — 配当金の支払日の宣言について要件が存在しますが、給付を提供する前に、支払日を通知するという手順をまだ採用していない企業も一部存在します。
オファー期間	<ul style="list-style-type: none"> — （条件の有無にかかわらず）提案されているオファーまたは可能性のあるオファーについての公表がなされてから、締め日までの期間。

10.9.3 ライフサイクル – 必須のコーポレート・アクション

以下は、必須のコーポレート・アクションのイベントです。

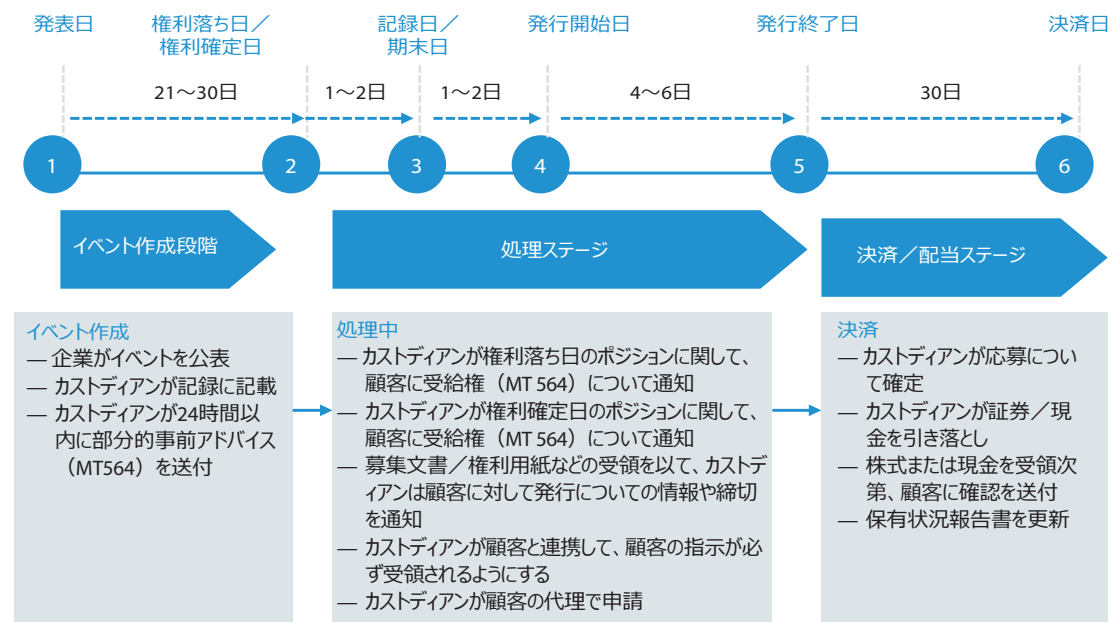
- 合併／買収
- 株式分割／分割／統合
- 無償交付
- 配当金
- 利子
- 償還／一部償還



10.9.4 ライフサイクル – 任意のコーポレート・アクション

以下は、任意のコーポレート・アクションのイベントです。

- 償還
- プットオプション
- 株主割当発行増資
- 公開買付
- 買戻し
- AGM／EGM
- ワラント行使
- コールの支払



10.9.5. 議決

議決権代理行使のハイライト	
ピーク期間 - AGM	3月から11月
適格証券	株式
通知情報源	一次的情報源 - BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録機関からの通知 二次的情報源 - 日刊紙、ブルームバーグ/ロイター、外部の現地のベンダー
通知期間	AGMの21日前
適格日	権利確定日
株式のブロック	なし
事前登録	該当なし
議決の方法	会議に出席、郵送投票、電子投票。
議決権不統一行使	議決が投票によるものの場合のみ許可
会議の結果	議決が挙手の場合は即時、議決が投票や電子投票の場合は約1週間

FPIは、会議に出席して実際に投票したり、代理人を任命して出席して投票することができます。

顕著な特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> — 2013年会社法第109条では、会議に出席して投票する資格がある企業のすべてのメンバーは、別の人物を代理人として任命し、代わりに出席して投票させる資格があると述べています。 — 権利確定日/期末日に会社の記録に登録されている株主全員に投票資格があります。 — 議決権代理行使について、株式のポジションはブロックされていません。 — 委任状通知は、会議の48時間（銀行の場合は96時間）以上前に発行体に提出します。 — 会社の会議における議決については、挙手にて投票が行われます。決議がなされなかったり、投票が要求された場合を除き、議決内容はその時点で決定し、終了されます。 — 代理人は、挙手では議決権の行使ができません。

投票手順

- 預託機関で保有されている株式については、預託機関が企業に実質所有者のリストを提供します。
- 代理人が投資家を代表できるようになるためには、委任状を通じて投資家が承認を行わなければいけません。最近まで、代理人による投票は、AGMへの実際の出席でのみ実行可能で、郵送による投票はできませんでしたが、会社法では、郵送投票による一定の議決を認めているものの、一部の議決については、郵送投票が必須となっています。
- 会社法では、代理人の任命を知らせる通知は、会議の48時間（銀行機関の場合は96時間）以上前に発行体に提出することが求められています。
- 通常、会社の会議における議決は、挙手にて投票が行われます。決議がなされなかったり、投票が要求された場合を除き、議決内容はAGMで決定し、終了されます。代理人は、会社の定款にて挙手による代理投票を許可していない限り、挙手では議決権の行使ができません。
- 投票の場合、代理人は、指示に従って投票できます（賛成、反対、または無回答）。投票では、単一のアカウントに対して、分裂した決定があり、様々な指示が存在する場合があります。
- 議決権代理行使について、株式のポジションはブロックされていません。

通知

一般的には、ほとんどのAGMは、毎年6月から9月の間に開催されます。AGM出席／議決権行使に関する締切は、発行体企業からのAGMへの招集通知の受領を以て顧客に通知されます。これは、AGMの21日以上前に規則に従い、企業側が送付しなければいけません。

会議の結果の公表

決議案の投票の結果は、代理人がAGMに出席した後に顧客に通知されます。

E-voting

2013年会社法では、2014年12月31日付で、全ての上場企業や1,000名以上の株主を有する企業は、株主に対し、電子的手段にて株主総会の議決方法を提供するよう命じています。

調査官の役割

- 企業の取締役は、社外の人物を任命し、電子投票が公平かつ透明な手段で行われているか綿密に調査させます。
- 調査官は、電子投票終了日から3営業日以内に、会長に対し、賛成または反対の投票報告を送付します。
- 調査官は、以下のものを記録するため、マニュアルか電子的に登録簿を保管します。
 - 受領した賛成または反対
 - 株主の名前、住所、フォリオ番号または顧客IDの詳細
 - 保有株式数
 - 株式の名目価値など
- 電子投票に関連した登録簿やその他全ての書類は、会長が承認するまでは調査官が保管します。
- 会長が議事録、登録簿、およびその他の関連書類に署名をした後、企業に返却されます。

電子投票の特徴

- 電子投票プロセス終了日は、会議日より3日前でなければいけません。また、電子投票は、一度執行されると修正ができません。
- 電子投票設備にアクセスできない株主やメンバーは、投票フォームを通じて賛成または反対を伝えることができます。
- 企業が電子投票を選択した場合は常に、挙手による投票は廃止されます。
- 電子投票が顧客のために行われた場合、代理人は、その顧客のために会議で投票に参加することはできません。
- 電子投票を執行するメンバーや株主は、会議には参加できますが、会議では投票はできません。
- 結果は、調査官の報告書とともに発表され、関連するメンバーの総会での決議から2日以内に、企業のウェブサイト上および代理人のウェブサイト上に公開されます。

例外

- 電子投票は、裁判所によって行われる会議や公共セクターの銀行が開催する会議では利用できません。

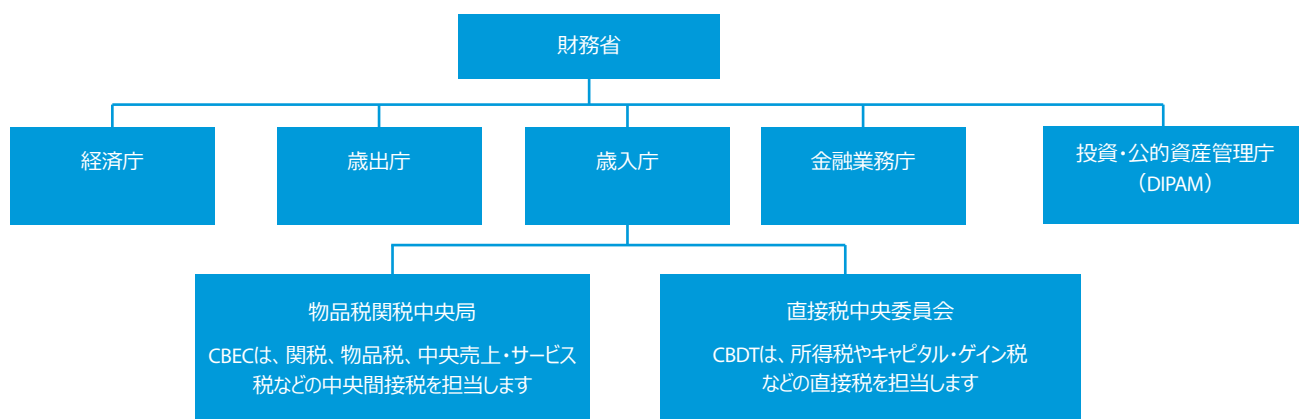
電子投票のプロセスフローは次の通りです

- 顧客はウェブサイトログインして、電子投票に直接参加できます。
- 投票指示は、一度アップロードされると修正できません。
- 十分な投票数獲得を以て、決議案は、関連する総会の日付に通過したものとみなされます。
- 通常決議案の場合は50%超、特別決議案の場合は75%超とする多数株式保有は、電子投票／投票が執行された株式数に基づくものとします（企業の株主資本は関係ありません）。
- 投票要求は関係ありません。電子投票結果に基づき、決議案を通過させることができます。
- 電子投票で過半数が達成された場合、決議案は、投票にかけずに通過したものとみなされます。

11. 税金面

FPI向けのインドでの税制

財務省の管轄下にある歳入庁が、中央政府の直接税と間接税の両方の徴収を担当する調整機関となっています。歳入庁が税政策を策定し、直接税中央委員会（CBDT）と物品税関税中央局（CBEC）という2件の法定機関を通じて機能しています。CBDTは、外国投資家の所得の評価のために、別の組織を設立しました。財政政策の発表はインド予算案の発表に含まれます。インド予算案は通常、2月の最終営業日に公表されます。



インドの税務サービスは、顧客に対し、かかるサービスを提供する、インドで登録した公認会計士／税理士を指名するよう求めています。指名されたコンサルタントは、顧客の税務ID（PAN）取得、税額の算出、納税の手続、税申告書類の作成と提出、税務当局との連絡をサポートします。顧客は、カストディアンに対し、指名したインドの税理士について通知する必要があります。

FPIが支払わなければならない税金は、以下の通りです。

- 源泉課税
- キャピタル・ゲイン課税
- 有価証券取引税

FPIは、インドから受取金を送金する前に、適用される全ての税金を必ず払う必要があります。これらの税金は、送金時点、またはインドからの送金がない場合は、所得税法に規定されているスケジュールに従って予納税として支払うことができます。

11.1. 源泉課税（WHT）

源泉課税とは、指定された収入源をもとに支払を行う際に支払人に課される、税の源泉徴収という義務のことです。FPIは、債券の利息収入についてWHTの対象となります。

11.1.1 利息への課税

FPIは、インドで得た利息収入について、法律で規定されている現行の税率、または、インドとFPIの本国との間の二重課税回避条約の規定に従い、いずれか少ない方の税金を支払う責任があります。

利息収入には20%のWHTが適用されます。2013年財政法は、FPI/FIIが得たインドルピー建て社債や国債への投資で得られた利息について、2013年6月1日以降2015年6月1日前に支払うべきものに対して、5%という譲許税率を適用しています。それ以来、法律に基づき、FIIはFPIとみなされ、この規定に基づく利益はFPIに適用されます。2015年財政法では、利子に対する譲許税率の期間を2017年6月30日まで延長しました。低い方の源泉課税率についても、外国投資家がオフショアINR債券に対する投資で受け取った利子については延長されました。

11.1.2 配当金への課税

インド企業は、株主に配当された配当金について、15%の配当税（プラス適用される加重税と教育目的税）を支払わなければいけません。かかる配当金は、株主の管理下から除外されます。

11.2. キャピタル・ゲイン課税

証券売却益への課税：2014年～2015年インド予算案では、証券取引から生じたFPIの所得はキャピタル・ゲインとみなされることを明確にしました。これは、インド国内外でファンドマネージャーが事業を展開しているかに関係なく、ポートフォリオ投資を通じて得られた所得の分類を明確化するためです。

この結果、2014年財政法を参照した法律に修正を行い、資本資産の定義に基づき、（適用されるSEBI規則に従い）FII/FPIに対して発行された証券を含めることになりました。かかる証券取引から生じたFPI/FIIが取得した所得は「キャピタル・ゲイン」として課税されます。

さらに、株式の保有期間が12カ月未満の場合、キャピタル・ゲインは短期キャピタル・ゲインとみなされ、これ以上の場合は長期キャピタル・ゲインとみなされます。

FPIは、法律に規定されている税率で、インドの株式売却で得られたキャピタル・ゲインについて税金を支払う責任があります。但し、FPIは、それ自身が受益者である場合、租税条約の規定を選択できます。

11.3. 有価証券取引税（STT）

STTは、インドの証券取引所に上場されている証券を購入または売却する度に課税されます。これには、株式、デリバティブ、株式に基づく投資信託ユニットが含まれます。

2016年度～2017年度の有価証券取引税

取引	税率	払い手
株式の購入／売却（受渡ベース）	0.1%	買手／売手
株式に基づく投資信託ユニットの購入（受渡ベース）	なし	買手
株式に基づく投資信託ユニットの売却（受渡ベース）	0.001%	売手
株式、株式に基づく投資信託ユニットの売却（非受渡ベース）	0.025%	売手
証券オプションの売却	0.05%	売手
証券オプションの売却（オプションが行使された場合）	0.125%	買手
証券先物の売却	0.010%	売手
株式に基づくファンドユニットの投資信託への売却	0.001%	売手

11.4. 税率

以下はFPIに適用される参考税率であるため、確定的な税率とみなさないでください。その理由は、事業体の種類や設立国によって、最終税率は異なる可能性があるためです。FPIは、インドの課税法に関して、資本市場に投資を行う前に、それぞれの税務コンサルタントに相談することが求められています。

インドに投資を行うFII／FPIに適用される税率

評価年：2017年～2018年

前年：2016年4月1日から2017年3月31日まで（適用される加重税と教育目的税を含む）

所得の性質	法人FPI			非法人FPI（信託など）	
	純課税所得 10,000,000 未満	純課税所得 10,000,000以 上100,000,000 未満	純課税所得 100,000,000 以上	純課税所得 が1,000万イン ドルピーを上 回らない場合	純課税所得 1,000万インド ルピーを上回 る場合、2015 年歳入法案 に従う
配当金	なし	なし	なし	なし	なし
法律の第194 LD条 の利子	5.15%	5.253%	5.4075%	5.15%	5.9225%
法律の第194 LD条 以外の利子	20.6%	21.012%	21.63%	20.6%	23.69%

所得の性質	法人FPI		非法人FPI（信託など）		
	純課税所得 10,000,000 未満	純課税所得 10,000,000以 上100,000,000 未満	純課税所得 100,000,000 以上	純課税所得 が1,000万イン ドルピーを上 回らない場合	（純課税所 得1,000万イ ンドルピーを上 回る場合） 2015年歳入 法案に従う
STTが適用される株 式と株式に基づくファ ンドのユニットの短期 キャピタル・ゲイン	15.45%	15.759%	16.2225%	15.45%	17.7675%
STTが適用される株 式と株式に基づくファ ンドのユニットの長期 キャピタル・ゲイン	なし	なし	なし	なし	なし
STTが適用されない 証券の短期キャピタ ル・ゲイン	30.9%	31.518%	32.445%	30.9%	35.535%
STTが適用されない 証券の長期キャピタ ル・ゲイン	10.3%	10.506%	10.815%	10.3%	11.845%

上記の比率は適用される加重税と教育目的税を含めたものです。

注記：FPI／機関投資家は、インドで適用される法律に従って所得税債務を遂行することが求められています。顧客は、税金に関連した全ての事柄について、税務コンサルタントの意見を求める必要があります。

11.5. 予納税

会計年度内に資金を本国に送金することを希望しない投資家は、キャピタル・ゲインにかかる税金債務は、会計年度中に分割払いで予納税という形式で遂行しなければいけません。その結果、支払われた税金は、それぞれの評価年度の課税合計額に対して調整されます。

2009年～2010年度から、かかる税金が10,000インドルピー以上の場合は、予納税を支払う責任があります。2016年財政法では、予納税のスケジュールについて、法人納税者の予納税のスケジュールと一致させるため、非法人納税者向けの予納税のスケジュールを合理化させました。その結果、以前は非法人事業体には適用されなかった2015年6月15日という予納税の納税期限が、これらの事業体に適用されるようになりました。

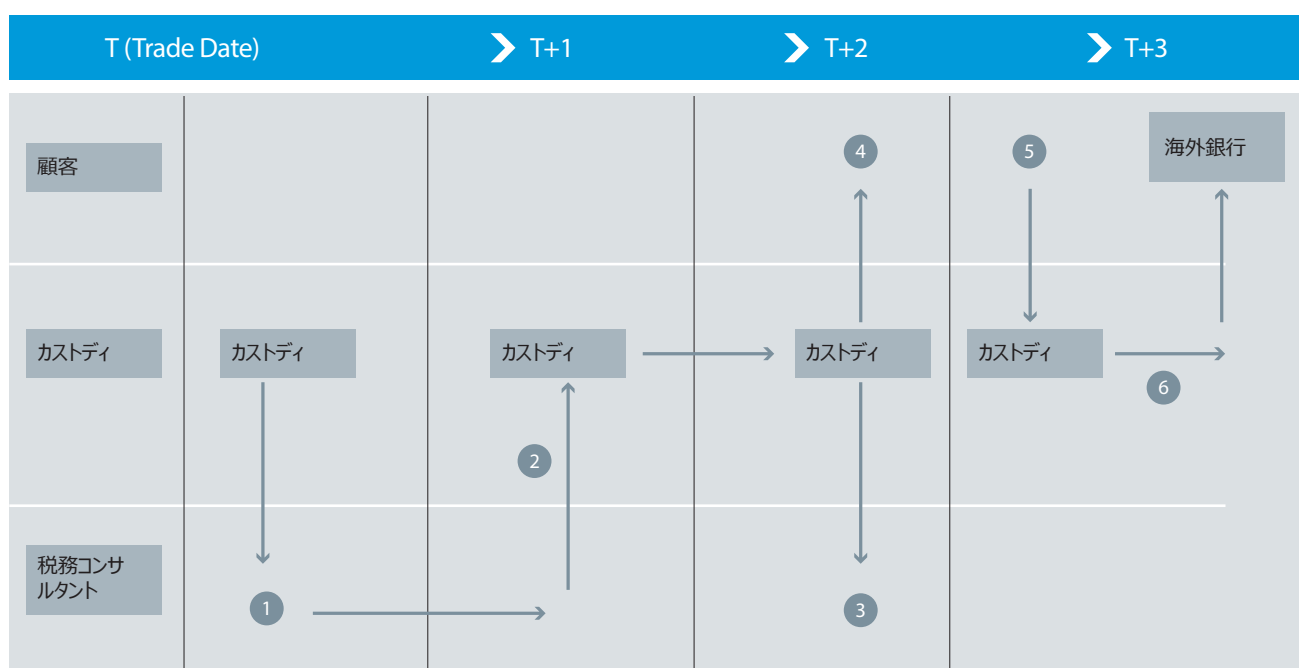
下表は、非法人事業体の予納税の改訂版納付期限についてハイライトしています。（法人事業体と非法人事業体に適用される）予納税率と支払の間隔は以下に記載の通りです。

期限	法人事業体と非法人事業体が支払う予納税
6月15日	予納税の15%
9月15日	予納税の45%
12月15日	予納税の75%
3月15日	予納税の100%
3月31日（3月15日から3月31日 までの15日間）	100%所得課税（キャピタル・ゲイン&配当／利子）

- 税金は決済ベースではなく、取引したポジションをベースに計算されます。このため、上記の期限を含めた日までに執行された全ての取引が計算に含まれることになります。
- 会計年度終了日（3月31日）に、税務当局が、上記スケジュールに従って税金が支払われなかったことを発見した場合、不足分に対して年利1%の金利で加算されます。
- 会計年度の所得税申告書提出期限は、法人事業体が10月31日、非法人事業体が翌会計年度の7月31日です。期限までに申告書が提出されなかった場合、未払税金と予納税 & 源泉徴収税との差額について月（または月の一部）率1%の利子が課されます。利子は、関連する会計年度の所得税申告書が提出されるまで課されます。

11.6. 課税フロー

下図は、資金送金前の課税プロセスのフローについて図示したものであり、実際のフローは異なる場合があります。



説明文

1. カストディアンが、顧客が任命した税務コンサルタント（TC）に対して、取引とコーポレート・アクション取引を報告。
2. TCが、取引に関する税ポジションを示す税計算書を提供。支払うべきポジションか、売却代金から差し引かれる税金は「なし」のいずれかです。
3. 納税義務がある場合、カストディアンが「納税銀行」を通じて顧客の指示に従って税の支払いを行い、E-Challanに提出。
4. 売却手取額／コーポレート・アクション受領金を顧客の現金口座に入金。
5. カストディアンが売却金の本国送金指示を受領。
6. 税控除後の売却金を顧客の海外銀行宛てに本国送金。

11.7. 二重課税回避

インド政府は、複数の国と二重課税回避協定（DTAA）を締結しています。この協定は、インドがDTAAを締結した国に所在する事業者が、インドで得た様々な所得（キャピタル・ゲイン、配当収入、利息を含む）の課税について決定するものです。事業者は、DTAAの規定が、所得税の規定に関してよりメリットがあるものについて、そのメリットを利用することができます。

11.7.1. インド・モーリシャス条約機構

インドとモーリシャスとの間での、所得およびキャピタル・ゲインに対する税に関し、二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の修正が、2016年5月10日、モーリシャスのポートルイスにて両国により署名されました。

条約の主要な特徴は以下の通りです。

株式に対するキャピタル・ゲインの源泉地ベース課税

- インドは、会計年度2017年～2018年以降、インドに所在している企業の2017年4月1日以降の株式売却から生じたキャピタル・ゲインに対する課税権を得ることになります。
- 2017年4月1日以前に取得した株式投資については、インド国内の課税からは保護されています。
- 2017年4月1日から2019年3月31日までの移行期間が設けられました。移行期間の間は、特典条項にある条件を満たすことを条件として、税率はインド国内税率の50%に制限されます。
- インドにおける税率の国内税率全額適用は、会計年度2019年～2020年から開始されます。

特典条項（LOB）

- 2017年4月1日から2019年3月31日までの移行期間中の50%の税率軽減特典は、LOB条項を条件とします。LOB条項では、モーリシャス居住者（ダミー会社／ペーパー・カンパニーを含む）は、主目的テストと誠実なビジネスのテストに合格しなかった場合、税率50%軽減特典の資格は得られません。
- 直近12カ月間のモーリシャスへの設備投資額合計が270万インドルピー（150万モーリシャルピー）を下回っている場合、その居住者はダミー会社／ペーパー・カンパニーとみなされます。

銀行の利息収入への源泉地ベース課税

- インドからモーリシャス所在の銀行に対して生じる利子は、2017年3月31日以降の債券に基づく請求権や債権に関し、インドで7.5%の源泉課税の対象となります。
- 2017年3月31日以前の債券に基づく請求権について、モーリシャス所在の銀行の利息収入は、インドの課税から免除されます。

改訂版税規則には、条約の濫用、資金の循環取引や税務の透明性向上を目的とした情報交換規定が含まれます。

顧客においては、詳細情報を希望する場合は、自身の税理士に問い合わせることが求められています。CBDTは、インド・モーリシャス二重課税回避条約およびそれに関連するその他の問題について調査するため、ワーキンググループを設立しました。

11.7.2 インド・キプロス条約機構

所得およびキャピタルに対する税金に関する二重課税回避のための、キプロス政府との二重課税回避協定（DTAA）改訂が内閣の承認を得て、間もなくプロトコルに署名が行われます。条約の顕著な特徴は以下の通りです。

- キャピタル・ゲイン課税を含めた保留中の全ての事柄を含め、原則的には合意に達しました。
- 株式譲渡に対するキャピタル・ゲインの源泉地ベース課税が適用されます。
- 2017年4月1日以前に行われた全ての投資は適用除外され、かかる投資に対するキャピタル・ゲインは、納税者が居住する国にて課税されます。

新しい条約では、1961年所得税法第94A条に基づき、キプロスを「通知済み管轄地域」として分類する通知の撤回を伴います。この通知は2013年11月1日から遡及的に廃止されることになります。

第94A条は、通知済み管轄地域に所在する人物との取引に関し、反回避措置として2011年財政法を通じて1961年所得税法に導入されました。第94A条に従い、中央政府は、インド国外のあらゆる国または地域との効力ある情報交換不足を考慮して、当該国または地域について、あらゆる資産被評価者が行った取引に関連して、通知済み管轄地域として指定する可能性があります。

11.8. 最低代替税（MAT）

インド大統領は2015年5月14日、2015年度予算を通過させました。法律で通過した案の一つはMATに関連するもので、外国企業が得た、証券売却から得られたキャピタル・ゲインや利息収入、ロイヤルティ、技術サービス手数料は、かかる収入に対する通常税率が18.5%未満の場合、MATから除外されることを明記しています。

さらに、直接税中央委員会（CBDT）は、2015年4月1日以前にインドで恒久的施設（PE）／事業所を持たないFII／FPIに対して、MAT規定が適用されないことを明記する所得税法について、適切な修正を行うことを通知しました。

以下に該当する場合、インド政府は、2001年4月1日付で、第115JB条に基づき、外国企業に対するMAT規定の非適用を明らかにしました。

- 外国企業が、インドと二重課税回避協定（DTAA）を締結している国に所在している企業であり、関連するDTAAの条件の定義内での永続的事業所を持っていないこと、または
- 外国企業が、インドとDTAAを締結していない国に所在している企業であり、1956年会社法の第592条または2013年会社法第380条に基づき登録を求められていないこと。

11.9. 一般的租税回避防止規定（GAAR）

一般的租税回避防止規定（GAAR）は、2017年4月1日以降に行われた投資の譲渡、または、2017年4月1日以降に利用可能となるあらゆる税務上の特典について、手配日に関係なく、GAARが施行された時、将来に向かって適用されます。

GAARの適用やGAARが適用されない条件のための必要手順は、1962年所得税規則の規則10U～10UCに列挙されています。

直接税中央委員会（CBDT）は、施行に関連して明確性を高められるよう、GAARの施行についてガイドラインを発行する予定です。

11.10. 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）／共通報告基準（CRS）

11.10.1 FATCA

2010年、アメリカ合衆国は、アメリカ合衆国の居住者および国民が保有するオフショア金融口座に関する情報を取得することで脱税対策に取り組むことを目的に、「外国口座税務コンプライアンス法」（FATCA）として知られる法律を施行しました。アメリカ合衆国は、インドを含む様々な国々と政府間協定（IGA）を締結しました。インドとアメリカ合衆国との間のIGAは、2015年7月9日に署名締結されました。協定では、インドの金融機関はインドの税務当局に必要情報を提供し、これは定期的にアメリカ合衆国に送付されることになっています。

11.10.2 CRS

オフショア脱税や用途不明の海外資金の問題に対処するため、税務当局間での協力を必要とします。G20とOECD諸国は、連携して、自動情報交換（AEOI）に関する共通報告基準（CRS）を進展させました。AEOIに関するCRSでは、源泉の管轄地域にある金融機関が、その税務当局に対し、他国に居住している口座保有者に関する情報を収集して報告するよう求めており、かかる情報は年1回自動的に送付される必要があるとしています。交換される情報は、個人に関するものだけでなく、実質所有者ダミー会社や信託、居住国における利子に関するものも含まれています。さらに、銀行、預託機関、集合投資手段、保険会社などの広範な金融機関が、様々な金融商品について報告を行わなければいけません。

11.10.3 FATCAとCRSに関する重要なタイムライン

FATCA／CRSに関する重要なタイムラインを以下に要約しています。

参加者	重要な日付
FATCA	
FATCAに基づき、既存の口座として扱われる締切日	2014年6月30日
FATCAに基づき「新規口座」とみなされる日	2014年7月1日
インドでFATCAが施行された日	2015年8月31日
FATCAに基づく（暦年2016年の）次回報告日	2017年5月31日
CRS	
CRSに基づき、既存の口座として扱われる締切日	2015年12月31日
CRSに基づき「新規口座」とみなされる日	2016年1月1日
CRSに基づく（暦年2016年の）初回報告日	2017年5月31日

11.10.4 報告金融機関（RFI）向けの報告要件

所得税法114G(9)規則に従い、それぞれの要報告口座に関する明細書は、所得税（システム）長官が指定したデータ体系に従い、デジタル署名に基づき、報告要件のために特別に指定されたサーバーに電子データをオンライン送信することを通じて、RFIが提出する必要があります。RFIには、電子申告（E-File）メニューにある「フォーム61B」または「無計上ステートメント」を送信することが求められています。

11.11. 物品サービス税

物品サービス税（GST）イニシアティブとは、インド経済の重要な構造改革であり、インド全体で間接税体系を簡略化・統一化することを意図したものです。これは、インドの経済史のなかで最も顕著なイベントのひとつであり、ビジネス、物品やサービスの調達、サービスの提供、物品の供給のあらゆる側面に影響を与えます。

上院と下院の両方で、物品サービス税（GST）が全会一致で通過しました。大統領の承認後、GST協議会が、GST体系の様々な側面に関する推奨を行なうために設立されます。

この法案は、憲法的改正法律です。議会には、さらに、中央GST（CGST）と統合GST（IGST）の徴収について、中央レベルのGST法を発効させることが求められるようになります。さらに、各州には、GST体制が運用される前に、州GST（SGST）のための州レベルのGST法を発効させることが求められるようになります。

インド政府、報道情報局は、FAQ（よくある質問）のリストを公開しました。これは、GST法案の規定や経済上のメリットについての情報を提供しています。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=148240>

12. 報告要件

下表は、FPI、FDI、FVCIなどの海外投資ルートに基づく報告要件について要約したものです。

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
FPI :				
預かり資産	SEBI	2週間毎、 月次	カストディアン	
株式・債券取引	SEBI、RBI、 預託機関 (NSDL、CDSL)	日次、月次	カストディアン	
取引に関するCSGL 報告	RBI	週次	カストディアン	
債券の発行時満 期に関するFII/ SAの保有	SEBI	月次	カストディアン	
残余期間の報告	SEBI RBI	月次 週次	カストディアン	
負債限度の報告	預託機関 (NSDL、 CDSL)	平均	カストディアン	FPIの日次負債利用限 度額の計算を容易にす るため。限度額は、一 日の終わりまでに預託 機関がウェブサイト上で 公開します
FII/FPIによる GO証券の保 有パターン	RBI	毎日	カストディアン	
使用済-未使用の 債券上限額	SEBIおよびRBI	該当する時	カストディアン	
国債の証券に関 する統合FII/ FPI投資	RBI	月次	カストディアン	
クライアントごと の債務保持	預託機関 (NSDL、CDSL)	月次	カストディアン	
外国為替の流入・ 流出詳細	RBI	日次、 週次、 月次	承認取引者カテゴリー-I 銀行	
GDR本国送金の 報告	RBI	月次	承認取引者カテゴリー-I 銀行	
FII/FPI顧客の 残高	RBI	週次	承認取引者カテゴリー-I 銀行	
先渡契約建玉の 詳細	RBI	月次	承認取引者カテゴリー-I 銀行	
通貨デリバティブ部門の 許可されているポジショ ン制限の違反	SEBI/ RBI	違反が発生し た場合	カストディアン	

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
2011年SAST規制に基づく報告	— 対象会社の株式が上場されている証券取引所 — 登記先事務所での対象会社	以下の所定の閾値に達した場合 — 対象会社の株式の5%以上 — 対象会社の保有ポジションが2%増加または減少した 2営業日以内に報告	FPI/FII/サブ・アカウント/FDI/FVCI	
インサイダー取引規則	— 企業宛て	法律の規定に従った開示の種類 — 初回開示 — 継続的開示 — その他の関連人物による開示	FPI/FII/サブ・アカウント/FDI/FVCI	
ODIの発行： — 取引の報告（株式、債券、F&O） — ODIの完全な送金軌跡の報告 — 概要報告（所定のフォーマットに従う）	SEBI	月次	ODIを発行するFPI	
— ODIのポジションの再確認	SEBI	年2回	ODIを発行するFPI	例外的報告：報告された月次データから乖離する場合のみ
— 定期的業務評価証明書	SEBI	年次	発行体のCEOまたは同等の役職の者	
— 疑わしい取引に関する報告	インドの金融情報部門（FIU）	疑わしい取引が観察された場合	ODIの発行体には、発行体が発行したODIに関連して、疑わしい取引の報告書について提出が求められるものとします	
FDI：株式の新規発行の場合：				
流入の報告	RBI	対価受領から30日以内	承認取引者カテゴリー-I銀行を通じたインドの企業	外国法人のFIRCおよびKYCレポートのコピーも提供する
株式発行（フォームFC-GPR）	RBI	株式発行から30日以内に記入	資金を受領するインドの企業の承認取引者カテゴリー-I銀行	
株式譲渡（フォームFC-TRS）	RBI	対価受領から60日以内に記入	承認取引者カテゴリー-I銀行を通じた居住者の譲渡者／譲受者	フォームFC-TRSは非居住者が署名すること

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
FVCI :				
所定のフォーマットでの外国為替の流入・流出の報告	RBI	月次	承認取引者カテゴリ-I銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可されたセクターへの投資詳細は、所定のフォーマットに従う	RBI	月次	承認取引者カテゴリ-I銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可されたセクターへの投資詳細に関するオンライン記入	SEBI	毎四半期	FVCI	前四半期末から3営業日以内

13. 業界見通し

インドの証券貸借

著者 – T. Venkat Rao
マネージングディレクター
The National Securities Clearing Corporation Ltd. (NSCCL)

証券貸借は、株式市場に流動性を提供することで、市場の効率性を高める、世界的に非常に人気の高いメカニズムです。ほとんどの国で、この商品はOTC（店頭取引）商品となっており、カストディアンが機関同士の貸借取引を融通します。これは2つの当事者間の相対取引であり、貸手は、カウンターパーティーリスク、担保の適切性、充足性リスク、およびその他の関連リスクに対処しなければいけません。

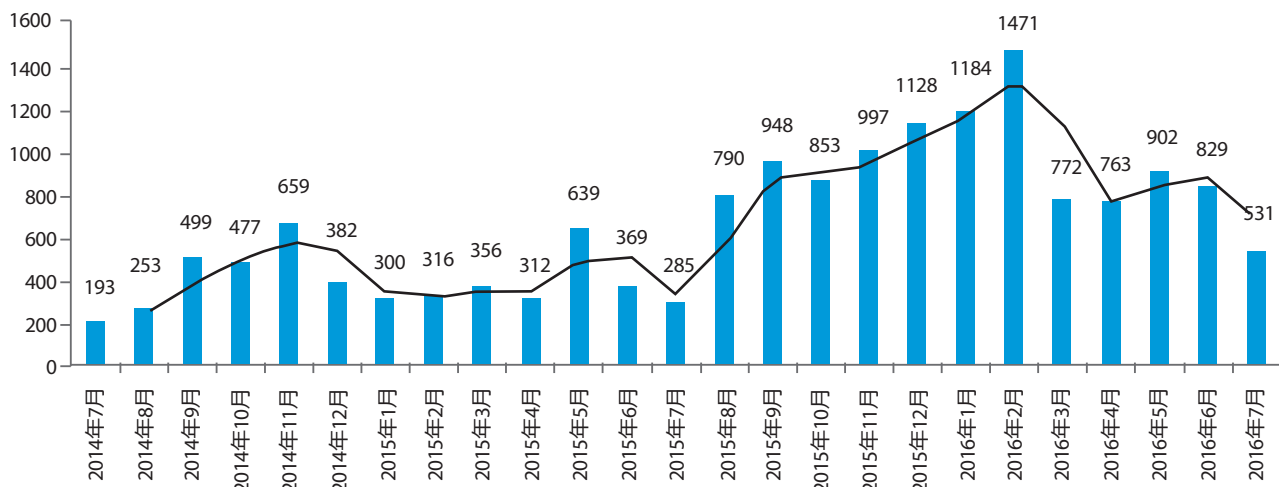
インドでは、SEBIが、個人投資家や機関投資家を含む全てのカテゴリーの投資家に対し、証券の借入および貸付を行うことを許可しています。その他の市場とは異なり、インドにおけるSLBは取引所で取引されている商品で、インド国立証券取引所（NSE）の清算機関であるNational Securities Clearing Corporation of India（NSCCL）が承認を受けた仲介機関として機能し、全ての貸借取引について決済保証を提供しているため、カウンターパーティーリスクはありません。

NSEは匿名取引プラットフォームを提供しており、NSCCLは決済保証というメリットを提供しています。貸手と借手に対して安全なプラットフォームを提供することで、カウンターパーティーのデフォルトという懸念なしに取引ができるようにしています。清算機関は、カウンターパーティーリスクと市場リスクをカバーできるよう、十分な証拠金を徴収し、参加者の上限額を設定するという形で、強固なリスク管理システムを備えています。

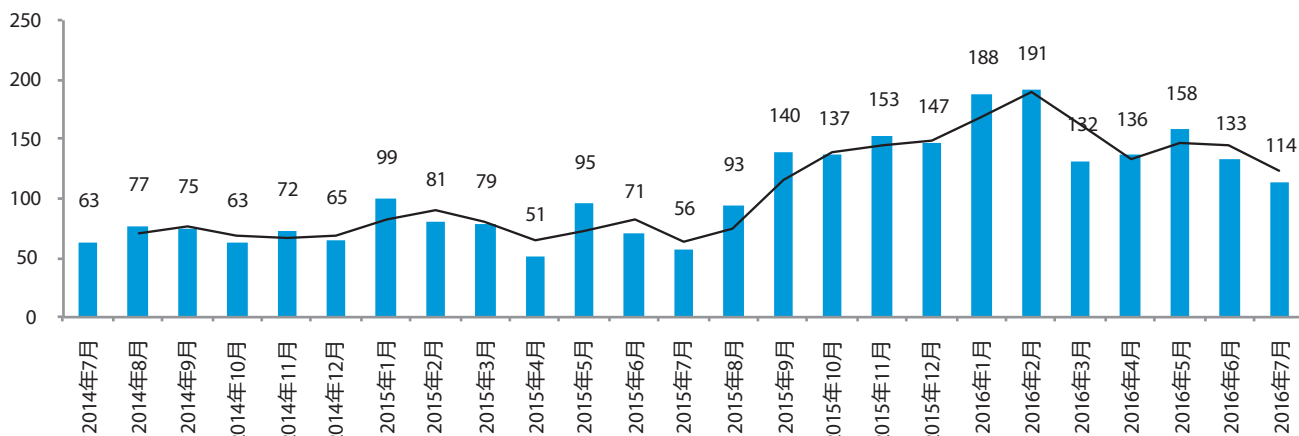
インドにおけるSLB商品は、ロングオンリーのポートフォリオに対するリスクフリー所得、所有者としての全ての権利の保護（全てのコーポレート・アクションのメリット）、配当金収入とは別のポートフォリオのパフォーマンス改善のためのポテンシャル、市場の上昇といった、貸手に対する優れたメリットを提供しています。最も重要な特徴は、清算機関であるNSCCLが提供する決済保証です。これは、借手にとっても大きなメリットがあります。借手は空売りポジションのカバー、リバース裁定取引、ペアトレード、低コストでの取引費用調達のためにこのセグメントを考慮します。

過去2年間のSLB市場の売上高、出来高、利回りを見ると、この商品が成長局面にあることが分かります。月次平均SLB手数料売上高は、過去12カ月間の市場成長に基づくと約100万米ドルとなっています。これを下支えするのは、出来高の増加であり、ロングオンリーの貸手がポートフォリオで獲得する平均利回りは、年率ベースで約7.5%～8%となっています。これは、市場の需要と市場参加度での100%成長を明白に示しています。この成長をさらに、国内機関貸手と海外機関貸手が下支えています。これらの貸手は、このセグメントの成長において重要な役割を果たしています。過去12カ月間で、ドイツ銀行などの参加者は、機関の参加者をこのセグメントに引き入れ、このセグメントの成長に向けた継続的重要パートナーとして重要な役割を果たしてきました。

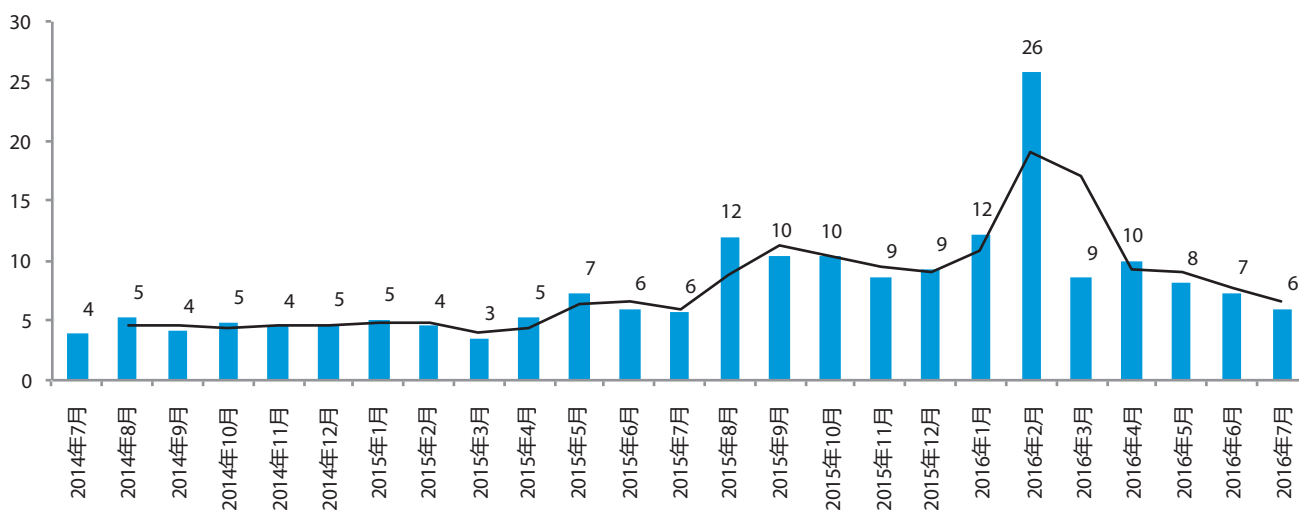
市場のSLB手数料売上高 (単位：千円)



出来高 (単位：百万円)



利回り (%)



インドへの投資にカテゴリIII AIFの人気が高まる

著者 – Suresh V Swamy
金融サービス部門パートナー
PwC India

銀行や金融機関などの従来型の資金プロバイダーでは、増大し続けるインド企業の資金調達ニーズを十分に満たすことができていません。エンジェル投資家、ベンチャーキャピタル、プライベートエクイティ投資家が、この資金調達のギャップをある程度満たそうとしてきました。インド証券取引委員会（「SEBI」）はオルタナティブ投資ファンド規制を導入してオルタナティブ投資ファンド（AIF）を設定できるようにし、インドにおけるファンド設定の規制フレームワークを合理化しました。AIFとは、海外資金と国内資金を私募でプールするための、インドで設立されたファンドです。これらの規制は、以下の3つの異なるカテゴリを提供しています。

カテゴリI：スタートアップまたは初期段階のベンチャー事業、ソーシャルベンチャー事業、中小企業（SME）ファンド、インフラファンド

カテゴリIII AIF：多様または複雑な取引戦略を採用し、上場デリバティブ、非上場デリバティブなどのレバレッジを活用します

カテゴリII：それ以外のカテゴリ

ここでは、ヘッジファンドの間で人気が高まっているカテゴリIIIのAIFについてのみ説明します。2016年6月30日時点でカテゴリIIIとして登録されているファンドは約33件あり、480万インドルピー（7億2,400万米ドル）以上を調達しました。

ファンドの設定という観点から見ると、カテゴリIII AIFでは、スキームあたり2億インドルピー（約300万米ドル）の最低元本および投資家1人あたり1,000万インドルピー（約15万5,000米ドル）の投資額が必要です。スポンサー／投資顧問会社は、元本の5%、または1億インドルピー（約150万米ドル）のいずれか低い額を投資しなければいけません。

投資家の観点から見ると、外国ポートフォリオ投資家（「FPI」）を含むインド国外の居住者も、最高25%という上限を条件として、AIFに投資できるようになりました。外国投資が行われているAIFは、FPIが投資できる証券や商品にのみポートフォリオ投資ができます。

AIFによるダウnstリーム投資は、スポンサーまたは投資顧問会社のいずれも、インド法人の所有や経営ではない場合、外国投資とみなされます。かかる投資では、ダウnstリーム投資をポリシーに従って行う企業に適用されるセクター別上限や制限を遵守する必要があります。

税金面については、カテゴリIIIのAIFには、より多くのことが求められます。カテゴリIおよびIIのAIFに適用される特定のパススルー課税ステータスは、カテゴリIIIのAIFには適用されないため、カテゴリIIIのAIFの課税責任は、そのAIFの設定方法によって異なります。様々な理由により、信託としての設定が人気があります。

この設定には、一般的な信託課税原則が適用されます。信託が確定的信託（受益者が、その持ち分が確定的なため識別可能等）として設定されている場合、税金の債務執行の責任は主に信託の受託者にありますが、信託の収益については、信託の受益者として、「同様同程度に」課税対象となっています。

FPIが現地のインドのファンドマネージャーが運用しているとみなされないよう、直接投資ではなくカテゴリIIIのFPIを通じてFPI投資が行われている場合、税金面での明確性が求められます。税金面での明確性が示されれば、カテゴリIIIのAIFは、資産運用会社のための現在のセーフハーバー体制と比較すると、急により優れた選択肢になると考えられます。

インド - 魅力的な投資先

著者 - Tejas Desai
金融サービス部門パートナー
Ernst & Young LLP

2014年の強い政治的命題に支えられ、2016年経済調査が述べている通り、グローバル経済における混乱が高まる中で、インド経済は引き続き「安定性の避難所かつ機会の前哨地」となっています。期待が高く、ほぼ現実的でない中、ナレンドラ・モディ首相が率いる2014年のインド政府は、やや脆弱だった経済の再生に着手しました。

GSTなどの革新的改革があったものの、土地取得や労働が簡単かつ迅速にできたわけではなく、インド政府は、財政赤字、インフレ、公共投資の徹底見直しといったマクロ経済のファンダメンタルを安定させることで着実に進捗してきました。この着実な進捗を補うのはセクター全体にまたがる政策措置を通じた改革で、それぞれが徐々に起こっており、全体的に有意義なものになっています。ここで、FDIとFPI両方の外国投資家に影響を与える範囲で、インド政府および監督機関が、政策、規制、税金の観点から導入した政策の変更の一部について見ていきます。

外国投資を増加させることを目的としたシンプルでありながら、特徴的な変更として、インド政府は、外国投資の様々なカテゴリーを統合し、FDI、FIIおよび様々なセクターにおけるその他商品の総合上限を導入しました。これは、規則についての明確性を高めるのに役立ち、コモディティ、電力、証券取引所などの複数の上限があったセクターにメリットをもたらします。もちろん、この変更は、過去2年間に開始された保険、年金、鉄道などの12以上のセクターにおける外国投資規則の緩和に追加されるものです。

インド政府は、経済にとって重要なセクターに対して刺激効果のあるAIF、REIT、InvITなどの投資ビークルのための授権体制を提供することに重点を置いています。これらの投資ビークルに対するFDIおよびFPI投資は、自動ルートで許可されています。これまで非常に不確かだったAIF向けの税制は、カテゴリーIおよびIIのAIF向けのパススルー体制を提供することにより、国際的なベストプラクティスに沿って実質的に施行されることになりました。カテゴリーIIIのAIFについては、まだ不確かな点もあります。同様に、REIT向けの税制も次第に合理化されており、今年度、インドで初めてのREITが立ち上げられる見込みです。

新体制を有効にできるよう、税制フレームワークと規制フレームワークを揃えた他の分野として、国内で運用されているオフショアファンド向けのファンドマネージャー体制が挙げられます。これは、FPIとその他の両方に該当します。ファンドがインドで管理されているという理由で、インドに取引関係や税法上の所在地があるとみなされないように、税法の改定が行なわれました。規制上の制度については、最低資本金の規範を削減することにより可能になりました。また、SEBIは、オフショアファンドだけを運用するファンドマネージャーを異なるやり方で規制できるよう、一連の規則を提供すると考えられます。税規則の適用における実用的アプローチにより、当制度が上手く機能することで、金融サービス業界全体への相乗効果が上がり、インドの資産運用業界の活力を高められます。

金融サービス業界に対する外国投資の資本金要件を緩和するという最近の発表は、非常にポジティブな動きで、コモディティのブローカー業務、自己勘定取引などの新しい活動に対する外国投資を誘致するでしょう。

2016年予算案で、インド政府は、FPIのバスケット取引の取引対象を拡大し、証券化特別目的事業体が発行した非上場債券やパススルー証券も含めるよう提案しました。この取り組みに向け、RBIは、FPIによる非上場債券や証券化債券への投資を許可する回状の草案を発行しました。さらに、社債市場を深める目的でRBIが発表した最も最近の措置として、OTCセグメントおよび証券取引所の電子プラットフォームでの、ブローカーの関与を伴わないFPIによる社債の直接取引を許可することが提案されました。

今や現実となった破産法およびGSTは、インド政府が熱心に取り組んでいる「事業展開の容易さ」のグローバルランキングを高めることとなります。また、外国投資家に対して多大な信頼を与え、インドにより多くの資金を呼び込むこととなります。

決定的な動きとして、インド政府は、外国投資家が広範囲に活用している、30年前に締結されたインド・モーリシャス租税条約（そして結果的にはインド・シンガポール租税条約）の交渉を再開し、株式売却に対するキャピタル・ゲイン税の免除を排除しました。これにより、外国投資家は構造を再評価する必要がありますが、税額が確実になり、税控除を段階的に廃止しながら、税の合理化、税率の簡素化・低減を行なうというインド政府の議題に沿ったものとなります。重要なことに、この進展は、モーリシャスおよびシンガポールとの租税条約に基づくキャピタル・ゲイン税免除と矛盾することとなる、多くの非難を浴びたGAARの影響も緩和します。

浮上してきたその他の明確なトレンドとして、SEBIが開示要件の拡大や送金制限を課している参加証書などのオフショアデリバティブ商品を通じたものではなく、FPIによるインド市場への直接投資を奨励するインド政府の選好が現れてきました。モーリシャスおよびシンガポールとの租税条約に基づいたキャピタル・ゲイン税免除の排除は、参加証書の健全性にさらに影を落とします。

インド政府と監督機関は、過去2年間にわたって信頼性の高い業務を行ってきました。強固な構造成長に支えられ、インドの投資展望は、インド政府と監督機関が行ってきた重要な取り組みにより、必ず活気を増し、外国投資家のための機会を高めるでしょう。

インド・モーリシャス条約の改正が、ファンドにどのような影響をもたらすか

著者 – Rajesh H. Gandhi

パートナー

Deloitte Haskins & Sells LLP

歴史的進展として、インドとモーリシャスは2016年5月10日に、1982年に締結された既存旧租税条約を改正する議定書に署名しました。議定書は、インドに対し、モーリシャス居住者のインド企業の株式売却により生じるキャピタル・ゲインに対して課税権を与えるものです。産業界は、議定書に規定されている実質条件を遵守している場合、2年間の税率50%低減とともに、この改正が2017年4月以降適用されるという事実を歓迎しました。さらに、2017年4月より前に行われた投資については適用除外があります。2017年3月31日までに購入した株式の売却から生じたキャピタル・ゲインは、売却日に関係なく課税されません。

租税条約におけるこの改正は、二国間での約10年にわたる交渉の後、実現しました。この二国間の現行の租税条約では、ある人物（企業を含む）から派生したキャピタル・ゲインは、売手の居住地でのみ課税できるとしていません。モーリシャスの国内税法ではキャピタル・ゲイン税を免除しているため、モーリシャス居住者は、「二重非課税」（インドとモーリシャス両方でのキャピタル・ゲイン税の免除）として一般に知られている仕組みを享受できます。この課税免除、規制制度の自由化と安定、モーリシャスにおける費用効率性を考えれば、これが、インドに対して最も好まれるポートフォリオかつ戦略的投資となっています。

モーリシャス条約の濫用に関する一般的不快感や、インドへの資金の往復移動にモーリシャスが利用されているという主張を考慮し、インド政府は、租税条約改正のためモーリシャス政府と協議を行っています。最近の経済協力開発機構（OECD）の税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトやインドにおける将来的な一般的租税回避行為否認規定（2017年4月から施行予定）により、この協議がさらに加速することになり、この結果、議定書の署名につながりました。

インド政府は依然として、外国投資家に対して安定した予測可能な税制を提供することに努力しているため、2017年4月1日以前に行われた全ての投資の「適用除外」を許可し、2019年3月31日を期末とする2年間の移行期間中の株式売却から生じたキャピタル・ゲインの税率を低くすることで、議定書を通じた遡及的变化を避けることにしたことを明記しておきます。また、株式以外の商品の売却から得られたキャピタル・ゲインは、インドでは引き続き免税措置が取られます。さらに、利息収入に対する税率は7.5%にまで引き下げられました。これは、インドが現在まで締結しているいかなる条約においても、最も低い税率となっています。

但し、条約改正の結果、投資家が対処すべき特定の不確実な事柄につながることはありません。不確実な事柄の例として、2017年4月1日以降に受領したボーナス株式に対する適用除外規定の可用性、外国ポートフォリオ投資家（FPI）がオフショアデリバティブ商品（ODI）保有者に支払った税金の配分、デリバティブ取引から生じた損失を株式の売却から生じた利益で相殺する可用性、モーリシャス事業体による海外税額控除を最終投資家に移転させること、などが挙げられます。このような懸念を念頭に置いたうえで、政府は、政府、直接税中央委員会（CBDT）、インド証券取引委員会（SEBI）からの代表者、および市場参加者から構成されるワーキンググループを設立し、実践的な問題について理解したうえで、実現可能な解決策に辿り着きました。このワーキンググループは、2016年9月にインド政府に推奨内容を提出する見込みです。

興味深いことに、モーリシャス条約の改正の結果、シンガポールを拠点とする投資家のキャピタル・ゲイン税免除が廃止されました。これは、シンガポール条約における居住地ベースのキャピタル・ゲイン課税が、モーリシャス条約で同様の扱いが利用できる時までのみ利用できていたことが原因で、モーリシャス条約は2017年4月から変更される見込みです。報道では、インドは間もなく、シンガポールとの租税条約について交渉を行うと示唆されています。他の進展については、インド政府は2016年7月1日に、キプロスとの租税条約について交渉したというプレスリリース発表しました。この条約では、株式の売却によるキャピタル・ゲインについては、2017年4月1日以降の投資分についてインドで課税するとしています。

全体として、条約についてインドが行った改正は、BEPSイニシアティブ（特にアクション6の「条約濫用の防止」）や二重非課税の可能性を抑制することへの政府の取り組みに沿っています。つまり、モーリシャスとキプロスとの租税条約に対して行われた改正は、株式に関することだけであるため、これらの国々の居住者は、引き続き、債券、無担保社債、デリバティブ、ミューチュアル・ファンドのユニットなど、その他のインドの金融商品に対するキャピタル・ゲイン税の免除を要求できます。さらに、モーリシャス、シンガポール、キプロス以外にも、インドは数多くのその他の租税条約を締結しており、ポートフォリオ投資のための株式（保有分の10%未満）に対するキャピタル・ゲイン税の免除を実施しています。締結相手国として、ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、スペインなどが挙げられます。これらの法域は、CIVが利用していることで人気です。このような法域を通じてインドへの投資を検討しているファンドは、免税条件、投資家への配当金に関する源泉課税、税法上の居住者証明書の取得資格、かかる法域における現地での所在の設定・維持費用といった現地の税法の関連事項を検討する必要があります。

条約改正後のインドの戦略を再調整するうえで、投資家は、2017年4月から施行予定のGAARの影響についても検討する必要があります。GAARを発動させることにより、インドの税務当局は、租税上のメリットを受けることを主目的として設立され、その国でのビジネス上の実態が欠けている外国事業体に対し、条約上の恩恵を否定することができます。

外国ポートフォリオ投資家による社債投資

著者 – Aashit Shah
パートナー
J. Sagar Associates

過去数年間で、複数の外国ポートフォリオ投資家（「FPI」）が、インド企業が発行した非転換無担保社債（「NCD」）への投資に成功しました。NCDとはインド企業が発行したルピー建ての債券で、NCD保有者に支払うべき債券を立証し、事前に合意した利子および／またはプレミアムで元本金額の権利を与えます。NCDは担保付きのものと担保なしのものがあります。

NCDルートは、インド企業に対して付加的な資金のプールを提供し、従来の経路では利用できなかった資金調達を可能にします。これは、FPIにとってメリットとなります。理由は、海外で投資の利率よりも高い利率で投資でき、かかる債券投資について担保も得られるからです。この記事は、FPIがインド企業の私募NCDに投資する場合に、FPIが留意しておくべき特定の重要事項についてハイライトしています。

投資家の適格性：外国投資家がインド企業のNCDの申込や購入を行うためには、FPI登録の取得が前提条件です。FPIの各カテゴリーは、社債の購入が可能です。

NCDの上場：インド法に基づき、FPIは、インドの証券取引所に上場されているか、上場予定のNCDにのみ投資できます（インフラ企業が発行した非上場のNCDは除きます）。FPIが上場予定のNCDに投資した場合、そのNCDは、割当から15日以内に証券取引所に上場されなければいけません。この期間内に上場されなかった場合、FPIはNCDを処分しなければいけません。

最低期間：FPIは、NCDが3年という最低残余期間がある場合に、NCDに投資できます。FPIは、金融商品のデュレーションが3年以上であるという条件に、償却後債券に投資を行うことができます。但し、ロックイン期間はないため、FPIは自由にNCDを国内投資家に売却できます。FPI投資家は、譲渡時点でそのNCDの残余期間が3年以上の場合、NCDを別のFPI投資家に譲渡できます。

NCDの価格設定：インド法では、私募NCDのリターン決定について、発行体とFPIに柔軟性を提供しています。通常、リターンは、利子、応募価格のディスカウント、または償還時のプレミアムの形で提供されます。市場にリンクしたNCDの場合、SEBIが規定する一定条件に基づいて発行することもできます。開示文書では、リターンに関する適切な開示を行わなければいけません。但し、NCDはインドルピー建てとなっているため、FPIには外国為替変動リスク（FPIはヘッジできます）が伴うことを留意しておく必要があります。

担保の設定と具備：NCDは担保付きのものと担保なしのものがあります。インド法に基づき、無担保社債の受託者にとって有利になるNCD債券のために担保を設定できます。受託者は、SEBIの規制下にある事業体です。インドの会社法では、担保付社債について、100%の担保カバーを提供することを要求しています。担保の設定と具備には、(a) 取締役会と株主からの承認取得、(b) 担保に関する書類、(c) 印紙税の支払い、(d) 関連当局への担保登録、といった数多くの手順が伴います。執行要件と登録要件が規定された時間内に満たされなかった場合、FPIの担保権にマイナス影響が及ぶ可能性があります。また、FPIは、取締役が関心を持つ可能性がある貸付取引のための金融支援や担保設定に関する規則について、必ず担保が有効で執行可能であるようにしなければいけません。

オファー書類：発行体は、潜在投資家に対して開示書類を提供しなければいけません。この書類には、NCD発行規約やNCDの信用格付など、一定の開示必須事項ならびにSEBI規則およびインド会社法で求められる情報が記載されています。開示書類は、証券取引所と会社登記所に提出します。

紛争の解決：無担保社債受託者／無担保社債保有者と企業との間で執行された書類は、インド法が管轄し、インドの裁判所および審判所の裁判権に従います。最近の法改正に基づき、担保付きで上場されているNCDの社債受託者は、裁判所の介入なしに担保権を実行することができ、債務の実現を目的に、発行体の経営を乗っ取ることもできます。

SEBIとRBIは、社債に対する外国投資を継続的に自由化させてきました。新しい2016年破産・倒産法などの最近の法改正により、インドの社債市場は繁栄すると予想されます。外国投資家がインドの債券市場に参入するうえで、FPIとしての登録が最初の重要なステップとなります。FPI登録が済めば、FPIの利益が必ず保護されるよう、NCDへの投資に関わるニュアンスを理解するため、専門家による健全なアドバイスを得ることが、FPIにとって必須になります。

GSTアップデート | GSTのための憲法改正案が上院議会を通過

著者 – Siddharth Shah
パートナー
Khaitan & Co

インドは、2016年8月8日、GSTのための2014年憲法改正案（第122回改正）（GST法案）通過により、大きなマイルストーンを達成しました。

インド政府は、政治的スペクトル全体にわたって合意をもたらすことに向けて、たゆまぬ努力をしました。下院が通過させた当初のGST法案で提案された、全ての州間での物品供給に対する1%の追加税を削除した後、上院が全会一致でGST法案を通過させました。GST法案におけるその他の重要な改正は、州に対する補填と紛争解決機構に関するものです。この結果、下院は、上院で行われた改正についても全会一致で承認しました。

GSTは、間接税のほとんどを包摂することにより、単一の統一された市場を設立します。間接税は現在、中央政府と州政府の両方が徴収しているため、インド経済で断片化しています。GSTは、世界最大の市場におけるサプライチェーン全般にわたる物品やサービスのシームレスな移動を容易にします。

政府は既に、「モデルGST法」をリリースしました。これには、2016年6月のパブリックコメントに向けて、中央政府物品サービス税／州政府物品サービス税（CGST／SGST）、および統合物品サービス税（IGST）に関する包括的規定が記載されています。モデルGST法は、様々な利害関係者の間での合意後、数カ月間に様々な分野で進展していくと予想されます。GST実施に向けたロードマップについて、以下に概要を記載しています。

インドにおけるGST実施：次のステップ

1. 大統領による承認の前に、州議会議員の50%以上（15州）によるGST法案の批准。本日（2016年8月30日）時点で、13の州（アッサム州、ビハール州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、チャッティースガル州、グジャラート州、マディヤ・プラデーシュ州、ナガランド州、マハーラーシュトラ州、ハリヤーナー州、テランガーナ州、シッキム州、ミゾラム州）がGST法案を批准しています。
2. 大統領による承認から60日以内に、中央政府と州政府からの代表者で構成されるGST協議会を設定。協議会は、モデルGST法、物品サービス税のレンジの下限率などの比率、供給地規則、協議会が決定するGSTに関連するその他の事項に関して、連邦政府および州政府に対して推奨を行います。
3. 2016年末までに議会と州議会がGST法を通過させる。

州政府は、GST法案通過から1カ月以内に州政府がGST法案を迅速に批准することで、インドにおけるGSTのロールアウトを手早く済ませるためのインド政府のコミットメントを強化しています。2017年4月1日という目標日を達成するため、インド政府は、手続および事務的側面とともに、GST法の最終化を迅速に行なう努力をしています。

インド政府は既に、モデルGST法に関する様々な利害関係者への相談を開始しました。今後、より多くの動きが期待され、インド政府は、中央GSTの通過と統合GSTの立法について、議会の7月～8月初旬を時期として示唆しています。これは、目標日までの物品サービス税の実施への道筋を開くでしょう。

FDIポリシーに関する最近の自由化 - 「幸せな日々！」

著者 – Rajesh Begur | Pooja Chitalia
創業者兼マネージングパートナー | シニアアソシエート
ARA Law

2016年、政府は、様々な業界におけるさらなるFDI自由化に向けた一連の改革を発表しました。これらの発表内容は、外国投資を誘致し、インフラ開発やインドにおける事業展開の容易さへの推進力を提供するという目的に沿ったものです。これに従い、ほとんどの業界のFDIは、自動ルートに基づいて許可された、FDI上限が撤廃された、投資条件が緩和された、のいずれかとなりました。

この目的に沿って、インド政府は、承認ルートに基づき、インドで製造・生産された食料品の取引に対して、100%までのFDIを開始しました。食料品や食品加工業というニッチな業界におけるeコマースプレイヤーを大きく後押しすることが予想されるこの業界で、初めて明確性が提供されました。

医薬品業界は、過去数年間で、多額のFDIを誘致しました。ブラウンフィールドプロジェクトにおける100%のFDIが開始され（自動ルートでは74%まで、それ以上は政府の承認が必要）、これは必ず金融投資家にメリットをもたらし、医薬品業界におけるジョイントベンチャーを促進するでしょう。

防衛業界では、FDIは100%まで許可されています（自動ルートでは49%、それ以上は政府の承認が必要）。今回の変更により、インド政府は、外国投資家の条件について、インド企業に「最新のテクノロジー」へのアクセスを提供することを、「モダンなテクノロジー」へのアクセスを提供することに置き換え、外国投資の範囲を広げました。

単一ブランドの小売取引では、調達要件が、「最新で最先端の」テクノロジーを持つ事業体については3年、調達規範はさらに5年へと緩和されました。現地の調達規範におけるこの緩和は、大手の多国籍企業を歓迎する動きとなり、インドで単一ブランドの小売店を設立できるようになりました。

支店、駐在員事務所、事業所の設立については、RBIからの許可は廃止され、FIPBまたは関連規制当局からの承認が得られるようになります。この変更は、支店、駐在員事務所、事業所の設立プロセスを簡略化し、所要時間も少なくなります。

空港向けの参入ルートに関するグリーンフィールドプロジェクトとブラウンフィールドプロジェクトでは、自動ルートに基づく100%までのFDIが許可されています。さらに、航空輸送サービスのセクター別上限も増加しました。これは、確実にインフラや旅客サービスを促進させます。

自動ルートを通じた資産運営会社（ARC）に対するFDIは、100%まで許可されています。現在の投げ売りレベルでのFDIの解放は、ARCに対する資本流入の増加を伴うでしょう。

放送通信サービスでは、外国投資の結果、所有権の変更につながる場合のみ、インド企業に対する49%を上回る外国投資の承認（セクター別省庁からのライセンス／許可を求めない）があれば、自動ルートによる100%までのFDIが許可されています。

私募証券では、FDI上限は、FIPBの承認を条件として、49%から74%に増加しました。また、畜産セクターにおけるFDI要件が、「制御状態要件」を満たすという条件を排除することで自由化されました。

保険・年金セクターでは、一定の条件を満たすことを条件として、49%までの投資であれば事前承認は必要ありません。

産業政策推進局が発行した2016年FDIポリシーは、AIF、REIT、INVITに対する外国投資、従業員ストックオプションの発行、株式スワップ、セクター別条件、B2C eコマースに関する条件などの様々な事柄について明確化しました。したがって、GST法案、インド・モーリシャス租税条約、インド・シンガポール租税条約の修正案、任意条項付きの金融商品の価格設定の明確化と相俟って、FDI自由化は、外国投資家にとってインドをより魅力的な投資先にするうえでの原動力となるでしょう。

免責事項：

本出版物に記載されている見解および意見は著者のものであり、必ずしも公式ポリシーやドイツ銀行の姿勢または見解を反映したものではありません。記載内容は、公に入手できる情報に基づいて用意されたものであり、記載内容について、ドイツ銀行は独自に確認を行っておりません。ドイツ銀行、ドイツ銀行に関連する人物のいずれも、このセクションに記載されている情報の十分性、正確性、完全性、合理性について、明示的または暗示的にかかわらず、一切の表明または保証を行いません。

添付1. FPI登録用申請書フォーマット

添付1.1. フォームA

別表1
フォーム
フォームA
インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）
2014年規制

[規制3(2)および規制8を参照]

外国ポートフォリオ投資家（FPI）としての登録証書付与用
申請フォーム

1.0 申請者の詳細

1.1 申請者の名称

--

1.2 申請者の所在地

所在地			
郵便番号		国	
電話番号		Fax番号	
ウェブサイト			

1.3 生年月日／成立日／設立日

dd/mm/yyyy

1.4 出生地および出生国／成立・設立地および成立・設立国

場所		国	
----	--	---	--

外国個人申請者の場合、申請者の国籍とパスポート番号を記載してください

国籍		パスポート番号	
----	--	---------	--

1.5 申請者の法的形態および申請者の法人化、設立、または登記に基づいている法律（個人の場合該当なし）

--

1.6 主たる事業活動の記載（個人の場合該当なし）

--

1.7（該当する場合）申請者が所属しているグループの主たる事業活動の記載（個人の場合該当なし）

--

1.8 コンプライアンス・オフィサーに関する情報（個人の場合該当なし）

名称			
役職			
電話番号		Fax番号	
EメールID			

2.0 申請者のカテゴリ

2.1 申請者の分類（最も該当するカテゴリを選んでください）*

カテゴリの種類	カテゴリの名称 (指定したカテゴリの中から最もあてはまるものを1つ 選んでください)
カテゴリ-I	
カテゴリ-II**	
カテゴリ-III	

* 申請者は、最も当てはまるカテゴリーを1つだけを選んでください。申請者が、カテゴリーを2つ以上選んだり、正しくないカテゴリーを選んだりした場合、申請フォームには欠点があるとみなされ、却下の原因となります。参考のため、上記カテゴリーの簡単な説明を以下に記載します。

**（但しc項に基づき）申請者が下表のカテゴリーIIに属する場合、投資顧問の名称を示してください。この場合、投資顧問会社は、規則に従ったブロード・ベースド・ファンドが行う投資顧問会社の原資産のブロード・ベースド・ファンドおよびその他の行為や事柄の全てに関する委託や怠慢について、全てのことに責任を負うことを約束すること。

カテゴリー	資格を満たす外国投資家
I	中央銀行、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際／多国籍組織／機関などの政府および政府関連の投資家
II	<ul style="list-style-type: none"> a) ミューチュアル・ファンド、投資信託、保険／再保険会社などの適切な規制下にあるブロード・ベースド・ファンド b) 銀行、資産運用会社、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャーなどの適切な規制下にある事業体。 c) 投資顧問が適切な規制下にあり、カテゴリーIIの外国ポートフォリオ投資家として当局の代わりに指定預託機関参加者により登録されている、適切な規制下でないブロード・ベースド・ファンド。投資顧問会社が、規則に従って、ブロード・ベースド・ファンドが行う投資顧問会社の原資産のブロード・ベースド・ファンドおよびその他の行為や事柄の全てに関する委託や怠慢について、全てのことに責任を負うことを約束すること。 d) 大学基金や年金基金 e) 既にFIIまたはサブ・アカウントとしてSEBIに登録されている大学関連の基金
III	基金、慈善団体、公益信託、財団、法人団体、信託、個人、ファミリーオフィスなど、外国ポートフォリオ投資家のカテゴリーIやIIの資格を満たさないその他全てのFPI

2.2 外国投資家グループに関する情報

シリアル番号	報告を行っている事業体の名称	報告を行っている事業体の登録番号	申請者が共通の最終実質所有者を共有する外国ポートフォリオ投資家の名称	外国ポートフォリオ投資家登録番号	列Cに記載されている外国ポートフォリオ投資家の電子株式を保有するための口座の口座番号
A	B	C	D	E	F

3.0 申請者を規制する規制監督機関の詳細（該当する場合）

3.1 連絡先詳細

名称			
国		ウェブサイト	

3.2 登録番号／コード（ある場合）

4.0 懲戒履歴

申請者、申請者の親会社／持株会社または関連会社が、経済責任または犯罪責任を受けたり、一時的または恒久的な事業の停止または登録の取り消しが行われた可能性のある、証券法、倫理規範、行動規範、事業規則への違反または非遵守があったかどうか。

 あり なし

「あり」の場合、添付書類に詳細をご記入ください。

5.0 指定預託機関参加者、証券のカストディアン、任命した指定銀行に関する詳細

5.1 DDPの詳細

名称	ドイツ銀行 AG
SEBI承認日	

5.2 証券のカストディアンの詳細

名称	ドイツ銀行 AG
証券のカストディアンのSEBI登録番号	CUS003

5.3 指定銀行の詳細

銀行名と支店名	
所在地	Deutsche Bank AG, Mumbai Branch

6.0 インドの証券市場との以前の関わりに関する詳細

(当セクションは個人の場合該当なし)

6.1 申請者のインド証券取引委員会へのFIIまたはサブ・アカウントとしての登録の有無

あり なし

「あり」の場合、詳細をご記入ください。

事業体の名称	登録名	SEBI登録番号	登録期間	
			開始日	宛先
			dd/mm/yyyy	dd/mm/yyyy

7.0 宣言書および約束事項

私たちは以下のことを宣言します。

- インドで投資を行う許可を受けています。
- 申請者の所得と資金源は、既知の合法的な源から来ているものです。
- 申請者は在外インド人ではありません。
- 申請者は、外国ポートフォリオ投資家としての登録付与に関し、他のいかなる指定預託機関参加者その他の申請を一切行っていません。
- 申請者に対する清算命令は行われていません。
- いかなる規制当局も、申請者が金融セクターでの活動を永久に停止または禁止する命令を行っていません。
- 過去5年間に、いかなる規制当局も、証券市場に影響を及ぼす、申請者に対するいかなる免許／承認の付与の取り下げまたは拒否命令を行っていません。
- いかなる規制当局による（罰金を含む）違約金も、既に手続または支払が済んでいます。
- 付属書類を含め、申請に際して提供している情報は、完全かつ真実です。

約束事項

私たちは以下のことを約束します。

- 申請に際して提供している情報に変更があった場合は速やかに知らせること。
- 法律、または、その時施行されているその他すべての法律の規定に基づき、適宜、インド証券取引委員会、インド準備銀行、または、その他のすべての規制当局が発行する可能性のある業務上の指示／指令に従うこと。

申請者代表

正式署名者のサイン	
名称	
役職（個人の場合該当なし）	
日付	Dd/mm/yyyy

添付1.2. フォームA記入完成のためのガイダンス・ノート

このガイダンス・ノートは、Deutsche Bank Indiaが作成したもので、2014年6月1日以降に新しくFPIとして登録を行う全てのFPIに適用されるフォームA、即ち、FPI申請フォームの記入にあたって、外国投資家が分かりやすく記入できることを目的としたものです。

参照セクション	フォームAで要求される情報	ガイダンス用コメント
1	申請者詳細	
1.1	申請者の名称	申請者は、設立書類に記載されているのと同じ名称を記入する必要があります。
1.2	申請者の所在地	申請者は、自身の登記先住所を記入する必要があります。
1.3	生年月日／成立日／設立日	申請者は、申請者が法人化または設立された日付を知らせる必要があります。
1.4	出生地および出生国／成立・設立地および成立・設立国	申請者は、申請者が法人化または設立された場所および国を知らせる必要があります。
	外国個人申請者の場合、申請者の国籍とパスポート番号を記載してください	個人の申請者の場合、国籍とパスポート番号を記載する必要があります。法人顧客の場合、「N.A.」と記載できます。
1.5	申請者の法的形態および申請者の法人化、設立、または登記に基づいている法律（該当する場合）	申請者は、その法的形態と、登記先が基づく法律を記載する必要があります（有限責任組合、公開有限責任会社、非公開会社など）。
1.6	主たる事業活動の記載	申請者は、それが実行する事業内容について簡単に記載する必要があります（個人の場合は該当しません）。
1.7	（該当する場合）申請者が所属しているグループの主たる事業活動の記載	申請者は、グループの名称と概要を記載する必要があります。
1.8	コンプライアンス・オフィサーに関する情報	申請者は、申請者の規制遵守に責任を持つ人物の詳細を記載する必要があります。コンプライアンス・オフィサーとは、現地の規制当局および／またはDDPからの公式連絡に際する主要連絡先のことです。

参照セクション	フォームAで要求される情報	ガイダンス用コメント
2	申請者のカテゴリー	
2.1.	カテゴリーの種類 (I/II/III)	<p>* 申請者は、最もよく当てはまるカテゴリーを1つだけを選んでください。申請者が、カテゴリーを2つ以上選んだり、正しくないカテゴリーを選んだ場合、申請フォームには欠点があるとみなされ、却下の原因となります。</p> <p>カテゴリー分類の決定は重要で、その後の書類要件や川下の業務規則に影響を与えます。申請者には、選択したカテゴリーに申請を行う前に、十分検討を行うことが求められます。申請者は、カテゴリーを指定する欄に、(フォームAで提供されている表から) 関連する事業体の種類を選択する必要があります。例えば、ソブリン・ウェルス・ファンドとして事業を展開している申請者の場合、フォームAの「カテゴリーI」欄に「ソブリン・ウェルス・ファンド」と記入します。</p> <p>申請者がカテゴリーIIIに該当するものの、申請者の投資顧問(投資運用会社、投資顧問、受託者など)がカテゴリーIIのステータスであることを理由にカテゴリーIIのステータスを希望する場合、その投資顧問の名称とFPI登録番号を、フォームAの反対側のカテゴリーIIIに提供されているスペースに記載する必要があります。その投資顧問からの必要な宣言書および約束事項に投資顧問のFPI登録証書の控えを添え、添付書類としてフォームAに添付してください。</p>
2.2.	外国投資家グループに関する情報	<p>投資家グループに関する情報の提供に際する指示</p> <ul style="list-style-type: none"> — FPIは、そのグループの一部として、またFPIとして申請書を登録または提出したグループの一部として、50%を超える直接的または間接的な普通株式保有/実質所有権/実質持ち分を持っている事業体全てに関する詳細を提供しなければいけません。 — 一般的な実質所有者は、 <ul style="list-style-type: none"> — 株式保有 — 議決権 — FPI全般の50%を超える経営権に関するその他の形式をベースに特定されるものとし、(既存のFII/サブ・アカウントを含む)。

参照セクション	フォームAで要求される情報	ガイダンス用コメント
3	申請者を規制する規制監督機関の詳細（該当する場合）	
3.1.	連絡先情報	申請者は、申請者を統括している規制当局に関する詳細を記載する必要があります。ここでは、適切な規制当局は証券市場監督者、または中央銀行（銀行として申請する場合）のいずれかとなります。
3.2.	登録番号／コード（ある場合）	申請者は、監督機関との登録番号を記入する必要があります。
4	懲戒履歴	
4.1.	申請者、申請者の親会社／持株会社または関連会社が、経済責任または犯罪責任を受けたり、一時的または恒久的な事業の停止または登録の取り消しが行なわれた可能性のある、証券法、倫理規範、行動規範、事業規則への違反または非遵守があったかどうか。 （あり／なし）	「あり」の場合、添付書類に詳細をご記入ください。このセクションでは「該当なし」と記載しないでください。
5	インドの証券市場との以前の関わりに関する詳細	
5.1.	申請者のインド証券取引委員会へのFIIまたはサブ・アカウントとしてのインド証券取引委員会 （あり／なし）	「あり」の場合、フォームAにある表に詳細をご記入ください。 表の「開始日」欄：FII／サブ・アカウント宛てのSEBI承認レターの日付を指します。 表の「終了日」欄：FII／サブ・アカウント宛てのSEBI取消レターの日付を指します。 このセクションでは「該当なし」と記載しないでください。

添付2. FPI登録に必要な書類

FPI登録申請書類

DDPへの申請（フォームA）	FPIフォームA原本	添付1.1参照
	申請フォームA記入完成のためのガイダンス・ノート	添付1.2参照
DDPに提出する標準宣言書／約束事項	原本（FPIのレターヘッド）。SEBIは、FPIが提出しなければならない標準型宣言書／約束事項を発行しています。	添付2.1参照
追加登録書類	これらの書類は、FPI登録申請の一部となっています。	添付2.2参照

FII／サブ・アカウントからFPIへの転換

既存のFIIには、転換と更新を同時に申請する、または、既存の登録内容の有効期限までにFPIに転換する、という選択肢が用意されています。

既存のFII／サブ・アカウント体制からFPIに転換する場合、申請者は以下のものを提出するよう求められます。

- このセクションに記載されている完全な書類
- 転換を求める要請レター
- 1,000米ドルの転換手数料

FPI登録の更新

更新のための提出書類	更新に際し、FPIは以下のものを提出する必要があります。 <ul style="list-style-type: none">— 登録の有効期限から3カ月前のFPI登録更新のためのカバーレター— 手数料（登録しているカテゴリーの手数料に従う）— カバーレターでSEBI／DDPに提出する情報に一切の変更がないことを確認する約束書— 保護セル会社（PCC）／マルチクラスビークル（MCV）宣言書— 共通実質所有者（CBO）宣言書	
監督機関の承認	SEBIの代理でDDPが発行	
時間枠	FPIの承認 - 申請書受領から30日、または、要求された情報の提供から30日のいずれか遅い方	
KYC書類		
標準KYCフォーム	SEBIが公表する標準KYCフォーム	添付2.3参照
その他KYC書類要件	KYC完了および口座開設のための補足書類	第6章参照

添付2.1. 標準宣言書および約束事項

指定預託機関参加者に提供する、外国ポートフォリオ投資家からの約束事項付き宣言書

日付

宛先

指定預託機関参加者

各位

[事業体名]（「申請者」/「私」/「私たち」）は、2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規制に従い、外国ポートフォリオ投資家（「FPI」）としての登録申請を行います。上記に関連し、以下のため、添付のフォームA（申請用フォーム）をご査収ください。

- 外国ポートフォリオ投資家（FPI）としての登録証書付与、または
- 既存の外国機関投資家/サブ・アカウント/適格外国投資家からFPIへの転換

私/私たちは、2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規制、運用ガイドライン、これに基づき発行された回状、および、SEBIが適宜指定するその他すべての規約（「FPI規則」）を読み、理解したこと、また私/私たちは、FPI規則に基づく適格基準を満たし、FPIとしての登録に適格であることを宣言いたします。FPI規則の要件を遵守し、申請者は、ここに、以下の事柄について宣言および約束いたします。

- 1) 私/私たちはインド在住者ではありません[1961年インド所得税法に従う]。
- 2) 私/私たちは_____（国名）の在住者です。同国については以下の通りです。

証券市場監督機関である_____（監督機関の名称）は、居住国の証券市場監督機関が証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間覚書（MMoU）に参加調印しています、または、SEBIと二国間覚書（MoU）に参加調印しています（付録A：SEBIと海外の監督機関の間で、特に情報共有を行うという二国間のMoU）または

中央銀行_____（中央銀行の名称）は、国際決済銀行のメンバーです（申請者が銀行の場合のみ適用されます）。

- 3) 私／私たちは、金融活動作業部会（FATF）が発行する声明書通り、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していません。
- (i) 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅（AML／CFT）に対する対抗策の適用が不足している管轄区域
 - (ii) 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない管轄区域
- 4) 私／私たちは、法人化もしくは事業設立を行った国または事業を展開している国の外での証券の投資について、法的に許可を受けています。
- 5) 私／私たちは、自身で、もしくは、私／私たちのクライアントの代理で投資を行ううえで、私／私たちの基本定款、通常定款、または、これらに相当する文書もしくは規約により承認を受けています。
- 6) 私／私たちは、（インドに投資を行ううえで）十分な経験、優れた（投資）実績を有し、プロフェッショナルな競争力を備え、財務基盤が健全で、（監督機関、裁判所、投資家などから）私／私たちには公正性および整合性が欠けていると言われた事例やケースはありません。
- 7) 私／私たちは、[2008年SEBI（仲介機関）規則附則IIIに基づき]健全で適切な人物です。
- 8) 私／私たちは、以下を、書面にてSEBIおよび貴殿に直ちに（かつ、6カ月以内、またはSEBIが適宜規定するそれ以下の期間内）お知らせします。
- a) 以前にSEBIまたは貴殿に対して提出した情報または詳細について、重要な点において間違いまたは誤解を招くとみなした情報が見つかった場合。
 - b) 以前に私／私たちがSEBIまたは貴殿に対して提供した情報について、重大な変更があった場合。重要な変更の例としては、支配権の直接的または間接的な変更、規制状況の変更、合併、分割、事業再編、カテゴリーの変更、構造／実質所有権の変更などが挙げられますが、これらのみに限定されません。私／私たちは、このような変更の結果、FPIの登録内容の再評価が生じる場合があることを理解しています。
 - c) 海外の監督機関により、私／私たちに対して、措置が取られた、または措置が現在取られている罰則、係争中の訴訟、訴訟手続き、調査または捜査の結果がある場合。
- 9) 私／私たちは、SEBIまたはインドのその他すべての政府機関が必要とする場合、FPIとしての私／私たちの活動に関連するあらゆる情報、記録、書類を提出します。

- 10) 私／私たちは、自国および／または海外の法域における投資について、現地の監督機関／裁判所などから制限または禁止を受けていないことを確認します。
- 11) 私／私たちは、FPIとしての私／私たちの活動に関連して、常に、現行のインドの法律、規制、規則（FPIおよびFEMA規則を含む）、SEBI、RBIやその他監督機関が適宜発行する回状、ガイドラインまたはその他の規約を遵守します。
- 12) 私／私たちは、貴殿が要求する付加的情報もしくは書類、宣言書、約束事項を提出し、2002年マネーロンダリング防止法、およびそれに従って規定される規制および規則、FATF基準、SEBI、RBIまたはその他監督機関が適宜発行する回状を必ず遵守します。
- 13) 私／私たちは、保護セル会社、分離セル会社またはこれらと同等のものなど、最終実質所有者にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、または、施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものを意味する不透明な構造を一切持っていません。構造／定款／株式の分類の追加に変更が生じた場合、貴殿の事前承認を受けます。（最終実質所有者は、SEBIが適宜発行するマネーロンダリング防止、または、SEBIが適宜発行するテロ資金供与対策に関する主要な回状に基づくものとします）。
または
私たちは、監督機関の要求により、または、法に従い、私たちの資産および負債を、その他のファンド／サブ・ファンドから目的を特定した上で隔離し、以下のことを宣言します。
 - (a) 私／私たちは、私／私たちの自国の法域で規制下にあります。
 - (b) 私／私たちのファンド、またはサブ・ファンドは、ブロード・ベースの基準を満たしています。
 - (c) 私／私たちは、SEBIからの要求に応じて、私／私たちの実質所有者に関する情報を提供することを約束します。構造／定款／株式の分類の追加に変更が生じた場合、DDPの事前承認を受けます。
- 14) 私／私たちは、FPIとして、または、在外インド人として、一切の預金口座を所有しておらず、2件以上の預金口座を開設いたしません。

15) 私／私たちは以下のことを確認します。

- a. 私／私たちは既存のFII／QFI／サブ・アカウントであり、登録番号は _____ です。
- b. 私／私たちはFII／QFI／サブ・アカウント／FPIの申請を行ったことは一度もなく、また、申請が拒否されたこともありません。
- c. 私／私たちはFII／QFI／サブ・アカウント／FPIに申請したことがあり、以下を理由に拒否されました。

.....

16) 私／私たちの会計帳簿、記録、書類は、FPI規則の要求に従って _____ にて保管・維持され、私／私たちは、変更があった場合、直ちに貴殿に通知いたします。

17) 私／私たちが保有する株式は、一切の抵当権等の負担がなく、今後もないものとします。

18) 上記の宣言／約束およびフォームAに記載した情報は真実かつ正確です。私／私たちは、宣言／約束のいずれかが間違いであること、または、宣言／約束の違反から生じるあらゆる結果について単独で責任を負うこと、また、預託機関および指定預託機関参加者がかかる宣言／約束および情報に依拠することに関して損害を与えないことについて理解・同意しています。また、私／私たちは、かかる情報および／またはこの宣言／約束に依拠したことが原因で生じる可能性のあるいかなる損失、費用、損害、罰金（合理的な弁護士費用、支出を含む）、課徴金、罰金、税金、利子について補償することに同意します。

19) FPIは、投資家グループに属する保有額合計が、規定の上限額を上回ってしまう場合、預託機関が規定した手順に従い、規定された時間内に規定の投資上限額に収まる保有額に戻します。

日付：

場所：

(申請者の署名欄)

承認を受けた人物の署名

カテゴリーIIIに基づく登録を求めるファンドにのみ適用

A. 適切な規制下にある (i)または(ii)のいずれかに記入のうえ、該当しない方に取り消し線を入れてください)

(i) 私たちは、インドにおける投資を提案する場合と同等に、自国の管轄区域の証券市場監督機関により適切に規制または監督を受けていることを宣言します。

または

(ii) 私たちは、自国の管轄区域の証券市場監督機関による適切な規制または監督を受けていませんが、私たちの投資顧問（投資顧問の名称とFPI登録番号）は、適切に規制され、カテゴリーIIのFPIとして登録されており、以下の約束事項を提供いたします。

B. ブロード・ベースド基準 (i)または(ii)のいずれかに記入のうえ、該当しない方に取り消し線を入れてください)

(i) ブロード・ベースド基準を満たす申請者私たちは（FPI規則に従う）インド国外で設立／法人化されたブロード・ベースド・ファンドであり、20人以上の投資家（投資基準ベースの直接投資家と原資産投資家全員を含む）がいます（ファンドに投資している投資家の合計数の確定については、共同ファンドだけを目的として設定された原資産の投資家で、投資を行っているものだけを考慮するものとします）。

ファンドの直接投資家全員に関する詳細を以下に記載します。

シリアル番号	* 投資家の一般的種類	投資家数	共同ビークルの場合、投資家数を記載	保有額の割合 (1)
ファンドの元本 (USD / GBP / EUR)				

* 投資家の一般的種類には、ミューチュアル・ファンド、投資信託、年金基金、保険、集合投資ファンド、基金、公益信託、法人、個人などが含まれます。

(1) ある機関投資家が49%を超えて保有している場合、投資家の一般的種類の各詳細は、以下の表に記載する必要があります（必要に応じて追加の表を追加）。

シリアル 番号	* 投資家の一般 的種類	投資家数	共同ビークル の場合、投資家 数を記載	保有額の割合 (1)
ファンドの元本 (USD/GBP/EUR)				

* 投資家の一般的種類には、ミューチュアル・ファンド、投資信託、年金基金、保険、集合投資ファンド、基金、公益信託、法人、個人などが含まれます。

または

(ii) ブロード・ベースド基準を満たさない申請者（条件付登録）

私／私たちは、新規に法人化／設立された事業体であり、カテゴリ-IIIに基づくブロード・ベースド・ファンドとして登録することを希望しますが、申請時点ではブロード・ベースの基準を満たしていません。条件付登録付与に関する要件に従い、私たちは、ここに、インドに対し、ファンド元本の5%以上の投資を行うことを約束し、登録付与から180日以内にブロード・ベースド基準に従います。

（申請者の署名欄）

承認を受けた人物の署名

日付：

場所：

私たち（投資顧問会社の名称）はFPI登録番号（FPI登録番号）を持ち、（申請者の名称）の投資顧問会社であり、規則に従って（申請者の名称）が行う行為や事柄の全てに関する委託および怠慢について、全てのことに責任を負うことを約束します。

FPIが適切に規制されていないものの、投資顧問会社は適切に規制されており、カテゴリ-IIのFPIとして登録されている場合、申請者が行う行為や事柄の全てに関する委託および怠慢について、全てのことに責任を負うことについて、投資顧問会社が署名を行います。

（投資顧問会社の署名欄）

承認を受けた人物の署名

日付：

場所：

[FPIのレターヘッド] (2010年SEBI回状を参照 - PCC/MCV宣言書)

日付:

宛先

指定預託機関参加者

各位

必須の宣言書および約束事項について、以下を参照してください[FPIの名称を記載してください]。

宣言書

該当するものにチェック () を入れてください。

- (a) 申請者は、保護セル会社 (PCC) または分離ポートフォリオ会社 (SPC) ではなく、いかなる命名法によっても同等の構造を有していないことを宣言します。
- (b) 申請者は、体系的にマルチ・クラス・シェア・ビークル (MCV) ではなく、いかなる命名によっても同等の構造を有していないことを宣言します。株式の単一クラスのみを保有しています。
- (c) 申請者は、体系的にMCVであり、2つ以上のクラスの株式を保有しているか、または、同等の構造を有しており、また共有ポートフォリオは、全てのクラスの株式のために維持しており、ブロード・ベースド基準を満たしていることを宣言します。

または

- (c) 分離ポートフォリオは、別々のクラスの株式のために維持しており、ここでは、株式の各クラスはブロード・ベースドとなっています。

約束事項

申請者がMCVまたは同等の構造であるか、そうなることを提案しており、2つ以上のクラスの株式を保有している場合。

私たちは以下のことを約束します。

- (a) 共通のポートフォリオを、様々な株式クラス全般に渡って配分し、ブロード・ベースにするものとします。

または

- (a) ポートフォリオが、それぞれ異なる株式クラスのために分離されている場合、各株式クラスは、ブロード・ベースド基準を満たすものとします。
- (b) 構造／定款／株式の分類の追加に変更が生じた場合、DDPの事前承認を受けます。
- (c) 株式クラスに追加があった場合、上記 (a) の基準に従うものとします。

承認を受けた人物のサイン
[FPIの名称を記載してください]

添付2.2. 追加登録書類

書類	署名権限
基本定款&通常定款、またはその他の同等の設立文書	— ASLに従い、正式署名者が認証。会社捺印、名前、日付付き。 — 公証人が公証、または外国多国籍銀行が認証（証書には名前、日付、役職を記載のこと）
FII/FPI登録証書の控え（該当する場合）*	正式署名者が認証。会社捺印、名前、日付付き。
投資顧問契約（該当する場合）*	正式署名者が認証。会社捺印、名前、日付付き。

* カテゴリーIIIに基づく登録を求める、規制下でないFPIの場合は必要。カテゴリーIIのステータスの投資顧問会社が該当書類を提出の必要あり。

添付2.3. 標準KYCフォーム

添付 - K 新規 修正

パート I - 顧客確認 (KYC) 申請フォーム (個人用以外)

写真

最近のパスポート用サイズの写真を添付し、
写真の上にサインをしてください

このフォームに「ブロック体の英語」で記入してください

A. 身元詳細													
1	申請者の名称												
2	設立日	D	D	M	M	Y	Y	Y	Y	設立地			
3	事業開始日	D	D	M	M	Y	Y	Y	Y				
4	a) PAN									b) 登録番号 (例: CIN)			
5	ステータス (どれか 1 つを選んでください)												
	<input type="checkbox"/> 非公開有限責任会社			<input type="checkbox"/> 銀行			<input type="checkbox"/> パートナーシップ						
	<input type="checkbox"/> 公開有限責任会社			<input type="checkbox"/> 政府機関			<input type="checkbox"/> FI						
	<input type="checkbox"/> 法人			<input type="checkbox"/> 非政府組織			<input type="checkbox"/> FII						
	<input type="checkbox"/> 信託			<input type="checkbox"/> 防衛機関			<input type="checkbox"/> HUF						
	<input type="checkbox"/> 慈善事業			<input type="checkbox"/> 協会、団体			<input type="checkbox"/> AOP						
	<input type="checkbox"/> NGO			<input type="checkbox"/> LLP			<input type="checkbox"/> BOI						
	<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-I			<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-II			<input type="checkbox"/> FPI - カテゴリー-III						
	<input type="checkbox"/> その他 (具体的にご記入ください) _____												
B. 所在地詳細													
1	郵送先住所												
		市/町/村							PIN 番号				
		州、都道府県							国				
2	郵送先住所のために提出する住所証明												
3	連絡先詳細	電話 (事業所)							電話 (居住地)				
		ファックス番号							携帯電話番号				
		Eメール											
4	登記先所在地 (上記と異なる場合)	_____ _____											

		市／町／村		PIN 番号						
		州、都道府県		国						

5	登記先住所のために提出する住所証明	
---	-------------------	--

C. その他の情報

1	発起人／パートナー／カルタ／受託者および常任取締役の名称、PAN、居住地住所と写真	(詳細は添付 (3 ページ) にて記入)
2	発起人／パートナー／カルタおよび常任取締役の DIN／UID	

D. 宣言

私／私たちは、上記の情報が、私／私たちが知っている、かつ信じている限りで真実かつ正確であり、私／私たちは、ここにある情報に何らかの変更が生じた場合、直ちに通知することを宣言します。上記の情報が虚偽、不正確、誤解を招く、または不実表示であることが分かった場合、私／私たちは、それについて責任を負うことを認識しています。

正式署名者の氏名および署名 _____ 日付 D D M M Y Y Y Y

=====

事務所記入欄	
<input type="checkbox"/> (原本確認済み) 受領書類の謄本 <input type="checkbox"/> (自己証明) 自己証明済み書類の控えを受領	
正式署名者の署名	_____
日付	D D M M Y Y Y Y
仲介機関の捺印	

個人用以外の顧客確認（KYC）申請フォームの一部を構成する発起人／パートナー／カルタおよび 常任取締役の詳細

番号	経営陣（常勤取締役／受託者／パートナー）のフルネーム	生年月日	国籍
1			
2			
3			
4			
5			

正式署名者の氏名および署名

日付	D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
----	---	---	---	---	---	---	---	---

添付 - K
パート II - 口座開設フォーム (個人用以外)

参加者名 - DEUTSCHE BANK AG DP ID - IN300167 所在地 -		顧客-ID (参加者が記入) <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>																				
以下の詳細に従い、私たちの名前前で預金口座開設を行うことを要請します。 (詳細は全て大文字だけでご記入ください)											日付											
A) 口座保有者の詳細																						
		名称				PAN																
単独/1人目保有者																						
2人目保有者																						
3人目保有者																						
B) 口座の種類																						
<input type="checkbox"/> 法人		<input type="checkbox"/> FI		<input type="checkbox"/> FII																		
<input type="checkbox"/> 適格外国投資家		<input type="checkbox"/> ミューチュアル・ファンド		<input type="checkbox"/> 信託																		
<input type="checkbox"/> 銀行		<input type="checkbox"/> CM		<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入ください)																		
C)																						
郵送先住所		DEUTSCHE BANK AG , DB HOUSE HAZARIMA L SOMANI MARG , P.O.BOX NO.1142 , FORT																				
		市/町/村			MUMBAI			PIN 番号			4 0 0 0 0 1											
		州			MAHARASHTRA			国			INDIA											
連絡先詳細		電話 (事業所)			022 - 7180 3000			電話 (居住地)														
		ファックス番号			022 - 7180 3901			携帯電話番号														
		Eメール																				
D) HUF、パートナーシップ企業、未登記信託、団体 (AOP) 等の場合、口座はカルタ、パートナー、受託者などの名義で開設されますが、HUF、パートナーシップ企業、未登記信託、団体 (AOP) 等の名称と PAN は以下の通り記載してください。																						
a) 名称						b) PAN																
E) FII/その他の場合 (該当する場合)																						
RBI 承認参照番号																						
RBI 承認日																						
SEBI 登録番号 (FII 用)																						
F) 銀行詳細																						
1		銀行口座の種類 <input type="checkbox"/> 貯蓄預金口座 <input checked="" type="checkbox"/> 当座預金口座 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入ください) _____																				
2		銀行口座番号 019036 3005																				
3		銀行名 DEUTSCHE BANK																				
4		支店住所 DB HOUSE HAZARIMAL SOMANI MARG , FORT																				
		市/町/村			MUMBAI			PIN 番号			4 0 0 0 0 1											
		州			MAHARASHTRA			国			INDIA											
5		MICR 番号			4 0 0 2			0 0 0 0			2											
G) 6		IFSC			D E U T 0 7 8 4 D C O																	
H) 清算会員の詳細 (清算会員のみが記入)																						

1	証券取引所の名称									
2	清算機関の名称									
3	清算会員 ID									
4	SEBI 登録番号									
5	商号									
6	CM-BP-ID (参加者が記入)									
l) 標準的指示										
1	私たちは貴殿に対し、自動的に私たちの口座に入金を受けることを了承します。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> なし								
2	委任状 (PoA) を通じて管理される口座	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> なし								
3	SMS 通知機能									
	番号	保有者								
	1	単独/1 人目保有者								
	2	2 人目保有者								
	3	3 人目保有者								
		はい								
		なし								
		<input type="checkbox"/>								
		<input type="checkbox"/>								
		<input type="checkbox"/>								
		<input type="checkbox"/>								
l) 4	口座明細書の受取方法	<input type="checkbox"/> - 書面フォーム <input type="checkbox"/> - 電子フォーム (メール/SWIFT)								
I. その他詳細										
1	税込年収の詳細 (具体的にご記入ください) : 年収									
	<input type="checkbox"/> 10 万ルピー未満	<input type="checkbox"/> 100 万～250 万ルピー								
	<input type="checkbox"/> 10 万～50 万ルピー	<input type="checkbox"/> 250 万～1,000 万ルピー								
	<input type="checkbox"/> 50 万～100 万ルピー	<input type="checkbox"/> 1,000 万ルピー超								
2	純資産									
	金額 _____									
	時点 (日付)									
	<table border="1"> <tr> <td>D</td> <td>D</td> <td>M</td> <td>M</td> <td>Y</td> <td>Y</td> <td>Y</td> <td>Y</td> </tr> </table>		D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
D	D	M	M	Y	Y	Y	Y			
	(純資産は 1 年以内の値としてください)									

宣言

私たちは、現在有効である口座に関する預託機関および預託機関参加者に関する規制および規則を読み、理解しました。私たちは口座に適宜施行される規則に従い、その拘束を受けることに同意します。私たちは、上記の情報が、私たちが知っている、かつ信じている限りで真実かつ正確であり、私たちは、ここにある情報に何らかの変更が生じた場合、直ちに通知することを宣言します。上記の情報が虚偽、不正確、誤解を招く、または不実表示であることが分かった場合、私/私たちは、それについて責任を負うことを認識しています。

私たちは、1999 年外国為替管理法 (これに基づき発行された指示、規則、通知、回状など、および適宜行われる同法への改正を含む) の条項に従うことを約束します。

私たちは、法執行機関、取引所、規制機関から、関連顧客書類の控えおよび KYC 詳細について、関連するインドの監督機関からの規定や要請で要件/照会があった場合、遅延なく対応することを確認します。

正式署名（正式署名のための当局決議を同封）

単独／1 人目保有者	名称	署名
1 人目の署名		X
2 人目の署名		X
3 人目の署名		X

その他の保有者

2 人目保有者		X
3 人目保有者		X

単独／1 人目保有者の動作形態（共同保有の場合、保有者全員の署名が必要）

<input type="checkbox"/> いずれか 1 人が単独で	
<input type="checkbox"/> 共同で	
<input type="checkbox"/> （決議に従う）	
<input type="checkbox"/> その他（具体的にご記入ください）	DB POA

注記

- 追加の署名を含める場合は、申請フォームに別の添付書類を添付してください。
- 拇印、および、英語もしくはヒンディー語以外、または、インド憲法附則 8 に記載されている言語以外の言語での署名は、行政長官、公証人、または特別行政長官による証明が必要です。
- 口座明細書を電子形式で受け取る場合
 - 顧客は、メールアドレスのパスワードの機密性を確保しなければいけません。
 - 顧客は、メールアドレスに変更があった場合、参加者に速やかに通知しなければいけません。
 - 顧客は、10 日前に事前通知を行うことにより、この機能を停止することができます。同様に、参加者も、10 日前に事前通知を行うことにより、この機能を停止することができます。
- 該当しない方を削除してください。

=====

承認

参加者名、所在地、DP ID

_____とともに、_____を単独／1 人目保有者、
_____をそれぞれ 2 人目保有者、3 人目保有者として、預金口座開設を行う申請フォームを受け取りました。今後の問い合わせには、毎回、割り当てられた DP ID および顧客 ID（清算会員の場合は CM-BP-ID）を記載してください。

日付：

D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
---	---	---	---	---	---	---	---

参加者の捺印および署名

添付3. 役立つ参照リンク一覧

国際決済銀行	http://www.bis.org
ボンベイ証券取引所 (BSE)	http://www.bseindia.com
CDSL Ventures Limited (CVL)	https://www.cvlkra.com
Central Depository Services Limited (CDSL)	https://www.cdslindia.com
産業政策推進局	http://dipp.nic.in
金融活動作業部会	http://www.fatf-gafi.org
Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)	http://www.icclindia.com
証券監督者国際機構 (IOSCO)	http://www.iosco.org
財務省	http://finmin.nic.in
National Securities Depository Limited (NSDL)	https://www.nsdl.co.in
インド国立証券取引所 (NSE)	http://www.nseindia.com
The National Securities Clearing Corporation Ltd. (NSCCL)	http://www.nscclindia.com/
NSDL Database Management Limited (NDML)	https://kra.ndml.in
報道情報局	http://pib.nic.in
インド準備銀行 (RBI)	http://www.rbi.org.in
インド証券取引委員会 (SEBI)	http://www.sebi.com

別紙4. インドの主要連絡先

Market Infrastructure Entities

ボンベイ証券取引所 (BSE)	名前 : Mr. V. Balasubramaniam 役職 : BSE最高業務責任者 Eメール: bse.fig@bseindia.com 電話: +91-22-22728419/ 39
Central Depository Services Ltd (CDSL)	名前 : Ms. Nayana Ovalekar 役職 : シニアバイスプレジデント Eメール: nayana@cdslindia.com 電話: +91-22-66341855
	名前 : Mr. Yogesh Kundnani 役職 : バイスプレジデント Eメール ID : yogeshk@cdslindia.com 電話: +91-22-22728694/ 6634 1857
CDSL Ventures Limited (CVL)	名前 : Mr. Cyrus Khambata 役職 : マネージングディレクター Eメール ID: cyrus@cdslindia.com 電話: +91-22-22728609
National Securities Depository Limited (NSDL)	名前 : Mr. Samar Banvat 役職 : シニアバイスプレジデント Eメール : samarb@nsdl.co.in 電話: +91-22-24994590
	名前 : Mr. Prashant Vagal 役職 : シニアバイスプレジデント Eメール : prashantv@nsdl.co.in 電話: +91-22-24994481
インド国立証券取引所 (NSE)	名前 : Mr. K. Hari 役職 : 株式 & 株式デリバティブ部門最高業務責任者 Eメール: harik@nse.co.in
	名前 : Mr. Nagendra Kumar 役職 : 通貨 & 債券部門最高業務責任者 Eメール: nagendrak@nse.co.in
NSDL Database Management Limited (NDML)	名前 : Sameer Gupte 役職 : シニアバイスプレジデント Eメール:sameerg@nsdl.co.in 電話: +91-22-49142505

税務代理人／コンサルタント

BMR & Associates LLP	名前：Russell Gaitonde 役職：パートナー Eメール: russell.gaitonde@bmradvisors.com 電話: +91-22-61357000/7045
Deloitte Haskins & Sells LLP	名前：Rajesh H Gandhi 役職：パートナー Eメール: rajegandhi@deloitte.com 電話: +91-22-61854380
Ernst & Young LLP	名前：Tejas Desai 役職：パートナー Eメール: tejas.desai@in.ey.com 電話: +91-22-61920710/ +91 9820 410278
G.M.Kapadia & Co	名前：Harsh Shah Eメール: harsh@gmkco.com 電話: +91-22-66116611
KPMG	名前：Naresh Makhijani 役職：パートナー、金融サービス責任者 Eメール: nareshmakhijani@kpmg.com 電話: +91-22-30902120
Manohar Chowdhry & Associates	名前：Ameet Patel 役職：パートナー Eメール: ameen.patel@mca.co.in 電話: +91-22-24445064
Minesh Shah & Co	名前：Malav Shah 役職：パートナー malav@mineshshah.com 電話: +91-22-40044600/4603/ +91 98209 09359
PricewaterhouseCoopers	名前：Suresh Swamy 役職：パートナー、金融サービス Eメール: suresh.v.swamy@in.pwc.com 電話: +91-22-61198053
SKP & Co	名前：Maulik Doshi 役職：パートナー Eメール: maulik.doshi@skpgroup.com 電話: +91 22 6617 8100
Walker Chandiok & Co LLP	名前：Manoj Purohit 役職：パートナー Eメール: figttax@in.gt.com 電話: +91-22-66262600

法務関係連絡先

ARA Law	名前 : Rajesh Begur 役職 : 創立者兼マネージングパートナー Eメール: rajesh@aralaw.com 電話: +91 22 6619 9800
AZB & Partners	名前 : Rushabh Maniar 役職 : パートナー Eメール: rushabh.maniar@azbpartners.com 電話: + 91 22 6639 6880
Indus Law	名前 : Nishant Singh 役職 : パートナー Eメール: nishant.singh@induslaw.com 電話: +91 - 22- 49207215/ +91 - 22 - 61496215
J. Sagar Associates, Advocates & Solicitors	名前 : Aashit Shah 役職 : パートナー Eメール: aashit@jsalaw.com 電話: +91-22- 43418536
Khaitan & Co	名前 : Siddharth Shah 役職 : パートナー Eメール: Siddharth.Shah@khaitanco.com 電話: +91-22-66365000
Nishith Desai Associates	名前 : Ms. Pratibha Jain 役職 : ファンド組成 & 規制関連業務担当パートナー Eメール: Pratibha.jain@nishithdesai.com 電話: +91 9910122443
PDS Legal	名前 : Vihang Virkar 役職 : パートナー Eメール: Vihang.Virkar@pdslegal.com 電話: +91-22-6192 0320 / +91 98205 30464
Platinum Partners	名前 : Ankit Majmudar 役職 : パートナー Eメール: ankit.majmudar@platinumpartners.co.in 電話: +91-22-61111900
Shardul Amarchand Mangaldas	名前 : Jay Gandhi 役職 : パートナー Eメール: jay.gandhi@AMSShardul.com 電話: +91-22-4933 5555 / +91 982005 4821
Trilegal	名前 : Sabiana Anandaraj 役職 : 最高業務責任者 Eメール: Sabiana.Anandaraj@trilegal.com 電話: +91 11 4259 9319/ +91 11 4163 9393
WADIA GHANDY & CO. Advocates, Solicitors and Notaries	名前 : Shabnum Kajiji 役職 : パートナー Eメール: shabnum.kajiji@wadiaghandy.com 電話: +91 (22) 40735652

添付5. 略語の一覧

略語	全語
AD	承認取引者
ADR	米国預託証券
AGM	年次株主総会
AI	承認済仲介機関
ARC	資産運営会社
ASBA	ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション
BIS	国際決済銀行
BSE	ボンベイ証券取引所
CBDT	直接税中央委員会
CBEC	物品税関税中央局
CBRICS	社債報告および統合清算制度
CC	清算機関
CCD	強制転換社債
CCIL	Clearing Corporation of India Ltd.
CCP	中央カウンターパーティー
CD	定期預金
CDSL	Central Depository Services (India) Limited
CFT	テロ資金供与対策
CIS	集合投資ファンド
CM	清算会員
CP	コマーシャル・ペーパー
CPI	消費者物価指数
CRS	共通報告基準
CSGF	コア決済保証資金
CSGL	Constituents' Subsidiary General Ledger Account
DDP	指定預託機関参加者
DEA	経済庁
DII	国内機関投資家

略語	全語
DP	預託機関参加者
DR	預託証券
DSC	デジタル署名証明書
DTAA	二重課税回避協定
ECB	対外商業借入
ECM	為替管理マニュアル
EFI	資格を満たす外国投資家
EGM	臨時株主総会
ELM	極端な損失の証拠金
ETCD	取引所に上場されている通貨デリバティブ
ETF	上場投資信託
F&O	先物 & オプション
FAQ	よくある質問
FATCA	外国口座税務コンプライアンス法
FATF	金融活動作業部会
FCCB	外貨建て転換社債
FCEB	外貨建て他社株転換社債
FD	定期預金
FDI	外国直接投資
FEMA	外国為替管理法
FI	金融機関
FIFO	先入れ先出し法
FII	外国機関投資家
FIPB	外国投資促進委員会
FMI	金融市場インフラ
FMP	固定満期計画
FPI	外国ポートフォリオ投資家
FPO	追加株式公開
FRB	変動利付債券

略語	全語
FVCI	外国ベンチャーキャピタル投資家
FX	外国為替
GAAR	一般的租税回避防止規定
GAH	ギルト口座保有者
GC	グローバル・カストディアン
GDP	国内総生産
GDR	国際預託証券
Gol	インド政府
G-Sec	国債
ICCL	Indian Clearing Corporation Limited
ICDM	インド社債市場
IDFI	インド開発金融公社
IDR	インド預託証券
IGA	政府間協定
INR	インドルピー
IOSCO	証券監督者国際機構
IPO	新規株式公開
IPP	機関発行プログラム
IRF	金利先物
ISIN	国際証券識別番号
ITP	機関取引プラットフォーム
IVCU	インドのベンチャーキャピタル事業
JLF	共同貸手フォーラム
KMP	主要経営責任者
KYC	顧客確認
MAT	最低代替税
MCA	企業省
MCCIL	Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd
MF	投資信託ユニット
MIM	複数投資顧問会社

略語	全語
MMOU	多国間覚書
MoF	財務省
MRC	最低必要資本
MSEI	インド・メトロポリタン証券取引所
MTM	マーク・トゥ・マーケット
NCD	非転換社債
NDS-OM	Negotiated Dealing System- Order Matching
NEFT	国内電子送金
NOC	異議なし証明書
NRI	在外インド人
NSCCL	National Securities Clearing Corporation Limited
NSDL	National Securities Depository Limited
NSE	インド国立証券取引所
OCI	インド海外市民
OFS	売り出し
OTC	店頭
PAN	パーマネント口座番号
PD	プライマリーディーラー
PDO	公債オフィス
PE	恒久的施設
PIO	インド系移民
PIS	ポートフォリオ投資スキーム
PM	プライマリー会員
PMLA	マネーロンダリング防止法
PSU	公営企業
PTC	パス・スルー証書
QFI	適格外国投資家
QIB	適格機関投資家
QIP	適格機関向け発行

略語	全語
RBI	インド準備銀行
RDM	リテール債券市場
RTGS	即時グロス決済
SA	サブ・アカウント
SAST	株式の大量取得および買収
SAT	証券上訴法廷
SCRA	1956年証券契約（規制）法
SDR	戦略的債務再編
SEBI	インド証券取引委員会
SGF	決済保証資金
SGL	子会社一般元帳勘定
SLB	証券貸借
SLBS	証券貸借スキーム
SLR	法定流動性比率
SPAN	Standardised Portfolio Analysis of Risk
STT	有価証券取引税
TAN	税額控除および徴税口座番号
T-Bill	短期国債
TC	税務コンサルタント
TDR	開発権移転
UPSI	未公開の価格感応情報
VaR	バリュアット・リスク
VC	ベンチャーキャピタル
VCF	ベンチャーキャピタルファンド
WHT	源泉課税
ZCB	ゼロクーポン債

インド投資家サービス
グローバル証券サービス
グローバル・トランザクション・バンキング
インドドイツ銀行 AG

連絡先

Sriram Krishnan
インド投資家サービス責任者
グローバル証券サービス
グローバル・トランザクション・バンキング
ドイツ銀行 AG

電話: +91-22-7180-3579
Eメール: sriram-a.krishnan@db.com

本文書に記載されている情報は、公開情報、または、発行時点でドイツ銀行、またその子会社や関連会社（ドイツ銀行グループと総称）が信頼できると考えた情報源から得られた情報に基づいて用意されたものです。ここに記載されている情報は、要約または翻訳の場合があります。ここに記載されている資料の内容は、予告なく変更される場合があり、こういった変更により、その有効性に影響する場合があります。ドイツ銀行グループは、将来の出来事に照らして、資料の内容を更新する義務を負いません。さらに、ドイツ銀行グループは、明示的または黙示的に、その真実性、正確性、完全性について保証を行いません。ドイツ銀行グループは、本文書のいかなる使用、または本文書に記載されている資料に基づきいかなる行動、もしくはそこから生じた行動について、一切の責任を負いません。この案内書に記載されているものは、情報提供だけを目的としたものです。したがって、この案内書は、ドイツ銀行グループやその役員、取締役、従業員、代理人による投資上、税務上、法律上のアドバイスとして解釈されるべきものではありません。顧客の皆様におかれましては、具体的な事柄については適切な専門のアドバイザーに相談してください。本書の内容と構造は著作権で保護されています。情報やデータコンテンツ、特に、文章（全部または一部）、画像、グラフィックスの使用には、ドイツ銀行 AGからの事前承認を必要とします。

